

平成24年3月5日（月曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	八尾外喜夫
参事兼住民福祉課長	谷敏則	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

// 島元 奈緒美

○議事日程(第1号)

平成24年3月5日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・報告第1号
- ・議案第1号～議案第20号
- ・議案第21号～議案第28号
- ・請願第1号～請願第6号

提案理由説明

日程第4 提出議案の説明及び質疑

- ・報告第1号
- ・議案第1号～議案第20号

日程第5 常任委員会付託

- ・報告第1号
- ・議案第1号～議案第20号
- ・請願第1号～請願第6号

日程第6 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任・委員会付託

- ・24年度予算

日程第7 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長選任

日程第8 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開会

◎開会・開議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 24 年第 1 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

昨年 12 月の定例会において可決されました、円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書、「緊急事態基本」の早期制定を求める意見書、災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書、円高から中小企業を守る対策を求める意見書、防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書、国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書、視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書、以上 7 件は、内閣総理大臣をはじめ、各関係方面に提出いたしておりますので、ご了承願いたいと思います。

加えて、地方自治法第 121 条の規定による、本会議に出席する者、別紙の説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、13 番 田中治夫議員、14 番 作間七郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 2 会期の

決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 19 日間といたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 23 日までの 19 日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 3 議案の一括上程

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町一般会計補正予算）

議案第 1 号 中能登町暴力団排除条例の制定について

議案第 2 号 中能登町道の駅条例の制定について

議案第 3 号 中能登町古民家条例の制定について

議案第 4 号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園の一部を改正する条例について

議案第 10 号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 14 号 平成 23 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 15 号 平成 23 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 16 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 17 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 18 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 19 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 20 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 21 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算、平成 24 年度中能登町一般会計予算

議案第 22 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 24 号 平成 24 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 25 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 26 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 24 年度中能登町水道事業会計予算

請願第 1 号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する請願

請願第 2 号 原子力発電所の警備に関する

請願

請願第 3 号 A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する請願

請願第 4 号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書提出の請願書

請願第 5 号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書提出の請願書

請願第 6 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書提出の請願書

以上、報告 1 件、議案 28 件、請願 6 件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（坂井幸雄議員） 議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成 24 年第 1 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨年 3 月 11 日の東日本大震災からまもなく 1 年を迎えます。改めて亡くなられた多数の方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地が一刻も早く復興されることを願うものであります。被災地においては、厳しい寒さの状況が報道されています。また、今年は各地で記録的な積雪となりましたが、幸い本町では例年並みの積雪で安堵をいたしております。

さて、昨年 12 月 24 日に平成 24 年度地方財政対策の概要が総務省より公表されました。平成 24 年度の地方財政計画の規模は、通常収支分として 81 兆 8,700 億円程度で、前年度比で 6,400 億円の減、マイナス 0.8% であります。

また、特別会計で、東日本大震災の復旧・復興事業分を通常の予算とは別枠で対応をし

ております。この中の緊急防災・減災事業は、被災地以外の自治体にも予算配分され、本町の予算にも反映される予定です。

平成 22 年度決算における本町の財政状況を見ますと、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政指標が前年比で一定程度改善されるとともに、財政調整基金が増加し、地方債現在高が減少するなど好転の兆しが見られたものの、依然として地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。

本町の平成 24 年度の財政見通しについては、歳入の各町税については、増減があるものの、総額では微増であり、根幹的な一般財源の増額を見込むのは厳しい状況にあります。

一方、歳出では、平成 25 年 4 月開校予定の統合中学校建設事業、道の駅関連事業並びに上下水道施設や道路整備等については、更に推し進めて行かなければなりません。また、過去に実施してきた社会資本整備に係る公債費及び少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費が増大することも今後必至であります。

平成 24 年度の予算については、議会行財政改革特別委員会の助言を踏まえ、職員各自が積極的に知恵を出し合い、細部にわたり徹底した経費の見直しを行うとともに、税収確保と受益者負担の適正化等に努めながら、より効率的で効果的な行政執行と、将来にわたり持続可能な財政運営を念頭に置いて予算編成をいたしました。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について、順次説明申し上げます。

最初に、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成 23 年度一般会計予算の歳入歳出にそれぞれ 2,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 136 億 2,969 万 6,000 円としたもので、除雪費の不足が生じたため、2 月 3 日付けをもって専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第 1 号 中能登町暴力団排除条例の制定についてであります。

この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、本町の責務等を定めるものであります。

次に、議案第 2 号 中能登町道の駅条例の制定についてであります。

この条例は、平成 26 年春に開業予定の道の駅の設置に関して、その管理運営等の内容について定めるものであります。

次に、議案第 3 号 中能登町古民家条例の制定についてであります。

この条例は、今月末に小田中地区に完成予定の古民家の利用開始にあたり、管理運営等の内容を定めるものであります。

次に、議案第 4 号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、加入者側の原因による支障移設の引込工事負担を全額負担から一部負担に改正するものであります。

次に、議案第 5 号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、東日本大震災における被災地へのボランティア休暇について、特例措置の有効期限を平成 24 年 12 月 31 日までに変更するものであります。

次に、議案第 6 号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、スポーツ振興法の全面改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 7 号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 8 号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、図書館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、石動山資料館と同様に王墓の館でも団体割引の規定を設けるものであります。

次に、議案第10号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、体育施設の移管又は廃止に伴い、3施設を削除するものであります。

次に、議案第11号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、介護保険事業計画等策定委員会による答申を受け、介護保険料を改定するものであります。

次に、議案第12号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、公営住宅法の改正により所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号から議案20号までの平成23年度各会計補正予算に関する議案についてご説明いたします。

最初に、議案第13号 平成23年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,373万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億4,343万3,000円とするものであります。また、第2表債務負担行為補正につきましては、統合中学校建設事業費の年次別の事業費の変更により必要額を追加するものであり、第3表地方債補正につきましても、事業費の確定見込みにより必要額を追加するものであります。

歳入では、個人住民税、固定資産税、町たばこ税の町税、県営土地改良事業費負担金を増額し、ごみ処理手数料、子ども手当負担金、社会資本整備総合交付金をそれぞれ減額するものであります。ふるさと応援寄付金として、

10名の方々より合わせて84万円をご寄付をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

また、収支の均衡を図るため、財政調整基金繰入金については、4,912万7,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、各款にわたり職員共済組合負担金の補正、また、総務費で職員の早期退職に対応するため職員退職手当組合負担金の増額のほか、各事務事業の確定見込みによる補正を行うものであります。また、農業振興費、県営土地改良事業費でそれぞれ増額をしております。

次に、議案第14号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保険料負担金の減額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億424万7,000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、電算システム改修費等の増額により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,057万5,000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、平成22年度療養給付費等負担金の返還確定等により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,569万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,273万4,000円とするものであります。

次に、議案第17号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、共済負担金の増額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ 15 億 4,643 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 18 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、事業費の確定見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 539 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,549 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 19 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、事業費の確定見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 303 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,147 万 6,000 円とするものであります。

次に、議案第 20 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出並びに資本的支出におきまして、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、共済負担金をそれぞれ増額するものであります。

続いて、議案第 21 号から議案第 28 号までの新年度各会計予算についてご説明をいたします。

最初に、議案第 21 号 平成 24 年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132 億 200 万円とするもので、前年比 4 億 5,300 万円、3.6% 増とするものであります。

第 2 表地方債では、各事業費の地方債限度額を総額で 38 億 5,063 万 8,000 円とするものであります。

平成 24 年度の主な事業として、継続事業では土木費で社会資本整備総合交付金事業費、道の駅整備費、教育費で統合中学校建設等関連事業費、新規事業として、総務費で総合電算システム更新事業費、農林水産事業費でなかのと農産物特産品開発支援事業費、商工費でなかのと四季のイベント開催支援事業費、衛生費で P E T - C T 検査費用の一部助成費

を計上をいたしました。

また、隔年で実施をしている防災総合訓練を今年は、カルチャーセンター飛翔を主会場に予定をしております。町民の皆様、並びに関係機関のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

合併前からの懸案事業であります鹿島地区の統合小学校建設事業につきましては、地域の皆様のご理解をいただきながら、事業の前進を図っていきたく、実施設計費等を計上いたしましたので、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

職員数に関しましては、平成 23 年度中の退職者 20 名に対し、新規採用者 6 名を予定しており、できる限り正規職員の抑制を図っているところでありますが、保育園など法律の規定に基づいた配置基準を遵守するためには、不足する職員を嘱託臨時職員として採用することで現在の行政サービスを維持していきたいと考えております。

次に、議案第 22 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,040 万円とするものであります。

次に、議案第 23 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護保険料の改定による歳入予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 2,300 万円とするものであります。

次に、議案第 24 号 平成 24 年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般及び退職被保険者等にかかる保険給付費や後期高齢者支援金並びに共同事業拠出金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 500 万円とするものであります。

次に、議案第 25 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、鹿島中

部処理区第2汚水幹線管渠布設工事費及び鹿西中部浄化センター水処理施設改築工事を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,067万5,000円とし、第2表地方債では、地方債限度額を4億3,700万円とするものであります。

下水道事業予算につきましても、行財政改革の一環として、汚水処理施設基本構想及び長寿命化計画に基づき、平成22年度より順次、施設の改築・更新と統廃合に係る予算を計上しており、各施設の建設から維持管理における費用の縮減を図り、下水道事業特別会計の健全化に努めてまいります。

次に、議案第26号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、定住対策を一層推進するため、新たな宅地造成実施設計業務費及び公有財産購入費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,906万2,000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、放送サービスの運営費や告知端末サービスの管理費及びケーブルテレビハイビジョン化事業費等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,439万3,000円とするものであります。

最後に、議案第28号 平成24年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入3億1,131万9,000円、収益的支出を3億2,573万9,000円とし、また資本的収入を6億5,629万8,000円、資本的支出を8億6,171万3,000円とするものであります。

主な事業として、水圧適正化管路整備事業費や越路第2配水池築造工事費及び久江第1・第2配水池改良工事費を計上しております。

水道事業会計におきましても、中能登町総合計画に基づいた上水道施設統合整備事業を

推進し、管路の更新と上水道施設の統廃合に係る予算を計上をしており、将来にわたる経費縮減を図り水道事業会計の健全化に努めてまいります。

以上、提案をいたしました予算の主な内容であります。予算の執行にあたっては、限られた財源で最大の効果をあげられるように、計画的・効率的に行い、健全財政を維持するよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、本日提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂井幸雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案説明及び質疑の準備のために、10時45分まで休憩とします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

◎議案の説明及び質疑

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案の説明及び質疑

これより、第1回定例会に上程されております報告第1号及び議案第1号から議案第20号までの報告1件、議案20件について、一括して議案の説明及び質疑を行います。

これより、上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするように要望をしておきます。

それでは、これより議案の説明及び質疑を行います。

最初に、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算）について、説明を求めます。

議案書は、1ページから6ページとなります。

永源参事兼総務課長

〔永源 勝参事兼総務課長登壇〕

○永源 勝参事兼総務課長 それでは、提出議案書の1ページをお願いいたします。

まず、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成23年度中能登町一般会計予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。専決第1号ということで、平成24年2月3日付けで専決処分を行ったものでございます。

3ページをお願いいたします。平成23年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出の予算の総額に2,000万円を追加し、歳入歳出を136億2,969万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。まず、歳出の方から説明いたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、4目除雪費で2,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、委託料の凍結防止剤散布で200万円、消雪ノズル・さく井設備の点検で170万円、除雪作業で1,630万円の合わせて2,000万円の増額をお願いするものでございます。今年の冬の積雪の状況により増額をお願いするものでございます。

なお、歳入につきましては、全額、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。報告第1号について質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第1号 中能登町暴力団排除条例の制定についての説明を求めます。

議案書は、7ページから10ページとなります。

永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 続いて、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第1号 中能登町暴力団排除条例の制定についてであります。

9ページの方、お願いいたします。

まず、第1条 目的であります。この条例は、中能登町から暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条には、各号に掲げる用語の意義を定めてあります。

それから、第3条には、基本理念といたしまして、暴力団排除は、暴力団が町内の事業活動及び町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならないということを謳っております。

また、第2項といたしまして、暴力団排除は国、県、町及び町民等が相互に連携協力を図りながら、社会全体で推進されなければならないということを謳っております。

第4条には、町の責務、第5条には町民等の責務について記載をしてあります。

10ページの方をお願いいたします。

第6条には、町の事務事業における措置といたしまして、町は公共工事、その他の町の事務、又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力

団員と密接な関係を有する者を公共工事等の町が実施する入札に参加させないこと、その他の必要な措置を講ずることに努めるものとするということを謳ってあります。

第7条には、公の施設における措置、第8条には町民等に対する支援、第9条には広報及び啓発、第10条には青少年に対する教育等のための措置について謳ってあります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第1号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第2号 中能登町道の駅条例の制定についての説明を求めます。

議案書は、11ページから16ページとなります。

広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 それでは、議案第2号 中能登町道の駅条例の制定についての概要についてご説明いたします。

この条例につきましても、現在整備を進めています道の駅の設置に関する事、その他管理運営等について定めることとしております。

第1条は、道の駅の目的及び設置について定めており、農産物等の地場産品の販売及び観光情報並びに地域情報の発信による産業の振興と賑わいの創出による地域の活性化を図ることを目的として道の駅を設置することとしております。

第2条は、道の駅の名称、位置について定めています。名称につきましては、道の駅の基本理念により「道の駅織り姫の里なかのと」とし、位置については地域振興施設の属する字の一番若い地番の「中能登町井田ぬ部

10番地」としてあります。

第3条は、道の駅に整備する道路利用者の休憩施設などの施設の種類の種類について定めています。

第4条は、道の駅で行う道路利用者への休憩の場の提供など、事業の内容について定めています。

第5条 指定管理者による管理、第6条 指定管理者が行う業務は、指定管理に関する事項について定めています。

第7条は、施設の開館時間等について定めており、道路利用者の休憩施設などの24時間利用可能な施設を除き、基本的には午前9時から午後8時までとしています。

第8条は、施設を利用した販売に関して施設の利用承認等を定めています。

第9条 利用料金、第10条 利用料金の減免、第11条 利用料金の還付については、施設利用者の利用料金について定めております。

第12条は、利用者が利用条件に違反したときなど、利用の制限及び利用承認の取り消しについて定めており、第13条は入場者の入場の拒否等について定めています。

第14条は、利用者の原状回復の義務、第15条は、利用者の損害賠償の義務について定めています。

第16条は、指定管理者が指定されるまでの間の町長による管理について定めています。

最後の17条につきましては、規則への委任について定めたものです。

附則の第1項につきましては、この条例の施行日について定めており、第2項は条例を施行するための準備行為について定めております。

別表として、第9条の利用料について区分に応じた金額について定めています。

以上が道の駅条例の概要になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第2号について、質疑の方、ございませんか。

4番 諏訪議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○4番（諏訪良一議員） それでは、道の駅条例について2、3質問をしたいと思います。

この道の駅の設置、あくまでもねらいとするところは地域の産業振興、これしかないと思うんです。この点を特にですね、これから検討していただきたいと。

それからもう1点はですね、農産物の販売施設、いかにして周年を通じて地場産品を売っていくことができるか。その生産態勢、あるいは出荷態勢、このあたりの整備が即、今年からしっかりやっていただきたいと。建屋ができてからですね、さあ何か売るのが、では問題にはならないと思います。この点を特に、これから徹底して指導をしていただきたい。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 ただ今の諏訪議員の質疑にお答えします。道の駅の施設は、議員おっしゃるとおり、地場産業の振興なくしては成り立たないというふうに思っております。特に施設の大半を農産物の販売施設を占めることとしております。

そこで、今JA能登わかばさんとも協議しながら、今、議員おっしゃったように、周年を通じた出荷態勢をとれるように現在農家の方と相談しながら、今、ハウス等の野菜も取り入れながらということで検討もされておりますし、周年出品できるような態勢を開業までにはとっていききたいというふうに現在進めているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今ですね、生産しておいでる人らの声を聞きますと、町と農協

の連携がうまくできているのかなど、こんなようによく思うんです。といいますのはですね、このあたりに一つ問題あるのは、やはり能登わかば農協イコール中能登町ではないと。やはり2つの行政がまたがっているというところにも一つ問題があると思うんですね。このあたりをいかに調整しながら町内の生産者を誘導していくか。このあたりが大変大事になってくると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 諏訪議員の今の再質問ですが、行政とJAがいかに末端の農家まで意思が伝わるかというようなご質問だったかと思うんですが、JAとは定期的に会合はもっております。それは建物の中のこととか、そういうことで協議しとるんですが、今の言うところの指導の方についても、そういう農家を募ってやられとるというふう聞いております。それで土曜日ぐらいは能登わかばの南部の方でも盛んにやられておりますし、野菜の講習会等も盛んにやられとるとも聞いてます。ただそれが、今、道の駅できた時の出荷態勢まで見据えたものかどうかは、これからも行政としても指導はしていかなくちゃいけないと思っておりますし、まだ1年少しあるんですが、その組織を見据えたそういう取組みもお願いしていくこととしておりますので、またJAとは強い繋がりを持ちながら、これに関しては一緒の方向性で進んでいきたいというふうに思っております。

○4番（諏訪良一議員） はい、質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） そのほか、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 次に、議案第3号中能登町古民家条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、17ページから21ページとな

ります。

広瀬企画課長

○**広瀬康雄企画課長** それでは、議案第3号 中能登町古民家条例の制定について、その条例の概要についてご説明を申し上げます。

議案書は19ページになります。

この条例につきましては、現在、再生工事を進めております小田中の古民家について、完成後の古民家の管理運営について定めることとしております。

第1条は、条例の目的について定めておりました、中能登町の町並み保存及び地域の活性化に資する賑わい空間の創出を図るため設置することや、管理に関して必要な事項を定めることを目的としております。

第2条は、古民家の名称、位置について定めています。位置につきましては、「中能登町小田中ム部103番地」です。名称につきましては、「(仮称)小田中古民家」としてありますが、これにつきましては、工事完成後に古民家の内見会を行いたいなというふうに思っております。それで、町民の方々に是非見ていただきまして、その上で愛称を募集し、旧街道の古民家に相応しい親しみのある名前を付けていただきたいなというふうに考えております。そういうことで、愛称が決まりましたらこの条例の一部を改正して、名称は正式に決定したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

第3条につきましては、使用時間を定めています。原則としては、午前9時から午後10時までとしています。

第4条 使用の休止、第5条 使用の承認、第6条 使用承認の制限、第7条 使用承認の取り消し等、第8条 権利譲渡の禁止は、古民家の使用手続き等について定めています。

第9条は、立入指示について定めています。

第10条 原状回復の義務、第11条 損害賠償の義務は、使用者の義務について定め

ています。

第12条 使用料、第13条 使用料の減免、第14条 使用料の不還付は、古民家の使用料に関する事項について定めております。

第15条は、本町の免責に関して定めており、第18条 指定管理者の管理、第17条 指定管理者が行う業務、第18条 秘密保持の義務については、指定管理者に関する事項を定めたものであります。

第19条につきましては、規則への委任について定めております。

附則として、この条例の施行日について定めています。

別表としては、第12条の使用料について、利用形態に応じた金額について定めています。

以上が、中能登町古民家設置条例の概要になりますので、よろしくお願いたします。

○**議長(坂井幸雄議員)** 説明が終わりました。

議案第3号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長(坂井幸雄議員)** ないようであります。

次に、議案第4号 中能登町ケーブルテレビ事業ネットワーク施設の条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、23ページから25ページとなります。

澤 情報推進課長

〔澤 伸一情報推進課長登壇〕

○**澤 伸一情報推進課長** ページ、23ページをお願いします。

議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。

それでは、25ページをお願いします。

中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例。中能登町ケーブ

ルテレビネットワーク施設条例の一部を次のように改正する。

説明の方は、先に提出してありますB4の条例等提出案件資料の1ページの方をお願いします。

新旧対称表の1ページで、条例第11条2項の一部を改正するものであります。下線の部分の前条例第2項及び第3項の規定にかかわらず加入者の負担とするを、右の改正案の下線部分、引き込み工事においては前条第2項の規定にかかわらず加入者等の一部負担、告知端末サービス宅内工事については、前条第3項の規定にかかわらず加入者等の負担に改正するものであります。

これは従来、光ケーブルの引き込み工事は1世帯、または1住戸につき1回線部分が町の負担となっておりました。しかし、住宅のリフォームや増築等により軒下に取り付けてあります光信号変換機を動かし、元の場所よりも遠くなった場合、光ケーブルの線を再引き込みする工事が必要となり、その工事費用は全額加入者負担となっております。この再引き込み工事の負担を全額負担から一部負担に変更するための条例改正であります。

光ケーブルの張り替えの工事は、電柱間の電送路の途中に設置してありますドロップクロージャという黒い長方形のボックスの光ケーブルの分配機から、各家庭の軒下にある光信号機までの距離になります。この距離が各家庭によって異なり、20メートルの方や100メートルの方など様々であり、町全体の平均では約82メートルが平均であります。この負担金は、ドロップクロージャの設置場所によって決まります。張り替えの距離が100メートルで約10万円の負担であり、20メートルの方では約4万円の負担であります。この負担金の格差を解消するため、引き込み工事負担金をドロップクロージャから光信号変換機までの距離でなく、引き込みの光ケーブルの引き出ししている直近の電

柱または吊線から光信号機の変換機までの距離、光信号変換機までの距離の間とするものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第4号についての質疑の方、ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） はい、ないようですので、次に議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、27ページから29ページとなります。

永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 27ページをお願いいたします。

議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

29ページをお願いいたします。その下段の方をお願いいたします。

附則に次の1項を加える改正規定中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改めるものでございます。

これにつきましては、東日本大震災に対応するための特別休暇、ボランティア休暇がありますが、これに関する特例措置について1年間延長するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第5号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第6号 中能登町特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、31 ページから 33 ページとなります。

永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 31 ページをお願いいたします。

議案第 6 号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

33 ページをお願いいたします。33 ページの下段の方でございます。

別表第 1 中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

これにつきましては、国の法律、スポーツ振興法の改正に伴い名称を変更するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 6 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 7 号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、35 ページから 37 ページとなります。

平岡生涯学習課長

〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 それでは、ページ、35 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましては、先の第 177 回国会におきまして成立しました、平成 23 年 8 月 30 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係

法律の整備に関する法律、第二次一括法によりまして社会教育法の一部が改正されました。これまで法律で定められていました「公民館運営審議会の委員の委嘱、任命の基準」が削除されまして、町の条例で定めることとされたことに伴いまして、今回、中能登町の公民館条例の一部を改正するものでございます。

それでは、ページ、37 ページをお願いいたします。資料の方は 4 ページになります。

まず、第 17 条の 1 項中、「審議会を置くことができる。」とあるものを、「置く。」に改めます。

それから 17 条の 4 項を「審議会の組織、運営等については、規則で定める。」に改め、同項を同条の第 5 項とし、第 3 項の「委員の任期」を 4 項とし、同条第 2 項中「審議会の委員」を「委員」に改め、同項を同条の 3 項とし、1 項の次に次の 1 項を加えるということで、ここで「運営審議会委員の委嘱、任期の基準」を加えております。

以上が公民館条例の一部を改正する条例になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 7 号について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 8 号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、39 ページから 41 ページとなります。

平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 それでは、議案書 39 ページになります。議案第 8 号でございます。中能登町立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

これにつきましても、先ほどの第二次一括

法によりまして、図書館法の一部改正が行われたことによりまして図書館条例の一部改正するものでございます。

ページ、41 ページになります。資料の方は、5 ページでございます。

まず、第 1 条中、「法律第 118 号」のあとへ「以下「法」という。」法律の法ですね。という文言を追加するということでございます。

それから 13 条中、第 14 条の規定に基づき、図書館に、中能登町図書館協議会「協議会」を置く。というものでございます。

それから、2 項につきましては、図書館協議会の委員の専任の関係の項を設けております。

それから、3 項、4 項につきましては、委員の定数及び任期についてを謳っております。

それから、第 5 項につきましては、協議会の組織、運営等については、規則で定めるというものでございます。

以上、図書館条例についての一部改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 8 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 9 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、43 ページから 45 ページとなります。

堀内教育文化課長

〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 議案第 9 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

45 ページをお開きいただきたいと思います。

す。

本条例の改正は、雨の宮古墳の「雨の宮能登王墓の館」の入館料の取り扱いについての変更を行うものでございます。

これまでは「雨の宮能登王墓の館」の入館料につきましては、団体扱いの入館料金は設定されていませんでした。当町が世界農業遺産の認定や平成 26 年開業の北陸新幹線、また 1 号墳の保存修理事業を終えまして、来場者の増大、交流人口の拡大を図っていくうえで、団体入館者の拡大も図っていくことが必要ということで、新たに大人の団体料金を設定するものでございます。大人については、20 人以上で 160 円とするものです。

また、小・中学生の団体についても新たに設け、入館目的は学習、勉強が趣旨と考えられますので、これにつきましては無料扱いとするものでございます。

これによりまして、石動山資料館と同じ料金設定となります。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 9 号についての質疑の方、ございませんか。

9 番 上見健一議員

〔9 番（上見健一議員）登壇〕

○9 番（上見健一議員） あのですね、この条例改正、沢山入れるためにということで団体扱いする、安くするというのはわかりますけども、高校生、高校生が従来は 100 円だったのが、新たに改正したのは 200 円になるということですか。今までは小人、小・中・高生が 100 円だったんですけども、小学生と中学生だけが 100 円と。あとは 200 円扱いというのは、高校生が 200 円になると理解してよろしいんですか。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 今回、無料扱いいたしますのは、義務教育の小・中学生ということで、高校生につきましては、従来

100円であったものが結果的に100円アップの、個人で入りますと200円に上がるといふことをご理解をいただきたいと思ひます。

従来、石動山資料館も同じ扱いになっておりますので、それに合わせるということでございます。以上でございます。

議長（坂井幸雄議員） 上見議員

○9番（上見健一議員） 先ほどの説明では、その入館者の数を沢山したいと。それに反する形になるとは思ひないですか。入館者の増大のために団体扱いにして割安にすると。それとは逆行しているように思ひんですけども、いかがですか。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 上見議員のご指摘の面も確かにあるかと思ひます。ですけど、実際これまでの入館者数を見てますと、高校生は比較的少なく、小・中学生がほとんどだと、そういう観点からこのような形にさせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○9番（上見健一議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 次に、議案第10号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、47ページから49ページとなります。

平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 それでは、ページ、47ページになります。議案第10号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

これにつきましては、トレーニングセンターとりや、緑の健康広場、テニスコート二宮あおば台の3施設について、利用者の減少、施設の老朽化等によりまして、施設の統

合、統廃合を目的として移管または廃止するものでございます。

まず、トレーニングセンターとりやにつきましては、とりや児童館へ移管、緑の健康広場は廃止で普通財産として総務課へ、テニスコート二宮あおば台につきましても廃止ということ普通財産で総務課へ移管、管理するものでございます。

ページは、49ページ、資料の方は7ページになります。

ここの新旧対照表にございます体育施設の名称1という表でございますが、2番のトレーニングセンターとりや、4番緑の健康広場、次のページ、8ページへいきまして、テニスコート二宮あおば台、この3施設について条例から抜くというものでございます。抜けたところについては、順次番号が繰り上がるというものでございます。

それから、第7条の方で各施設の使用料金等の載ったものがございます。それにつきましても、トレーニングセンターとりやとテニスコート二宮あおば台の表を抜いて、その分番号が全部繰り上がるといった改正でございます。よろしく願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第10号についての質疑の方、ございませんか。

11番 岩井礼二議員

〔11番（岩井礼二議員）登壇〕

○11番（岩井礼二議員） ただ今の条例について、現在まであった施設がなくなったのか、解消したのかによって繰り上がるような中身になっておりますが、なくなった施設についてももう少し具体的に説明をしていただきたい。特に、トレーニングセンターとりや、これは場所がどこなのか、それとなくなった理由、同じく4番、緑の健康広場も場所が具体的にどこなのか。また、テニスコート二宮あおば台、これは大体私は予想がつくんです

が、全員が予想がつくとは思われないので具体的に説明してください。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 ただ今の岩井議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、トレーニングセンターとりやでございますが、これは鳥屋庁舎から信号のところへ出ました交差点のところに、とりや児童館がございます。その中に以前、トレーニングセンターがありました。そういうことで、施設も数台しかなかったんですが、それをトレーニングセンターろくせい、それから鹿島体育センターの方へ統合したような形になっております。そういうことで施設自体はもう機材もございませんし、とりや児童館として今後管理していくというものでございます。

それから、緑の健康広場につきましては、これも旧鳥屋地内なんですけど、これは春木地内になるんですか、三つ池の付近で町の水道施設がございます、高台の真下に以前、ゲートボール場があったんですね。それで現在、ゲートボール場もできない状態になっておまして、土捨て場のような形というか、ちょっと荒れた状態になっとるんです。そういうことで、ゲートボール場としてもできないということで総務課の方へ移管すると。古墳公園じゃなくて、三つ池ご存知ないですか。瀬戸の方へ行く三差路、県道との交差点があるんですが、ちょうどその三差路のところにある施設なんです。上の方には浄水場がありまして。それから、二宮あおば台のテニスコートにつきましては、サンコーポラスの横にテニスコート、以前ございました。それが施設も老朽化してきて、利用者もいないということで、今回取り壊しいたしましたので、条例からおとすということでございます。

○11番（岩井礼二議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第11号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、51ページから53ページとなります。

延川介護担当課長

〔延川しのぶ住民福祉課介護担当課長登壇〕

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 議案書の51ページをお願いします。

議案第11号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

53ページをお願いします。新旧対照表は別添資料の11ページになります。

条例の改正内容につきましては、介護保険事業計画等策定委員会による答申を受け、介護保険料を改定するものでございます。

第3条中、保険料の対象年度を「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めるものでございます。

また、第4号中の第1号被保険者の介護保険料基準額の年額は、「51,600円」を「64,800円」に改め、この基準額に基づき、政令第38条第1項に掲げるとおり、所得段階別に保険料の改定をするものでございます。

また、第1号、第2号につきましては、対象になる方が異なるもので保険料は同額となります。

保険料につきましては、介護報酬の引き上げ改定、高齢化の進行に伴う要介護者の自然増、また、介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービスの整備を行うなど、平成24年度からの3年間で必要と見込まれる介護給付費などから法定負担割合に基づき算出したものでございます。

保険料の改定で負担が大きくなりますが、

策定委員会の答申に基づき、必要なサービスを充実させるということでご理解をいただき、お願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 11 号についての質疑の方、ございませんか。

9 番 上見議員

○9 番（上見健一議員） あのですね、条例、例規集を見れば分かるんですけども、1 号から 6 号までの区分けですね、これを町民の方にも分かるように一回説明していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 延川介護担当課長

○延川しのぶ介護担当課長 上見議員さんの質疑にお答えいたします。

第 1 号は、住民税非課税世帯で生活保護及び老齢福祉年金の受給者の方です。第 2 号は、住民税非課税世帯で課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方です。第 3 号は、住民税非課税世帯で第 1 号及び第 2 号に該当する以外の方です。第 4 号は、住民税課税世帯で本人は住民税非課税の方です。第 4 号は、本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円未満の方です。第 6 号は、本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円以上の方です。以上でございます。

○9 番（上見健一議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 12 号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、55 ページから 58 ページとなります。

高橋土木建設課長

〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、55 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

57 ページをお願いいたします。

この条例改正は、国の地域主権改革一括法によりまして、公営住宅法の一部改正により、これまで老人、身体障害者、その他、特に居住の安定を図る必要のある方について、同居の親族がなくても単身で公営住宅へ入居できるとの規定が、本年 4 月 1 日をもって廃止されることとなりました。町といたしましては、高齢者の方や障害のある方などが引き続き単身でも町営住宅に入居できるよう配慮する必要があると考え、今回条例を改正するものであります。

なお、改正の主な内容につきましては、第 6 条第 2 項に老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として、これまでの基準と同様、第 1 号で 60 歳以上の者、第 2 号で障害者の方、第 3 号で戦争病者、第 4 号で原子爆弾被爆認定者、第 5 号で生活保護受給者、第 6 号で海外からの引揚者。58 ページ、お願いします。第 7 号でハンセン病療養所入所者、第 8 号で配偶者からの暴力を受けている被害者の方が例外的に単身でも町営住宅に入居できる規定を条例に追加したものであります。

なお、この条例の附則で、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、中能登町営住宅条例の一部を改正する条例の概要であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 12 号について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

す。

次に、議案第 13 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算についての説明を求めます。

まずは、歳入全般についての説明を求めることとします。

議案書は、59 ページから 72 ページとなります。

永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 それでは、議案書 59 ページをお願いいたします。議案第 13 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算であります。

歳入、歳出にそれぞれ 1 億 1,373 万 7,000 円を増額し、総額を 137 億 4,343 万 3,000 円としたいものでございます。

第 2 条には、債務負担行為の補正、第 3 条には地方債補正を載せてあります。

64 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正であります。統合中学校建設事業で、まず変更前の限度額でございます。工事請負額 23 億 6,940 万 5,000 円を変更後で 24 億 1,241 万 5,000 円に、また工事管理費につきましては、変更前が 2,800 万円を変更後で 2,840 万 5,000 円にしたいものでございます。

これにつきましては、入札によりまして金額が確定したこと、また 23 年度と 24 年度の工事割合が確定したこと等により変更となるものでございます。

続いて 65 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正であります。

まず、農業農村整備事業債で 6,920 万円を 7,550 万円に、老朽ため池改修事業につきましては、1,550 万円を 1,610 万円に、道路事業で 3 億 6,310 万円を 3 億 7,280 万円に各々増額をしたいものでございます。各々事業費の確定によるものでございます。

続いて、歳入の方になります。まず、最初の町税につきましては、吉田税務課長の方か

ら説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田税務課長

〔吉田外喜夫税務課長登壇〕

○吉田外喜夫税務課長 それでは、歳入の方を説明させていただきます。68 ページになります。

第 1 款町税、第 1 項町民税、1 目で個人町民税でございます。補正額は 878 万円でございます。それと法人税、補正額が 2,812 万円でございます。

まず、個人町民税については、リーマンショック以来失業者が増えておりました、毎年。ところが、22 年度に関して、失業者が復職されたということが見込まれまして増額になったと思われまます。それと、法人町民税については、企業がやはりリーマンショック以来、事業所得とか事業費収入が増額並びに廃業される方もおりますが、起業される方もおいでたということで 2,812 万円の増額となるものでございます。

次に、固定資産税 1,150 万円の増額でございます。これについては、土地は毎年 5 % 程度下がっております。しかしながら、22 年度の新築家屋の増、特に非木造の家屋が多くあったということで 1,150 万円の増でございます。

それから町税、軽自動車税ですけれども、これは普通自動車からガソリンの値上げによる軽自動車への乗り替えが増えたものと思われまます。140 万円の増でございます。

次に、町たばこ税でございます。これは 22 年 10 月にたばこ税の増額がありました。その時に禁煙者を見込んでおりましたけれども、23 年度に入り、その見込み、禁煙者が復煙されたというような状況でございます。1,900 万円の増額を見込んでおります。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 そのほかの歳入の特定財源につきましては、各課長の方から歳出の方と一緒に説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、私の方からは、今説明しなければならぬ一般財源等について少し説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、70ページをお願いいたします。この1番上の県支出金、第1項県負担金、1目総務費県負担金で213万5,000円の増額を計上しておりますが、これにつきましては、東日本大震災災害救助費求償負担金として県からいただくものでございます。その内訳といたしましては、23年度に中能登町から保健師が4名、宮城県の石巻市女川町の方へ4名派遣をしております。それらに要する経費、また中能登町の備蓄してあった救援物資として送っております。それらに充てるための金、合わせて213万5,000円を負担金としていただくものでございます。

続いて、71ページの方をお願いいたします。第16款寄附金、4目ふるさと応援寄附金でございますが、11月1日から1月31日までの間に10件、84万円のふるさと寄附金をいただきましたので、ここに記載をしたものでございます。

また、第17款繰入金、1目基金繰入金で4,912万7,000円のマイナスでございますが、ここにつきましては、歳入と歳出のバランスをとるために減額としたものでございます。

続いて、その下の第17款繰入金、第2項特別会計繰入金、1目特別会計繰入金で448万5,000円の△となっておりますが、分譲宅地で当初ゆりが丘で4戸分売れるという見込みで予算を計上いたしましたが、23年度で3戸売れる見込みとなりましたので、1戸分を減額するという事で448万5,000円の減額を行ったものでございます。あとの特定財源等につきましては、歳出の方で説明を

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後からは歳入の質疑から始めますので、よろしくお願いいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第13号 平成23年度中能登町一般会計補正予算の歳入全般についての質疑を行います。

議案書は、59ページから72ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第13号 平成23年度中能登町一般会計補正予算の歳出についての説明を求めます。

ここでは、第1款議会費から第2款総務費までに説明を求めます。

議案書73ページから80ページとなります。

永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 それでは、議案書の73ページをお願いいたします。

まず、第1款議会費、1目議会費、2細目の給与費で14万円の増額をお願いするものでございます。職員共済組合の負担金の増をお願いするものでございます。これにつきましては、ほかの款にもこの負担金が出てきますし特別会計にも出てきます。その内訳でございますが、国民年金法の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合の一部改正法の施行に伴いまして、一般職の給与に対する公的負担の率が変わったものでございます。

1,000分の36.25から1,000分の48.125に変わった関係で増額をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

続いて、第2款総務費、1目一般管理費で6,373万8,000円の増額をお願いするものでございます。その内、1細目の給与費では、職員退職手当組合負担金として5,095万2,000円の増額をお願いするものでございます。今年度当初予算には16名分の負担金を計上しておりましたが、年度途中の1名と3月末に18名の職員が退職いたします。合わせて19名分の負担金が必要となることから、今回3名分の増額をお願いするものでございます。

続いて、2細目の一般管理事業で953万6,000円の増額をお願いするものでございます。

まず、報償品の記念品では6万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、平成23年度中に100万円以上の高額寄附者が3名おいでになりました。その方々に感謝状とあわせて2万円相当の記念品を贈るために3名分、6万円をお願いするものでございます。

また、負担金では、七鹿広域圏事務組合の負担金、総務経常分といたしまして947万6,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、広域圏の退職手当支給対象者を当初予算では7名分計上してありましたが、結果的に10名の方が退職されることから負担金の増額をお願いするものでございます。

続いて、5細目の情報管理事業で300万円の増額をお願いするものでございます。13節の委託料で統合電算システムの保守分といたしまして、△の257万2,000円、これは年度末の精算によるものでございます。また、カラープリンターの保守といたしまして、△の118万8,000円、また、システム開発といたしまして676万円の増額をお願

いするものでございますが、今回、介護保険システム改修、また、障害者自立支援システム改修費用が必要となった関係で増額をお願いするものでございます。また、財源内訳の中で、県支出金といたしまして65万5,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては、子ども手当システム改修整備補助金として県からいただくものでございます。また、諸支出金といたしまして895万円計上してありますが、国保会計並びに介護保険会計の他会計の負担金分でございます。

6細目の車輛管理事業では25万円の増額をお願いするものでございます。燃料費が不足する関係で増額をお願いするものでございます。ここでは、16台分の車の燃料代を計上してありましたが、燃料費の高騰により不足する関係で増額をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 澤情報推進課長

○澤 伸一情報推進課長 同じく73ページの2目1細目の広報広聴事業で48万7,200円を減額するものであります。内容としましては、印刷製本費で88万5,000円、これは広報なかのとの印刷製本費の事業確定見込みにより減額するものであります。

次に、施設修繕料で95万2,000円、これは北陸電柱N T T柱の移設に伴います光ケーブルの移設工事費の事業確定見込みによる減額であります。

次に、繰出金で、次のページの方お願いいたします。ケーブルテレビ事業特別会計で303万5,000円の減額をするものであります。これもケーブルテレビ特会の方で事業費の減額に伴う一般会計の繰出の減であります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 続いて、74ページをお願いいたします。3目会計管理費で

14万7,000円の増額をお願いするものですが、これは先ほどの議会費の職員共済組合負担金のところにもお話いたしました。国民年金法の一部改正に伴いまして増額をお願いするものでございます。

続いて、4目財産管理費、1細目鳥屋庁舎管理事業で70万9,000円の増額をお願いするものでございます。まず、工事請負費で13万1,000円の減額をお願いするものですが、これにつきましては、社会福祉センターの屋根の改修の入札残によるものでございます。25節の積立金で84万円の増額をお願いするものでございますが、歳入のところでもお話いたしました。ふるさと応援寄附金として11月1日から1月31日までの間に10件、84万円いただきましたので、それをそのまま積立てを行うものでございます。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 続きまして、2細目の鹿島庁舎管理事業で231万6,000円の減額をお願いするものであります。減額の主なものにつきましては、11節燃料費で74万円の減額であります。これにつきましては、暖房用の灯油の節減を図ったものであります。また、14節使用料及び賃借料で電話機借上料75万3,000円の減額であります。これにつきましては、電話機を更新せず再リースしたことにより、大きな減額になったものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

〔谷 敏則参事兼住民福祉課長登壇〕

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 同じく74ページをお願いをいたします。鹿西庁舎管理事業費であります。この中では、決算見込みによる減額をさせていただいております。特に委託料ですが、ここでは空調設備保守点検、減額の15万3,000円、それから警備保障25万2,000円の減額をさせていただいて

おります。これは、総務課一括で入札が行われたことによる経費が低く抑えられたということでの減額でございます。15節工事請負費であります。減額の50万円としております。これにつきましては、鹿西庁舎の管理の中で、庁舎の改修等が発生した場合に使用させていただくというような予定でございましたけれども支出することはありませんでした。そこで50万円の減額となったものであります。鹿西庁舎については以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 続いて、75ページをお願いいたします。4細目の財産管理事業でございます。11節の光熱水費でレクトピアパークの電気料が不足する関係で14万円の増額をお願いするものでございます。なお、臨時雇賃金、燃料費、施設修繕料等で不用額が見込めますので、それらを減額して光熱水費の14万円の財源に充てるものでございます。

続いて、5目の交通防犯対策費でございます。20万5,000円の減額をお願いするものでございます。これらにつきましては、年度末の精算によりまして食糧費、手数料、負担金等々を減額にするものでございます。なお、補助金で地区防犯灯の電気料の補助金でございますが、一部不足する関係で2万円の増額をお願いするものでございます。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 それでは、議案書75ページになります。続きまして、企画費になります。2細目の企画総務費であります。19節の交付金で能登空港の利用促進助成金45万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、11月末現在で昨年からみますと1割程度利用者が伸びておりまして、今後の2月、3月を昨年並みの実績を見込みますと不足が生じますので45万円

の増額をお願いするものでございます。

続いて、4細目の駅管理委託費であります。補正額はありますが、事業実績に基づきまして光熱水費と清掃委託料の組み替え措置を行っております。

続いて、5細目の広報安全対策交付金事業であります。これにつきましても補正額はございませんが、予算の組み替え措置で消耗品と工事請負費で相殺を行っております。

続きまして、76ページになります。消費者行政活性化事業、これにつきましても事業実績に伴って予算の組み替えを行っております。報償金の減額、印刷製本費の減額、それで消耗品の方へ振り替えて1万9,000円の増額ということで予算措置を行っております。

続いて、7目の地域づくり推進費133万8,000円の減額であります。これは昨年実施しました町祭の事業関連に伴う精算措置でございます。支払等も終わりましたので、今回各節にわたりましてそれぞれ減額を行ったものでございます。

続いて、77ページ、男女共同参画推進事業につきましても補正額はございませんが、報償費と報償金の組み替え、それと消耗品費と印刷製本費の組み替え等の措置を行っております。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田税務課長

○吉田外喜夫税務課長 それでは77ページをお願いいたします。2款総務費、2項徴税費でございます。1目で税務総務費、2細目で税務諸事業13万2,000円の減額でございます。これについては、19節の負担金、七尾たばこ販売促進協議会ほか5件について、それぞれ決算見込みによる減額でございます。2目課税徴収費600万円の減額でございます。これについては、23節還付金及び還付加算金600万円、内容は町税の過年度還付金ということでございます。財源内訳で

県支出600万円、そのまま給与費の方へ予算を組み替えということになります。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 ページ、78ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費であります。この項目の中で戸籍住民基本台帳費、これは、この項目では増減はありませんけれども、財源の振り替えということで2万6,000円の振り替えをさせていただいたものであります。

続いて、人権擁護活動推進事業であります。減額の6万円といたしております。これにつきましては、講師謝礼であります。小中学校に対する人権擁護活動の講師分の減額であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 続いて、第4項選挙費、1日選挙管理委員会費で9万8,000円の減額をお願いするものでございます。いずれも年度末の精算によりまして委員報酬、消耗品、食糧費、通信運搬費を減額するものでございます。

続いて、2目の町農業委員会委員選挙費で194万円の減額をお願いするものでございます。農業委員会の選挙につきましては、昨年の11月20日に投開票が行われました。その投開票の折りに、期日前の投票所を当初3箇所で行う予定で予算計上してありましたが、結果的に期日前は1箇所で行いました。その関係で非常勤職員報酬、投票管理者等でマイナスの29万5,000円、時間外勤務手当で106万円の減額をすることができましたので、合わせて194万円の減額ということになりました。

続いて、3目県議会議員選挙費でございます。今回771万円の減額をお願いするものでございます。県議会議員選挙におきまし

ては、4月10日の投開票で行われましたが、鹿島郡選挙区におきましては無投票でなりましたので、それらの投開票の事務費を今回おとさせていただくものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続きまして、同じく80ページになります。統計調査費になります。1目の統計総務費につきましては、県の委託金の減額に伴う財源内訳の変更でございます。委託統計調査費につきましては、1細目学校基本調査につきましては、これも県委託金の決定に伴う財源の変更を行っております。

続いて、2細目の経済センサス活動調査費につきましても、県の交付金の決定に伴う変更と、節につきましては、消耗品と印刷製本費の組み替えを行っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑などがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、第3款民生費から第4款衛生費についての説明を求めます。

議案書は、80ページから86ページとなります。

谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 議案書、80ページであります。よろしくお願ひをいたします。

まず、社会福祉総務費、社会福祉事業費であります。減額の6万円でございます。これにつきましては、地域福祉推進チーム運営費補助金となるものであります。事業の精算見込み確定による減額となります。これは、社会的弱者を地域で支え合う、見守りを行うと

というような各地区で事業を行っていただいております関係のものでございます。

続いて、ページ、81ページであります。ここにおきましては、障害者福祉費、在宅福祉事業費であります。ここは増額の90万円とさせていただいたものであります。精神障害者通院公費助成90万円であります。これにつきましては、通院者の増が原因というものであります。月額おおむね45万円をみさせていただいた2カ月分について載せさせていただいたものであります。

続いて、自立支援事業であります。ここでは326万3,000円の増額をお願いするものであります。まず、補助金であります。障害者自立支援対策臨時特例交付金事業、減額の15万4,000円あります。ここにつきましては、障害者自立、すいません、通所サービス利用促進事業です。ここでは、対象は青山彩光苑、つばさ等の利用者の増によりまして16万2,000円の増額です。逆に新体系の移行促進事業費は移行がなかなか進まなかったというようなことで31万6,000円の減額をさせていただいておりますが、合わせて増減で△、減額の15万4,000円とさせていただいたものであります。

続いて、扶助費であります。この項目につきましては、本年度は体系移行の最終年度で事業主の新体系の移行を見込んでおりましたけれども、なかなか移行の方がうまく進まなかったといったこと、それから関係費目は大きな増減が表れてきたということで、ここには増減の大きな金額をあげさせていただきました。まず、介護給付費、これは新体系分ですが、減額の1,410万円、訓練等給付費、これも新体系分として減額の357万5,000円、旧法でありますけれども、旧法の施設分として施設支援として介護給付費、それから訓練等給付費で634万4,000円の増額であります。それから、特定障害者特別給付としては減額の53万2,000円、それから、

障害者自立支援対策臨時特例基金事業として1,308万円の増額をさせていただいたものがあります。

もう1点、自立支援医療費、厚生医療となっております。これについては220万円の増額を計上させていただきました。これについては、心臓、それから腎臓の関係での該当者がおいでます。心臓については3人の方が11人であったということ。それから腎臓については52人を見込んでおりましたが66人であったというような利用者の該当増の関係における増額であります。

続いて、認定審査会費6万4,000円の増額をお願いするものであります。これについては、新規の障害サービス、介護の関係ですが、該当の請申者が発生をいたしました。ここで審査会の1回分、報酬については5名分となるものでありますけれども、6万4,000円の増額をお願いするものであります。

続いて、老人福祉費であります。老人福祉事務事業では604万円の繰出金の増額をお願いするものであります。この関係は、詳細は介護特会の方で説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。内容としては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修等によるものであります。

続いて、老人ホーム入所措置事業23万円の増額であります。ここににつきましては、3月より入所者が1名発生をいたしました。そうすることでこの分23万円でありますけれども、生活費、事務費、介護費、介護サービス費等を含めて23万円、1カ月分の増額補正をお願いするものであります。

続いて、ページ、82ページをお願いをいたします。老人福祉施設費であります。臨時雇賃金、減額の11万4,000円といたしております。これにつきましては、高齢者生きがいセンター、これは金丸にあります。それから老人ふれあいセンター、これは能登部下の方にありますけれども、このパート賃金によ

るものであります。減額の11万4,000円あります。

続いて、消耗品13万円を計上いたしております。これについては、その施設利用の関係でいう消耗品減額であります。手数料7,000円の増額をさせていただいております。これはコタツ布団等のクリーニング代が少し増になったということであげさせていただいたものであります。それから、委託料の中ですけれども、清掃業務、それから消防設備保守点検、これについては3万5,000円の減額、それから11万5,000円の減額としておりますけれども、これも先にありましたけれども、総務課が一括して契約をしたということで金額が減額になったものであります。

続いて使用料、賃借料の中でいう清掃用具でありますけれども、これについても5万円の減額をさせていただいたものであります。同じく総務課の一括契約による減額がありました。その分で5万円の減額であります。

続いていきます。健康ハウス憩運営事業であります。ここでは、これも事業の確定精算見込みでありますけれども、全ての項目について減額をさせていただきました。消耗品では減額の10万円、賄材料費15万円の減額、これにつきましては、喫茶コーナーの食材の分であります。15万円の減額であります。あとは、消防とそれから保守関係、電気保安関係で減額をさせていただいたものであります。各々事業の決算見込みによるものであります。

続いて、83ページをお願いをいたします。児童福祉費の方へ進ませさせていただきます。こちらでは、子ども手当等支給事業、減額の2,170万4,000円の減額を計上させていただきました。内訳といたしましては、これも事業の決算見込みを含むものであります。まず扶助費で子ども手当2,209万円の減額であります。これにつきましては、6月、10月、2月の支払いが終わりました。この中で

金額の減額を行うものであります。

続いて、ひとり親家庭入学・卒業支度金 9 万円の増額といたしております。これにつきましては、当初人数をみておりましたけれども、9 名分の増員が発生をいたしました。そこで増額 9 万円をさせていただいたものであります。金額の中身につきましては、小学校の入学、それから中学校の入学、中学校の卒業各々 1 万円を支給する事業であります。

続いて、国県等返還金 29 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、平成 22 年の交付済額、それから平成 22 年の所要額の関係での返還金が発生をいたしました。29 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。

続いて、保育園運営費であります。これにつきましては、この事業の決算見込み等によりまして、主なものを減額をさせていただいておりますけれども、まずここでは、社会保険料につきましては、保険料の改定等がありました。その関係がありまして 104 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。

次に、臨時雇賃金であります。減額の 150 万円といたしております。これにつきましては、シルバーの関係でいうバスの運転手、そういったことがあります。そのシルバーの運転手については、あとの項目の方で委託料、この中で園児バスの運転 95 万円の増額をさせていただいておりますけれども、シルバーの移行によるものであります。委託料では増額ですが、今のお話をさせていただいております臨時雇賃金では 150 万円の減額とさせていただきます。この中には、保育士の途中の退職による関係も含めて 150 万円の減額をお願いするものであります。嘱託職員賃金では 900 万円の減額をお願いするものであります。この関係では、当初 38 名分の嘱託職員を保育士、看護師等で見込んでおりました。調理も含め 10 名です。保育、看護が 28 名、調理が 10 名の 38 名を見込

んでおりましたけれども、実際にはそれだけの人数の確保ができませんでした。実際には 4 月当初は 34 人のスタートでありました。嘱託の関係でいう、その増減の関係がありまして 900 万円の減額をお願いするものであります。

続いて、消耗品は 50 万円、光熱水費 50 万円の減額をお願いするものであります。賄材料費については 350 万円の減額をお願いするものであります。これについては食材等の関係がありますが、保育園の入園児童の未満児の方の人数が多く発生をしたということ。それから、以上児については、当初予想を少し下回った結果が原因となるものであります。

続いて、保険料については、自動車保険 8 万円の増額をお願いをしておるものであります。これについては、自動車車輛の自賠責分の計上をさせていただきました。それから、委託料については電気保安、消防設備、空調設備、ボイラー保守関係は総務課一括で入札契約をした関係で経費が安くすんだということの減額であります。

続いて、園児バスの 95 万円は先ほどの臨時雇賃金との関係があります。95 万円の増額をこちらではお願いをいたすものであります。園外保育 32 万円の減額であります。これについては、当初の見込みよりも少し運転日数が少なかったということが減額の理由となったものであります。電話機の使用料、賃借料についての 15 万円の減額ですが、これはリースの終了に基づいて金額が下がったものであります。

続いて、ページ、84 ページをお願いをいたします。清掃用具、減額の 60 万円をお願いするものであります。これも総務課一括での契約があったために金額が安く抑えられたということの関係での減額であります。負担金であります。この中では 962 万 8,000 円の委託児童負担金を増額でお願いをするものであります。これにつきましては、人数の増

ということが大きなものでありまして、委託児童は町外、七尾市、羽咋市、宝達志水町に行っておられる児童にかかるものであります。当初の人数見込みよりも上回ったことによる委託児童負担金の増額をお願いするものであります。私の方からは以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 西浦保健環境課長
〔西浦 順保健環境課長登壇〕

○西浦 順保健環境課長 それでは、同じく84 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目 2 細目保健衛生事業費で 972 万 8,000 円の増をお願いするものでございます。この主なものとしましては、19 の 1 負担金において、七尾鹿島広域圏事務組合分担金病院事業として 1,003 万 5,000 円の増をお願いするものでございます。これは普通交付税と特別交付税の措置単価の改正による増額をお願いするものでございます。なお、28 節の繰出金で国民健康保険税特別会計 29 万 1,000 円につきましては、国県との交付額の決定による国保会計繰出金の減額でございます。なお、財源内訳の 36 万 1,000 円につきましては、国民健康保健基盤安定負担金の交付額の決定によるものでございまして、保険者支援分のルール分の 2 分の 1 の金額でございます。なお、県支出金につきましては、55 万 2,000 円で、これも保健基盤安定負担金交付額の決定によるものでございまして、国保保険税軽減分の 4 分の 3、保険者支援分 4 分の 1 のルール分でございます。

それでは、2 目の予防費でございます。361 万 6,000 円の増額をお願いするもので、これは 13 節委託料、定期予防接種についてでございますが、平成 23 年 5 月 20 日に日本脳炎に関する更なる法改正があり、該当者が 369 名の増となったものや、高齢者インフルエンザの接種の予防人数が当初見込み人数を上回ったため不足になる見込み額を計上させていただいたものでございます。

3 目 1 細目衛生事業費、これについては補正はございませんが、地域住宅交付金の減に伴う財源振り替えを行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 続いて、2 細目の墓地管理事業で 9 万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、返還金に 9 万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、文崎墓地で昭和 62 年 8 月 10 に永代使用の契約をなされた方が今回 1 名返還の申し出がありました。その当時の永代使用料 18 万円の半額を今回返すものでございます。

○議長（坂井幸雄議員） 西浦保健環境課長

○西浦 順保健環境課長 それではページ、85 ページをお願いいたします。老人保健医療費でございます。1,743 万 2,000 円の増をお願いするものでございまして、主なものは 19 の 1 負担金において、石川県後期高齢者医療広域連合に対して支出するものでございまして、これは 4 対 1 対 1 の広域連合に対する町の公費分であり、医療給付見込み額の増加に伴う 12 分の 1 の額 1,387 万 1,000 円と平成 22 年度医療給付費の精算による給付負担額 368 万円の増額の確定したものでございます。なお、28 節繰出金 12 万円につきましては、後期高齢者特別会計への繰出金の減少によるものでございます。

同じく下段に移りまして、2 項 1 目清掃総務費でございます。615 万 1,000 円の減額をするものでございまして、主なものは、12 の 3 手数料の資源ごみで 157 万 5,000 円の減額を行うものでございます。これは、古紙等について第 1 期から第 4 期の全てが有償となり、事業確定によるものでございます。13 節委託料、ごみ収集運搬業務として 244 万 5,000 円の減額をお願いするもので、収集運搬業務につき、今後の変更要員もなく事

業の確定見込みにより減額を行うものでございます。

次に移りまして、指定ごみ袋製造等業務 356 万 5,000 円の減額、これは袋の在庫調整のため、製造数量を例年の半分にしたことによる減額を行うものでございます。それでは 19 の 1 としてページをおめくりください。負担金で七尾鹿島広域圏事務組合分担金のごみ処理 179 万 4,000 円と、し尿処理について 35 万円の増額をお願いするもので、これは共に石油単価の価格高騰による増額をお願いするものでございます。以上でございます。
○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

5 番 宮下為幸議員

〔5 番（宮下為幸議員）登壇〕

○5 番（宮下為幸議員） 81 ページの介護給付費、本年度給付費、新体系分と旧法制施行支援ということで、今、課長が移行が進まなかったということを言われましたが、それはちょっとはっきり言葉が分からなかったもので、これははっきり、なぜ移行、新体系分に移行できなくて減額になったのか、説明をお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 宮下議員の質疑にお答えをさせていただきます。今ほどお話をさせていただきました。新体系への移行という関係ですが、新体系ということについては、平成 18 年障害者自立支援法が制定をされております。その時に障害種別、身体、それから知的、精神、3 つがございますけれども、そういったことに分立した既存施設を 6 種類の日中活動の場に再編するというようなことが支援法により決められております。そういった関係で、この自立支援法に基づいて移行を進めてきたわけですが、うま

く進んでなかったということでの質問かと思っております。

入所施設サービスを日中活動の場と、それから施設入所支援、居住支援に分離するといったこと。それから、そういうものをこの 3 月、24 年の 3 月ですけれども、そこまでに進めようというような移行についての取組みがされてきたわけですが、なかなかその障害の該当の皆さんについて、それからその保護をされている方の皆さんについて、なかなかうまく周知ができていなかったのかなど、そういった点も少し考えられます。それと、旧法でありますけれども、旧法にもそういうことがありまして、旧法の方を使われて、その該当の方については何ら支障がないというような考え方もあったのかなという思いもありますけれども、今後はまたそういう面を制度の中に進めていってですね、障害を持たれている皆さん方の利益になるように、それから利用をもっとしやすくなるように、そういう福祉の向上を含めて進めていきたいと思っております。特に、今、原因はこれだという言い方はなかなか私の方からはお答えはできませんけれども、そういった支援のもとで早期に新体系へ進めていくというようなことについて努力をさせていただきたいと思っております。施設の方では、こういう支援制度に基づいて準備を当然進めておるわけなので、そういった関係では、私ども担当課としても早急にスムーズな移行ができるように今一度、また努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○5 番（宮下為幸議員） はい、終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

11 番 岩井礼二議員

〔11 番（岩井礼二議員）登壇〕

○11 番（岩井礼二議員） 議長、ここへ来るとぬくいんですが、向こうにおると何か冷房がきいとるぐらいに冷えています。

2点、質問いたします。83ページ、これのですね、3款1目ですが、子ども手当、三角の2,200万円、大変大きい金額でございます。先ほどの説明では6月、12月、2月に支払いした残りだといったような説明であったかなと思うんですが、このようなでかい金額、もうちょっと詳しく説明をしてください。

それともう一つ、2目ですが、嘱託職員賃金の900万円、これで本当は38人のスタートの予定が34人のスタートになったというふうに説明であったかと思えます。その4人というのは募集する必要がなかったのか、それともそれだけ応募がなかったのか、またそれによって支障があるのか、ないのか。その2点をお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 ただ今の岩井議員の質疑についてお答えをさせていただきます。

まずは、児童手当等支給事業における子ども手当、扶助費ですが、子ども手当2,209万円の減額、この件についてであります。ご承知のように子ども手当については、先には児童手当という制度できておりました。それが政権が代わったことによって児童手当、子どものための手当とかというような言い方もされております。そういった中での事業であります。

これにつきましては、まず内容について若干説明をさせていただきますが、3歳未満の子どもです。0歳から2歳までのお子さんについては1万5,000円の支給をということです。それから次、3歳から小学校の終了まで、この期間については1万円を支給しようという事業です。ただし、この3歳から小学校の卒業までの関係ですが、この間のところで第3子以降のお子様がおいでれば、この方については1万5,000円を支給しようとい

うようなかぶった制度がここにあります。そして、次、中学生になりましたら、次は1万円の支給、これは一律になります。こういった事業です。

今の政権の中で、今、所得制限の関係も言われておりますけれども、そういった児童手当、子ども手当です。こういった関係があります。ここで子ども手当負担金については、2,100万円の減額をお願いするということです。これは今、子ども手当つなぎ法から特別措置法による制度改正による支給額が変更になるものでありますが、この関係がこの減額にも発生しております。今年度は子どもの手当支給額、2月終了をもって、支払いをもって終了をいたしております。ここで、支出金額が確定をいたしましたので、それについての減額をお願いをしておるものです。

申請関係ですが、受給者の状況もお知らせをさせていただきますと、申請所帯、(今のところもう一度、今の言葉もう一度、発音がちょっと聞こえない。)受給者の、中能登町における受給者の関係も少しお話をさせていただきますけれども、この24年の2月支払いで申請所帯数は1,273世帯、これは世帯でありますので親の数といわれるものであります。子供の人数については、2,291人、これは延べです。そこで支払額がでてくるわけですが、支払額については1億271万5,000円の支払額がありました。この支払額ですが、先ほどもお話をさせていただきましたが、先には6月とか10月とかという先の支払額がありますけれども、こういった金額の精算の確定額に、確定によって当初の金額からみれば2,100万円の減額をお願いするということで、事実の確定額が出ましたので、確定金額が出ましたので、この議会で金額の精算を行わせていただいたものであります。よろしくお願いをいたします。

続いて、嘱託職員賃金、ここには900万円の減額をお願いしたものであります。岩井

議員の今、質疑の中では、嘱託職員、当初は38名を説明させていただきましたが、みておりました。改めて今一度人数をお話をさせていただきます。保育士、それから看護師を含めて28名を予定をいたしておりました。調理については10人の嘱託職員、合わせて38名の当初予定をいたしておりましたけれども、実際には保育士と看護師で24名、調理については充足をいたしましたけれども10名、合わせて34名、数字的には4人の人数を確保できなかったということです。これについては町報等、それから新聞等にも嘱託職員募集ということも出しておりました。それから、ハローワークについても募集の案内をさせていただいたところですが、実際はそれだけの人数が集まっていただけなかったということでもあります。それで、保育園としても子供さんの安全のためには充足することが保育士として必要になってきますので、その分については臨時職員、パート、そういったことで対応をさせていただいたということが実際の保育の現場の状況であります。以上であります。900万円の減額はそれにかかるともであります。よろしく願いをいたします。

○11番(岩井礼二議員) はい、終わります。

○議長(坂井幸雄議員) ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

続いて、第6款農林水産業費から第7款商工費までについての説明を求めます。

議案書は、86ページから88ページとなります。

○議長(坂井幸雄議員) 大村農林課長説明してください。

〔大村義一参事兼農林課長登壇〕

○大村義一参事兼農林課長 それでは、議案書の86ページをお願いいたします。第6款

農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費、1細目の農業委員会費で15万6,000円の減額をお願いするものであります。まず、委員報酬として、農業委員報酬の8万円の減額でありますけれども、これにつきましては、4月から11月まで1名欠員でありましたので、この分で減額をお願いするものであります。費用弁償の7万6,000円におきましては、全国農業委員大会、農業委員会会長大会に会長が出席をする予定をいたしておりましたけれども、都合が悪く欠席となりましたので、その分今回減額をさせていただいたものであります。

2目地域農政推進対策事業費として4万2,000円の増額であります。農業経営基盤強化資金利子助成金として4万2,000円の増額をお願いするものでありまして、現在3名の方がこの融資を受けられる対象となっております。県が2分の1、町が2分の1補助するものであります。

3目農業総務費、2細目の農業総務費で2万1,000円の増額であります。これにつきましては下水道事業特別会計への繰出金でありまして、人件費相当分で2万1,000円の増額をお願いするものであります。

4目農業振興費で農業振興費、1細目の農業振興費で1億280万2,000円の増額をお願いするものであります。この中で、補助金として水田営農体制確立事業として1億285万2,000円の増額であります。これにつきましては、ライスセンターの再編ということで、現在ございます鹿西ライスセンターを平成25年に廃止をいたしまして、その分鹿島ライスセンターを増強するものであります。鹿西ライスセンターにつきましては、平成元年に建設されたものでありますけれども、最近、機械の修繕等、そういったトラブルが多く発生いたしておまして、それを交換する部品等ももう現在もうないという状況でありますので、今回その分を、鹿西ライスセン

ターを廃止させていただきまして鹿島ライスセンターを増強するものであります。

内容といたしましては、屋外の乾燥機 50 トン 2 基、それから貯留瓶攪拌装置 3 基等を設置するための費用であります。総事業といたしまして、2 億 3,847 万 6,000 円であります。その内、補助対象経費といたしまして 2 億 59 万円を予定いたしております。そこで今回、歳入にもございますけれども、国庫補助金として 8,720 万 6,000 円をみております。これにつきましては、先ほど申し上げました補助対象経費の 43.5%分について、今回補助をいただけるものであります。残ります 1,564 万 6,000 円につきましては、算出根拠といたしまして、これは町の補助金の分でございますけれども、算出根拠といたしまして平成 22 年におけるライスセンターの荷受量をもとに算出したものでありまして、鹿島ライスセンターでは中能登町分で 682 トン、それと七尾市分として 229 トン、合わせまして 991 トンの荷受をいたしております。鹿西ライスセンターにおきましては、451 トンでありまして、全体で 1,362 トンの荷受を行っております。そこで、全体の荷受量から中能登分でありまして、それを割りかえますと 83%分が中能登町分、残ります 17%分が七尾市分となるわけでありまして、

平成 28 年度以降、農業施設に対する補助は町が今現在 9.5%補助しておりますので、今回のこのライスセンターに対する補助につきましては、先ほど申し上げました 2 億 59 万円に、この補助率の分 9.5%を掛けまして、それと先ほど申し上げました中能登町分 83%、これを全部全て掛けまして 1,564 万 3,000 円を算出したものであります。それと、先ほど申し上げました国からの補助金を合わせまして、今回 1 億 285 万 2,000 円の増額をお願いするものであります。

続きまして、87 ページをお願いいたしま

す。5 目生産調整推進対策事業費で 166 万 8,000 円の減額であります。補助金で戸別所得補償制度推進事業として 52 万 6,000 円の減額をいたしております。これは県からの補助金の分でありまして、歳入でも同額の 52 万 6,000 円の減額をさせていただいております。

転作団地化助成事業として 114 万 2,000 円の減額であります。認定農業者、農業集落等、すいません、集落組織等が麦、大豆等を 4 ヘクタール以上作付けした場合に 10 アールあたり 8,000 円を交付するものでありまして、今回、作付面積の確定によりまして 114 万 2,000 円の減額をお願いするものであります。

6 目畜産振興費、1 細目の 1 細節の畜産費で 3 万円の減額であります。ホルスタイン共進会への 3 万円の負担の減額でありまして、共進大会の休止によりまして負担金の減額となったものであります。

7 目農地費、667 万 6,000 円の増額であります。この内、3 細目の県営土地改良事業費として 1,273 万 8,000 円の増額をお願いするものであります。負担金の中で県営ほ場整備事業として羽坂地区で 525 万円の増額であります。国の第四次補正によりまして、県営ほ場整備事業での羽坂地区で事業費 3,500 万円の増額がございました。そこで、暗渠排水工事として 11.8 ヘクタールの分を工事するものでありまして、町負担分、地元負担分合わせて 15%の補助を出しておりますので、今回 525 万円の増額をお願いするものであります。

県営土地改良総合整備事業として能登部地区で 700 万円の増額であります。これにつきましても事業費で 3,500 万円の増額がございまして、用水路工 300 メーター、暗渠排水工事として 4 ヘクタール、町の負担分、地元負担分合わせまして 20%補助を出しておりますので 700 万円の増額をお願いする

ものであります。

用排水施設整備事業、中能登中央地区で76万6,000円の増額であります。これにつきましては、事業費が364万6,000円の増額がございましたので、排水路工事10メートルを整備するものであります。町負担金分が21%ありますので76万6,000円の増額をお願いするものであります。

県営老朽ため池整備事業といたしまして、杉谷池の19万3,000円の減額、一青杉田池の8万5,000円の減額につきましては、工事確定によりまして21%分の負担分で減額となったものであります。

5細目の土地改良施設維持管理適正化事業費として623万8,000円の減額であります。工事請負費で615万円の減額をいたしておりますけれども、これにつきましては、当初、黒氏の揚水機改修工事の申請を出しておりましたけれども、これが平成24年度採択となりましたので、今回この分で減額をお願いするものであります。

それから、負担金の土地改良施設維持管理適正化事業拠出金8万8,000円の減額でありますけれども、事務費の負担分が1.425%から今回1.23%に引き下げられましたので8万8,000円の減額をお願いするものであります。

88ページをお願いいたします。2目林業費、1目の林業費で1万1,000円の増額をお願いするものであります。負担金として石川県山林協会への1万1,000円の増額をお願いするものでありまして、これにつきましては、去年の9月に発生をいたしました台風19号によりまして、林道災害復旧工事として県が行った工事費のうち、0.1%分を特別会費として山林協会に負担するため、今回補正をお願いするものであります。林道城石線につきましては、2,422万5,000円、0.1%分ありますので2万4,000円、このうち9,000円を今回の補正をお願いいたしまして、

残り1万5,000円につきましては、平成24年度の当初予算で対応をさせていただきたいというふうに思っております。残る2,000円につきましては、林道長尾線への工事費201万6,000円の0.1%分、2%の増額であります。合わせて1万1,000円お願いするものであります。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続きまして、同じく88ページになります。7款商工費になります。2細目の商工振興事業費で80万円の増額をお願いしております。内容につきましては、補助金でありまして、制度資金信用保証料の補助金であります。これは利用者数の増でありまして、1月末で当初予算の400万円が利用されたということで、今後、1割程度決算見込みで増えるだろうということで480万円の決算見込みをみておりまして、不足する80万円を補正を、増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目の観光費であります。観光費につきましては、事業関連見込みによる精算が主なものでありまして、△の305万6,000円あります。消耗品、印刷製本費、手数料、委託料で減額をしております。中に大きいのは、印刷製本費で220万円の減額であります。今年度「中能登100物語」という、今、本を作成中でございますが、その当初300万円をみておりましたが、入札結果で80数万で落札されたということで、それが主な減額の理由になっております。

それと、企業誘致費につきましては、事業関連に伴う精算ということで、普通旅費を10万円減額をしております。以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、2時50分まで休憩いたします。

休憩後、農林水産業費、商工費の質疑から始めたいと思います。

午後2時42分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 会議を開きます。

ただ今、説明を受けましたことについての質疑の方、ございませんか。

7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 88ページ、商工費の観光費の中で、芝生管理費が△の47万円ぐらいが減額になっておりますけれども、この件の要因というのはどういうことになっていたかの説明を求めたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 甲部議員の質疑にお答えをいたします。

観光振興費の中の委託料で芝管理費の47万円の減額の要因ということでございますが、芝管理につきましては、総務課の方で町内一括入札を行っております。その結果、47万円の減額というのは入札残の金額でございます。

○7番（甲部昭夫議員） はい、質疑を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

4番 諏訪良一議員

○4番（諏訪良一議員） 第6款農林水産業費、農業振興費について質問します。

補助金として水田営農体系確立事業1億285万2,000円について、これだけの補助金を流して、町からの特別な意見具申はありますか、について質問します。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 諏訪議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

補助金として1億285万2,000円、非常に大きな金額でありますので、このライスセンターの能力の増強の分につきましては、JA能登わかばと協議をしながら、是非事業を

引き続きしていきたいなというふうに思っております。それから、能登部地区の生産農家の方々につきましても、この件につきましても一応のご了解をいただいておりますので、今後この整備について頑張っていきたいというふうに思っております。

なお、事業につきましては、繰り越しとなりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪良一議員

諏訪さん、ちょっと待ってください。もう一回。

大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 この水田営農体制確立事業の補助金1億285万2,000円ありますけれども、このうち国からの補助といたしまして8,720万6,000円、これは先ほど申し上げましたけれども、補助対象経費分の43.5%相当分をみております。残る1,564万6,000円につきましては、町の補助金として出すものであります。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪良一議員

○4番（諏訪良一議員） このことの質問する理由としましてはですね、やはりライスセンターを利用する方に喜んでもらえる施設にしてほしいということです。といいますのはですね、当然今度できる施設ということになれば最新式の施設だろうと思うんですが、最もこのライスセンターで利用者が困る点は何ですか、土曜、日曜、祭日に籾の荷受けが集中するということです。でありますので、やはり荷受けをスムーズにできるような施設、これが最も望まれるところであるわけです。そんなことからですね、当然この関係につきましては、これから問題になってくるところですけれども、特にこの点をですね、農協あたりに対して意見具申をしていただきたい。といいますのはですね、籾をライスセンターへ持って行ってですね、籾が受け取ってもらえるまでに1時間、あるいは1時間半もですね、待つようになってくると、大きい機械ですと

1 反歩くらい刈ってしまうということになるわけですね。この点を特にお願いしたいと思うわけです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

8 番 古玉議員

〔8 番（古玉栄治議員）登壇〕

○8 番（古玉栄治議員） 商工費、88 ページ、商工費ですね。印刷製本費、先ほどの説明では 300 万円を予定していたけれど、80 万円で済んだということなんですけれども、その大きな要因として、例えば内容を圧縮したのか、印刷そのものを圧縮したのか。何を圧縮したら 220 万円減額になったのか、説明願います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 古玉議員の観光振興費の中の印刷製本費の減額の理由ということで質疑をいただきました。

これにつきましては、内容とか、当初予定しているものは私どもは見積もりというかね、出したんです。それで予定価格は 270 万円を設定して入札会を実施したわけです。それで、最低価格が 77 万 6,000 円で落札されたということで、それ以外で低価格は 117 万 5,000 円、3 番目へいきますと 197 万円、最高額は 268 万円というような、非常にばらつきがあった入札であったということで、作ろうとしているものについては、当初計画どおりのものを作る予定で今現在も編集を行っておりますし、年度内には発刊したいというふうに思っております。低価格の入札であったという結果でございます。

○8 番（古玉栄治議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、第 8 款土木費から第 9 款消防費に

ついでの説明を求めます。

議案書は、89 ページから 91 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 89 ページをお願いいたします。8 款土木費、1 項 1 目 2 細目の土木総務費で 18 万 5,000 円の増額をお願いいたします。職員共済組合費負担金の増額に伴います下水道事業特別会計繰出金の増額であります。

続きまして、2 項 1 目 1 細目で道路橋梁総務費で 72 万円の減額であります。主なものは、13 節で道路台帳更新業務委託料 75 万円の減額が主なものでございます。これにつきましては、入札差金の減額を行ったものであります。

続いて、2 目 1 細目の、1 細目の道路維持費で 9 万 6,000 円の減額をお願いするものであります。18 節備品購入費で 9 万 6,000 円の減額であります。これにつきましては、除草剤の散布用動力噴霧機の購入にあたりまして、見積もり合わせの差金を減額するものであります。

次に、3 目 1 細目の道路新設改良費では 656 万 2,000 円の減額をお願いいたします。主なものにつきましては、13 節委託料で道路網計画更新業務委託料 66 万 9,000 円の減額であります。これにつきましても入札差金の減額をしたものであります。また、19 節 1 細目負担金では 384 万円の減額であります。県工事負担金の減額であります。特に平成 22 年度に、申しわけありません、平成 23 年度に工事が予定されておりました氷見田鶴浜線、志賀鹿西線の道路事業費が平成 22 年度に前倒しで発注されたことによりまして大きな減額になったものであります。また、22 節補償費では、水道管移設補償費で 100 万円を、電柱移転補償費で 75 万円をそれぞれ減額をお願いいたします。これにつきましては、区要望事業により実施し

た工事におきまして支障となる水道管、電柱の移設が少なかったことによる減額であります。

次に、2細目の社会資本整備総合交付金事業では15万1,000円の減額をお願いをいたします。11節備品修繕料では4万9,000円の増額であります。これにつきましては、土木建設課の方で管理をしております車輛のエンジンに付随した電子部品が故障したため修理を行ったものであります。また、12節役務費では20万円の減額であります。これにつきましては、3月中の土地の登記完了が見込めないため減額とさせていただくものであります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続きまして、道路橋梁費の3細目になります。新設改良費の3細目になります。道の駅整備事業であります。△の1,057万4,000円の減額であります。

まず、財源では、社会資本整備総合交付金事業の金額の確定によりまして960万円の減額、それと地方債では180万円の増額をしております。それで、主な内容としましては、23年度の道の駅整備事業にかかる事業費完了見込みによる精算を行っております。旅費の減額、消耗品の減額等々行っております。大きなものにつきましては、委託料の実設計業務424万円の減額、それと工事請負費の500万円の減額などが主なものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 90ページをお願いをいたします。4細目の道整備交付金事業で140万7,000円の減額をお願いをいたします。主なものにつきましては、13節委託料で307万7,000円の減額であります。これにつきましては、測量設計業務の入札差金を減額したものであります。また、15節工事請負費では300万円の増額をお願いをいたします。先の委託料の減額分を工事費で

増額し、事業の進捗を図るものであります。

17節公有財産購入費では150万円の減額であります。工事の工法変更によりまして、購入予定面積が減ったことによるものであります。また、22節補償金では、建物補償として17万円の増額をお願いをいたします。道路改良工事に伴います建物移転補償費の増額が見込まれるものであります。

次に、4目1細目除雪費では136万9,000円の減額をお願いをいたします。主なものにつきましては、14節使用料及び賃借料で機械借上料86万9,000円の減額であります。これにつきましては、タイヤショベルの借り上げにかかる入札差金を減額したものであります。また、19節、申し訳ありません、19節2細目の小型除雪機購入補助金では50万円の減額をお願いするものであります。これにつきましては、今年度、地区からの購入希望がなかったということで減額をお願いするものであります。

次に、91ページをお願いをいたします。3項河川費、1目1細目河川総務費では17万9,000円の減額をお願いをいたします。8節河川愛護報償金で10万円を、19節七尾鹿島広域圏事務組合の水防にかかる負担金で7万9,000円をそれぞれ減額しております。いずれも決算見込みによる減額であります。

次に、4項住宅費、1目1細目の町営住宅管理費では231万5,000円の減額をお願いをいたします。11節の施設修繕料で220万円の減額が主なものであり、住宅の退居者が当初の見込みより減ることによるものであります。また、13節委託料では、排水管洗浄費として10万9,000円の増額をお願いをいたします。これは、コーポとりやの下水道管が閉塞をいたしまして、水が流れにくい状態となったことから管の洗浄を行う必要があったものであります。

次に、2目1細目の住宅・建築物耐震改修

等促進事業では230万円の減額であります。本年度、耐震改修の要望がなかったことから減額するものであります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 続いて、第9款消防費、1目消防総務費で884万5,000円の減額をお願いするものでございます。広域圏の分担金の精算によるものでございますが、その中でも非常備消防経常分で230万7,000円の増額となっております。その内訳といたしまして、東日本大震災に伴いまして消防団員の公務災害補償共済基金の負担金の増によるものでございます。

続いて、3目の防災対策費で補正額の増減はございませんが、県支出金で77万4,000円を増額し、その分を一般財源で減額するものでございます。内訳でございますが、歳入の方にもお話いたしました、東日本大震災に関しまして災害救助費負担金ということで県の方からお金をいただきますので、今年度の備蓄品相当額について財源の振り替えを行うものでございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについてのご質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、第10款教育費についての説明を求めます。

議案書は、92ページから98ページとなります。

堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 それでは、92ページになります。第10款教育費でございます。

まず、第2目の事務局費で、2細目学校教育事務局費で9万7,000円の増額の補正をお願いするものでございます。まず、印刷製

本費で10万円でございます。これは、平成24年度から中学校の教科書が改訂されることに伴いまして、今年度は七尾鹿島合同で教科書採択を行うと共に、専門の教科の先生に集まっていただき、教科ごとの年間指導計画の検討を行ってまいりました。それで、この年間指導計画が決定しましたので、その指導計画書を各学校に配布する分として印刷を行うものでございます。

続いて、19節負担金でございます。七鹿広域圏事務組合分担金、補導センター分3,000円の減ですが、これは事業完了見込みによるものでございます。

続きまして、3細目統合中学校建設費27万1,000円の増額の補正をお願いするものでございます。まず、広告料6万3,000円でございます。これは、土地収用法事業認定申請にかかる新聞広告料でございます。統合中学校の建設用地で、これまで地権者の方に協議してまいりましたが、どうしても買収同意が得られない部分につきまして土地収用法の事業認定申請を行いたく、その認定申請にあたって事前に説明会を開催する必要があり、その案内を新聞紙面に広告するための費用でございます。

次、手数料でございます。土地収用法事業認定申請手数料15万8,000円でございます。これは、石川県手数料条例に基づく土地収用法の事業認定手数料でございます。

次、14節使用料及び賃借料で用地賃借料として5万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、統合中学校の建設地で事業承諾をいただいて造成を行っている部分でございますが、地権者の減員により相続登記ができないために所有権移転登記ができず、土地支払代金を支払えない部分がございます。それで、既に造成を終えておりますので、この方はお二方おいでになります。その面積3,480㎡について、23年度末までの賃借料として農業委員会での小作料事例を元に基

いて賃借料を計上させていただいたものでございます。

続きまして、93 ページになります。中学校費の1 細目中学校管理費で26 万2,000 円の増額の補正をお願いするものでございます。これは、補助金として北信越・全国大会等派遣費でございますが、これは平成24 年の3 月25 日から28 日にかけて、三重県伊勢市で開催されます都道府県対抗全日本ソフトテニス大会に石川県選抜チームとして鳥屋中学校の女子ソフトテニス部が参加するための派遣費でございます。以上でございます。

○議長(坂井幸雄議員) 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 それでは、93 ページの方をお願いいたします。10 款4 項1 目2 細目の社会教育活動推進事業費でございます。90 万8,000 円の減額補正でございます。ここでは、8 節報償品、成人式及びジャパントの関係の報償品関係で24 万9,000 円の減額をしております。よろしくをお願いいたします。

それから、19 節の方で補助金でございます。まず、町国際交流の会補助金として61 万円の減額補正でございます。これは、台湾成功中学校の招請事業の補助金でございます。それから、石川ジュニア・ジャズ・アカデミーの補助金として25 万円の補正をお願いするものでございます。石川ジャズ・アカデミーにつきましては、2006 年にジャズによる教育文化普及国際交流を目的として設立されております。この3 月28 日からジャズの本場アメリカ・モンレーで開催されますコンテストにゲスト出演いたします。全米から集まってくる同世代のバンドの演奏を聴き、交流することはめったに経験のできないことだと思います。そうした石川ジャズ・アカデミーに5 名の中能登町の中高生がメンバーに入っております。そういうことで、今回1 人当たり5 万円、25 万円の補助をお願いするものでございます。

続きまして、2 目1 細目の公民館活動推進事業費でございます。152 万7,000 円の減額補正でございます。ここでは、主なものにつきましては、敬老会の関係の報償金、それから報償品、食糧費、会場設営費等の減額が主なものでございます。

それから、3 目の図書館費でございますが、15 万7,000 円の減額補正でございます。ここでは、事業実績見込みによります減額補正でございます。

95 ページになります。4 目2 細目の生涯学習センター管理運営事業費でございます。124 万6,000 円の減額補正でございます。ここでは、燃料費の方で60 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、当初予算編成当時と現在とでの単価アップ分の不足分の補正になると思えます。そういうことで60 万円の補正をお願いするものでございます。それから、光熱水費の方で135 万円の減額補正。これは電気料、水道等の経費節減による減額補正でございます。それから、施設管理の委託料としてそれぞれ、これは総務課一括契約のものがほとんどなんですが、それぞれ減額補正ということでございます。それから、ラピア鹿島のコンコース照明工事の設計委託費として26 万3,000 円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、3 細目のふるさと創修館等費でございます。ここでは123 万4,000 円の減額補正でございます。ここでも光熱水費ということで、電気料で30 万円の減額補正でございます。施設の管理委託費として、それぞれ減額補正をしております。それから15 節の工事請負費の方で51 万7,000 円の減額補正をしております。これは、曳山の紹介パネルの設置工事費、今年度はですね、新庄の山が入りまして、パネルが既に入っておりますので必要ございませんでしたので減額補正しております。

それから4細目のカルチャーセンター費でございます。153万円の減額補正です。ここでも電気料、光熱水費の40万円の減額補正。それから施設管理の委託料ということでそれぞれ減額補正しております。以上でございます。

○議長(坂井幸雄議員) 堀内教育文化課長
○堀内浩一教育文化課長 それでは、引き続きまして96ページの文化財保護事業費でございます。まず、2細節で文化財保護事業費として10万円の減額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、臨時雇賃金10万円でございます。これは文化財調査等の作業完了見込みによる減額でございます。

次、3細目の文化財管理運営費として38万4,000円の減額の補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、手数料で浄化槽の汚泥抜き取りで11万8,000円の減、これは抜き取り完了による当初見込みより汚泥量が少なかったことによるものでございます。それから、13節の委託料でございますが、芝管理で23万5,000円の減、植栽管理で3万1,000円の減でございます。これはいずれも雨の宮古墳公園と、それから大宮坊の樹木の植栽管理でございますが、いずれも入札残によるものを減額するものでございます。以上でございます。

○議長(坂井幸雄議員) 平岡生涯学習課長
○平岡 保生涯学習課長 続きまして、97ページ、96ページから97ページになります。10款5項1目の2細目体育施設維持管理事業費でございます。219万1,000円の減額補正でございます。ここでは施設の電気料、上下水道料関係、光熱水費ですが80万円の減額でございます。それから、委託料の方で清掃維持管理委託ということで57万円の補正をお願いするものでございますが、これは昨年の9月にですが、スポーツマスターズの事業がございました。そうした際に運動

公園、それから野球場関係のシルバー委託の関係で、シルバー人材センターの方へ委託した経費を補正するものでございます。それから、施設・公園等維持管理費ということで、これは運動公園の芝管理を含めた公園管理の委託費でございます。140万円の減額補正でございます。これにつきましては、総務課一括契約ということで入札残によるものでございます。

それから、3細目の社会体育活動推進事業費で43万2,000円の減額補正でございます。ここでは19節の補助金の方で、各種大会選手派遣費補助ということで36万円の減額でございます。これは、各協会2大会まで1万8,000円を限度額として県の大会に出た派遣費の補助をするものでございます。

それから、4細目の方で生涯スポーツ推進事業費ということで68万7,000円の、これは増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、ジュニアの全国大会等派遣費で116万7,000円の補正をお願いするものでございます。これはジュニア、小中学生ですが、東日本中学校選抜剣道大会、全日本のクラブ卓球大会、全国小学生ソフトテニス大会、それと埼玉中学校オープンバドミントン大会等々、全国大会への派遣費補助として116万7,000円の補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(坂井幸雄議員) 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

ここで、お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第11条第1項の規定により、ここで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

本日は、延会することとし、明日午前10時より再開し、残りの日程並びに提出議案の説明及び質疑をいたします。

本日は、これにて延会いたします。

3月5日 午後3時40分 延会

3月6日 午前10時00分 再開

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

第1日目に引き続き、日程第4 提出議案の説明及び質疑を再開いたします。

議案第14号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、99ページから102ページとなります。

西浦保健環境課長

○西浦 順保健環境課長 それでは、ページ、199ページの議案書、議案第14号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ667万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億424万7,000円とするものでございます。

それでは、ページ、102ページをお願いいたします。

まずは、歳出からご説明いたしますので下段の方をご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。667万5,000円の減額でございます。これは19の1負担金の保険料でございまして、減額の理由としましては、県内全体で所得割の分としまして、全体の5%の減を行ったもので、広域連合の通知によるものでございます。

それでは、上段の方をご覧ください。歳入

をご説明いたします。1款1項1目、1款1項で後期高齢者医療保険料でございまして667万5,000円、これは先ほどの歳出の補正を行った必要額を行ったものでございます。3款1項1目事務費繰入金、これにつきましては、4款1項1目の繰越金の額の確定に伴うものでございます。4款1項1目繰越金12万円の増額につきましては、繰越金の額の確定に伴うものでございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第15号 平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、103ページから112ページとなります。

延川介護担当課長

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 103ページをお願いします。議案第15号 平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141万4,000円を追加し、総額を18億9,057万5,000円とするものでございます。

107ページをお願いします。歳入でございます。第1款保険料につきましては、第1号被保険者の転出、死亡などにより減額補正をするものでございます。また、第3款、すいません、第2款国庫支出金、第3款支払基金交付金、また、108ページの第4款県支出金につきましては、交付決定がありましたので精算をするものでございます。第6款繰入金につきましては、介護保険事業の見込み額に法定割合に基づき補正をするものでござ

います。

109 ページの介護給付費準備基金繰入金につきましても、介護給付費の増加により、保険料の不足分を基金より繰り入れるものでございます。

110 ページをお願いします。歳出でございます。1 款 1 項 1 細目一般管理費 832 万 4,000 円の増額をお願いするものでございます。1 節非常勤職員、13 節委託料につきましては、第 5 期介護保険事業計画等策定事業の精算により減額をするものでございます。また、19 節負担金、電算システム 876 万 8,000 円の増額につきましては、介護保険制度改正などに伴い、町の受給者情報及び給付などの管理システムを改修するもので、この財源としては国庫補助の 278 万 9,000 円が交付されます。

続きまして、2 項 1 目 1 細目認定審査会費 118 万 4,000 円の減額です。これにつきましては、1 回の審査会の委員数を 5 人から 3 人に変更したため、報酬と費用弁償が減額となるものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 細目介護サービス及び支援サービス等諸費 1,994 万 4,000 円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、サービスの利用者の増加に伴う介護保険給付費の実績見込みにより、介護サービス等諸費 1,150 万 8,000 円の増額、支援サービス等諸費 878 万 8,000 円の増額、特定入所者介護サービス費 189 万円の減額、高額介護サービス費 153 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

111 ページをお願いします。2 項 1 目 1 細目審査支払手数料 12 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、介護サービス利用の増加に伴い審査件数が増えたものでございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目 1 細目二次予防事業費 177 万 3,000 円の減額でございます。これにつきましては、対象者の把握を介護保

険事業計画策定業務にあわせて実施したため減額となり、それぞれを精算するものでございます。

続きまして、2 項 1 目 2 細目任意事業費 300 万円の減額でございます。これにつきましては、入所、入院、死亡により対象者が減少したため減額となるものです。20 節扶助費、介護用品支給事業 35 人分の減額でございます。

112 ページをお願いします。介護慰労金支給事業 110 万円、7 人分の減額でございます。

続きまして、5 款 1 項 3 目 1 細目償還金 116 万円の減額でございます。これにつきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の精算を平成 24 年度に行うことになったため減額をするものでございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。
○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 16 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、113 ページから 121 ページとなります。

西浦保健環境課長

○西浦 順保健環境課長 それでは、ページ、113 ページ、議案第 16 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算としまして第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,569 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 5,273 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきま

すので、ページ、119 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費 22 万円の増額でございます。これの主なものは、19 の 1 の負担金の電算システムの 18 万 2,000 円の増額でございます。平成 24 年 4 月より高額な外来受診者にも限度額適用認定の対象となるため、システムの印刷費用を計上したものでございます。

続きまして、2 目国民健康保険団体連合会負担金として 24 万 4,000 円の増額をお願いするものでございまして、19 の 1 負担金においての国保連合会でございます。これは、国保連合会の総合システムの遅延による増額を行うものでございまして、特別調整交付金の対象にもなるものでございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費の 1,100 万円の増額及び 2 目の退職被保険者等療養給付費の 900 万円の増額は、主に 19 の 1 の負担金の執行見込み額の補正でございまして、平成 23 年 4 月から平成 24 年 1 月までの実績に 3 月までの執行見込み額を算出し、不足する額を計上させていただいたものでございます。3 目一般被保険者療養費及び 4 目の退職被保険者等療養費は補正額はありませんが、財源の内訳を行うものであります。

それでは、ページ、120 ページをお願いいたします。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 1,000 万円の増額、これにつきましては、19 の 1 負担金の執行見込み額の補正でございまして、平成 23 年の 4 月から平成 24 年 1 月末までの実績に 3 月までの執行見込み額を算出し、不足する額を計上させていただいたものでございます。2 目退職被保険者等高額療養費、補正額等はありませんが、財源の振り替えを行うものでございます。5 項 1 目葬祭費、これについては 19 の 1 負担金で、今後の給付見込みによる補正を行わさせていただいたものでございます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、これについても補正額はありませんが、財源の振り替えを行ったものでございます。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 313 万円の減額、及びページ、21 ページの 3 目保険財政共同安定化事業拠出金 300 万 8,000 円の減額、これは共に 19 の 1 の負担金でございまして、国保会計が行う共同事業において対象事業費が減額したことによるものでございます。

10 款 1 項 3 目償還金でございます。4,106 万 7,000 円の増額となったもので、これは 23 の 5 国県等返還金でございます。これは、平成 22 年度国保療養給付費と負担金等の確定による返還金で、平成 22 年度退職振り替えによる負担でございます。

それでは、歳入の説明をさせていただきますのでページ、117 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税としまして、1,054 万 1,000 円の減額を行ったものでございます。これは、決算見込み額による補正でございまして、0 歳から 74 歳の人数において、12 月現在 337 人の減、世帯において 107 人の減となった、もとい、40 から 65 歳で 107 人の減となったことによる収入見込み額の補正でございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,038 万 5,000 円の増、これについても同じく人数による補正でございますが、当初より 100 人の増、世帯において 57 世帯の増となったことによる収入見込み額の補正を行ったものでございます。

なお、人数の変動等につきましては、団塊の世代の年金受給権の発生に伴う一般被保険者から退職被保険者に切り替えを行ったことによるものでございます。

それでは次に、3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 3,814 万 9,000 円の減から、次のページに跨ぎますがページ、118 ページの 6 款

1 項 1 目高額共同事業負担金 78 万 2,000 円の減までは、歳出での国保給付費等の歳出予算に基づく義務的な法定割合分等でございまして、国県等国保連合会支払基金等からのそれぞれの収入を記載したものでございまして、6,376 万、もとい、6,376 万 9,000 円の増となったものでございます。

なお、主なものとしましては、上段にございます 4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 8,606 万 4,000 円の増がございまして、これにつきましては、過年度分の退職療養費給付費交付金でございまして、平成 22 年度以前分の一般から退職に振り替えしたことによる遡及分でございます。なお、人数としましては 271 人、件数としては 448 件分でございます。

それでは次にまいりまして、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございまして、29 万円の減額を行ったものでございまして、内訳としましては、保険基盤安定分としまして 121 万 7,000 円の減額を行ったものでございます。これは保険者支援分と保険税軽減分の減額によるものでございます。財政安定化支援事業分としまして 2,893 万 7,000 円の増額を行ったものでございまして、低所得者分の補填額の増額によるものでございます。

なお、その他財政支援分として 2,801 万 1,000 円の減額、これは俗に言う赤字補填分でございます、補填後の額は 440 万 8,000 円となるものでございます。

11 款 3 項 1 目第三者納付金 236 万 3,000 円の増額を行ったもので、これは 4 人の保険給付者の立て替え分によるものでございます。以上でございます。なにとぞよろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 17 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、123 ページから 126 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 大森上下水道課長〔大森一義上下水道課長登壇〕

○大森一義上下水道課長 議案書は、123 ページであります。

議案第 17 号であります。平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。第 1 条で 20 万 6,000 円を歳入歳出総額に増額をいたしまして、歳入歳出の総額を 15 億 4,643 万 2,000 円とするものであります。

次に、126 ページをお開きください。まず、下の歳出の方からご説明をいたします。

第 1 款 1 項 1 目総務管理費に 10 万 3,000 円、また、第 3 目の農業集落排水施設管理費に 2 万 1,000 円の増額、それと、その下の第 2 款 1 項 1 目特定環境保全公共下水道事業費で 8 万 2,000 円の増額であります。これは、いずれも給与費におきまして公費負担率の改正に伴いまして、職員の共済組合の負担金の増額の計上をさせていただくものであります。以上であります。失礼いたしました。同じく 126 ページの上段の歳入であります。20 万 6,000 円の不足額につきましては、一般会計繰入金を充当をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 18 号 平成 23 年度中能登

町分譲宅地造成事業特別会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、127 ページから 130 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案第 18 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算についてであります。第 1 条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 539 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,549 万 9,000 円としようとするものであります。

130 ページをお願いをいたします。歳入であります。1 款 1 項 1 目 1 細節の不動産売払収入で 540 万円の減額をお願いするものであります。当初、4 戸の分譲見込みで歳入予算を計上させていただいておりましたが、これまでに 3 戸の契約が完了したことから 1 戸分を減額するものであります。

次に、歳出であります。1 款 1 項 1 目 1 細目の一般管理費で 539 万 8,000 円の減額をお願いするものであります。12 節登記手数料では 20 万円の減額、13 節委託料では新たな分譲宅地造成事業にかかる測量設計業務委託の入札差金 71 万 3,000 円の減額であります。また、28 節一般会計繰出金では、分譲予定戸数の減に伴いまして 448 万 5,000 円の減額をお願いするものであります。

1 件、ご報告をさせていただきます。本議会におきまして、当初分譲見込み区画数、4 区画から 3 区画と 1 区画の減とさせていただきまして、補正予算の方を提出させていただきましたが、議案書作成後、新たに 1 区画の購入希望者がおられまして、2 月 27 日に売買契約の締結をいたしております。これによりまして、本年度の分譲区画数は当初見込みどおりの 4 区画となる予定であります。これにつきましては、3 月 31 日付けの専決にて歳入歳出それぞれの補正を行いたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

また、現在ゆりが丘分譲宅地の残区画数は 5 区画となっております。以上、報告を含めまして説明を終わりたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 19 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、131 ページから 134 ページとなります。

澤情報推進課長

○澤 伸一情報推進課長 ページ、131 ページをお願いします。議案第 19 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算であります。第 1 条で、歳入歳出それぞれ 303 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,147 万 6,000 円とするものであります。

ページ、134 ページをお願いします。まず、歳入の 4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金で 303 万 5,000 円を減額するものであります。これは、歳出の工事請負費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、歳出の 2 款 1 項 1 目 1 細目の施設整備事業で 303 万 5,000 円を減額するものであります。これは、15 節の工事請負費の事業の確定見込みにより減額するものであります。この工事請負費は新築住宅や事業所及び集合住宅への光ケーブルの引き込み工事の事業の確定見込みにより減額するものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 20 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計補正予算における歳入歳出全般についての説明を求めます。

議案書は、135 ページから 137 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 大森上下水道課長

○大森一義上下水道課長 それでは、135 ページであります。議案の第 20 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計補正予算であります。まず、第 2 条の収益的収入支出におきまして、支出であります。第 1 款の事業費で 1 万 7,000 円の増額をお願いし、3 億 1,995 万 8,000 円とするものであります。

次に、第 3 条の収益的収入支出の支出におきまして、第 1 款資本的支出に 14 万 1,000 円の増額をお願いし、総額を 8 億 8,556 万 3,000 円とするものであります。

137 ページをお開きください。まず、上段の収益的支出であります。第 1 款 1 項 1 目の総係費であります。この中の法定福利費に 1 万 7,000 円の増額、これは職員の共済組合負担金の増額をするものであります。

次に、下段の資本的支出であります。1 款 1 項 1 目の同じく総係費の法定福利費におきまして 14 万 1,000 円の増額をお願いをするものであります。これも職員の共済組合の負担金の上昇による増額であります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについて、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、議案の説明及び質疑を終結いたし

ます。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 34 分 再開

◎議案等の委員会付託

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 常任委員会付託をお諮りいたします。

ただ今、議題となっております報告第 1 号及び議案第 1 号から議案第 20 号まで、請願第 1 号から請願第 6 号まで、以上報告 1 件、議案 20 件、請願 6 件につきましては、会議規則第 39 条により、お手元に配付しております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎特別委員会設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 6 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

これより、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号 平成 24 年度中能登町一般会計予算

議案第 22 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 平成 24 年度中能登町介護

保険特別会計予算

議案第 24 号 平成 24 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 25 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 26 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 24 年度中能登町水道事業会計予算

以上、議案 8 件については、13 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号から議案第 28 号までの議案 8 件については、13 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

1 番 山本 孝司議員

2 番 笹川 広美議員

3 番 南 昭榮議員

4 番 諏訪 良一議員

5 番 宮下 為幸議員

6 番 亀野富二夫議員

7 番 甲部 昭夫議員

8 番 古玉 栄治議員

9 番 上見 健一議員

10 番 若狭 明彦議員

11 番 岩井 礼二議員

13 番 田中 治夫議員

14 番 作間 七郎議員

以上、13 人を委員として指名いたしたい

と思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました 13 人を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、予算審査特別委員会付託表を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 38 分 休憩

午前 10 時 39 分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の審査の議案は、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付をいたしました付託表のとおりであります。

◎予算審査特別委員会委員長及び副委員長選任

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 7 予算審査特別委員会の委員、副委員長の選任であります。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任を議題といたします。

予算審査特別委員会委員には、次の休憩中にて委員長、副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

議員の皆さん、大会議室へ移動をお願いいたします。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、予算審査特別委員会における正副委員長の互選についての報告がありました。

委員長に、 7 番 甲部昭夫議員

副委員長に、 5 番 宮下為幸議員

以上のとおりであります。

◎休会の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第8 休会の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会、予算審査特別委員会審査等のために、3月7日から20日までの14日間を休会といたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から20日までの14日間を休会といたすことに決定いたしました。

◎散 会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時51分 散会

平成24年3月21日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	八尾外喜夫
参事兼住民福祉課長	谷敏則	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一	教育委員会委員長	濱田繁

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 島元 奈緒美

○議事日程(第2号)

平成24年3月21日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。

一般質問についての各議員の持ち時間は 1 時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、的確な答弁を求めています。

それでは、通告順に質問を許します。

4 番 諏訪良一議員

〔4 番（諏訪良一議員）登壇〕

○4 番（諏訪良一議員） おはようございます。3 件について質問をいたしたいと思えます。

最初に、改革による財政健全化について。

行財政改革を抜きにしては、その将来の運営がままならないと、町総合計画の中で明記されていることについては、既にご承知のことと拝察します。

長びく景気の低迷に加えて、昨年末から今年始めにかけての急激な円高などの影響により、更に景気の回復が遅延したことで、町の税収にも右肩下がり現象の様相を呈してくるのではないかと危惧するものであります。

このような経済情勢のもとで、財政の健全化指標でもある実質公債費比率を 18%に、また、経常収支比率 80%、この 80%という

数値を私はですね、腹八分に医者要らずと理解しているものです。この数値を堅持しながら、いかにして町政の発展を着実に推進していこうとされているのかが、今、杉本町政に町民の皆さん方が熱望されている視点ではないかと推測しています。

また、この大きな課題は、おそらく合併以来 8 年目にして初めて直面する局面ではないかとも受け止めています。

今年の年の始めに、県内市町のトップが 1 年の計をどう立てたかとの新聞社の取材の中で、杉本町長は来春に開校する中能登中学校の整備、旧鹿島町内にある小学校の統廃合、更に旧 3 町に分散している庁舎の統廃合にもその方向性を出したいとの決意を示されておられ、新年度予算にも統合小学校実施設計業務委託料として 4,200 万円、また本庁舎整備事業調査委託料 70 万円が既に盛り込まれるなど、前向きの姿勢が伺えます。

これらの大きな事業を逐次成し遂げていくには、財源の捻出、確保が不可欠であることに関しての、今後 10 年間くらいの胸算用をお聞かせ願いたいと思います。

改革なくして財政の健全化なし。一度膨らんだ歳出の縮減を図っていくには、それ相応に至難の業であろうとは思いますが、財政の健全化を図りながらこれらの事業に取り組んでいくには改革の熟慮、断行なくして打開策はあり得ないものと理解しています。

ところが、この度提示されている新年度の予算書と平成 20 年からの 5 カ年の予算書とを私なりに検証した限りにおいて、その厳しさが明確に見えてきません。新年度の予算編成にあたり英断を下された点はどこですか。具体的に解析をしてください。

これらを踏まえまして、財政の現状と見直し、歳出の削減、補助金行政の見直し、特に補助金行政の見直しにつきましては、町議会行財政改革特別委員会がこのほど町へ提出した答申の中においても補助金などの必要性の

検証、補助金などのあり方、見直しなどが明記されております。以上について伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。諏訪議員の「改革による財政健全化について」のご質問にお答えをいたします。

まず、財政の現状と見通しについてでございます。

国が定めた財政健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を健全化判断比率として定めています。

当町の平成22年度決算における財政指標についてですが、1つ目の実質赤字比率は、一般会計の赤字が標準財政規模に占める割合で、赤字がないので比率としては表れません。

次に、2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、特別会計や公営企業会計など、全ての会計の赤字や黒字を合計をし、連結ベースでの赤字の割合を算定するもので、全ての会計で赤字がないので比率としては、これも表れません。

3つ目に、実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、当町では16.6%と、前年度の19.4%から2.8%改善されており、地方債の発行が制限をされる早期健全化基準の25.0%を下回っております。

4つ目の将来負担比率は、町が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率で、当町は111.4%と前年度の166.1%から54.7ポイント改善されており、同じく早期改善化基準の350.0%を下回っております。

これらの指標については、ご承知のとおり、監査委員の審査を受け、議会に報告後、公表をしており、当町においては健全な数値を示しております。

しかしながら、当町の財政見通しについては、町税の大幅な増額を見込むのは厳しい状況であり、地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼らざるを得ない状況であります。

更に、平成27年度から普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まり、平成32年度からは、今年度の確定額に比較して、単年度で9億円から10億円余りの大幅な減額となる見込みです。

今後も、将来を見据えながら、役場庁舎の統廃合や各施設の有効活用について積極的に取り組んでいく所存であります。

また、職員各自が積極的に知恵を出し合い、経費の削減を徹底しながら、より健全な財政運営の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、歳出の削減につきましては、組織、人件費、公共施設等の様々な角度から努力をしております。

まず、組織につきましては、合併後、監理課の廃止、住民課と福祉課の統合、出先機関では、保健センターろくせい、かしまの廃止をし、また、7施設について指定管理へ移行をいたしました。

合併当時、316名の職員を平成23年度4月には257名と59名を削減をしております。平成24年度の職員採用でも、将来の園児の減少や保育園の民間委託等を見据え、保育士の採用を抑制をし、また、一般職についても7名程度が減となります。議員の皆様の定数につきましても合併後、大幅な削減をなされ、範を示されました。

昨年6月からは、鹿島庁舎、鹿西庁舎の当日直を廃止をしております。夏場においては、クールビズを励行をし、冬場は業務用ストーブなどで対応をし、20度以下で室温設定をし仕事にあたっており、燃料の節約に努めてまいりました。

今後、歳出削減には、更なる施設の取り壊

し、統合は避けて通れません。今年度、全施設に対し、今後の施設の方針や指定管理への移行、第3セクターの可否の方針計画の作成を指示し、方針案の素案を作成をいたしました。

今後、第3機関等による設置で、将来の施設のあり方についての答申をいただき、施設の取り壊し、統合を実施をしていきたいと考えております。

次に、補助金行政の見直しについてであります。

平成24年2月27日付けで、議会行財政改革特別委員会より答申がなされました。答申の中の総合的な意見で、「補助金等の必要性及び効果を明確にするよう」求められています。提言内容の中で、「補助金制度は、概して既得権化制度とする傾向が見られ、厳しい財政環境の下で新たな行政ニーズに対応させるためには、限られた財源を効果的、効率的に活用していくために、既存の業務の見直しを行い、その中から財源を確保していく」必要があると報告をされております。

各補助金については、平成24年度予算裁定でも補助金の内容と金額について十分に精査するよう指示をし、前年度対比1割程度の削減をしたところであります。

今後とも、議会行財政改革特別委員会の答申を踏まえ、補助金が真に必要なかどうかを検討し、また、限られた財源で最大の効果を生むように補助金の交付にあたっては、職員に指示をしていきます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪良一議員

○4番（諏訪良一議員） ただ今のお答えを聞いていますと、今日現在の財政状況、誠に喜ばしい数値が出ているのではないかなと、こんなように理解するものですが、ただ、今、町民の皆さん方、懸念されておいでることはですね、先ほど申し上げましたように、大きな事業が、極端に言いますと目白押しといっ

たような形でですね、この事業にさしかかる前におきましても道の駅という問題もあります。あるいは、古墳公園の整備ということもあります。更に、この3つの事業が入ってきますと、どうしても自主財源だけではできずはありますが、いかにして合併特例債を活用して取組んでいくかということになるんですが、そうなることによって必然的に町の借金が増えてくると、このときに国からの交付税がこれまで計算していたようにうまく還元されてくるか、このあたりが大変心配になってくるわけです。そういうことで、今日現在ではなくして、今後5年、10年くらいですね、見通し、このあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

〔永源 勝参事兼総務課長登壇〕

○永源 勝参事兼総務課長 諏訪議員の再質問にお答えいたします。

今現在、町の方で予定しています道の駅整備、古墳公園の整備、それから統合小学校の整備等につきましては、合併特例債を補助金のほかに、合併特例債を充てる予定で事業を進めております。合併特例債につきましては、議員ご承知のとおり、充当率が95%で、そのうち7割、70%が今年度に交付税として基準財政需要額の中に算定されるものであります。これについては、極めて有利な起債でありますので、このような起債を活用して整備を進めていきたいというふうに考えております。それを活用していけば、このような事業は十分進めていけることができると、そういうふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 補助金の見直し、特にこのあたりをですね、まだまだ厳しく見ていただかなければならんのではないかなと、こんなように思うわけです。といいますのは、4年、5年間、定額で計上されている面がい

くつかあるわけです。そういうことから、予算編成作業に入る前に事業実績の中間検討あたりをしっかりとやっておいでなのかと、こんなように思うんですが、予算編成に入る前の中間検討、それからもう一つは、歳出の削減を図るには、やはりメリハリをつけていかないと、これまで計上してきたものが全て大事であるという見通しのもとで計上していくと、新たに取組む事業費がそんぐり上乘せになってくるのではないかなと、こんなように思います。

平成20年度ぐらいまでは当初の一般予算が95億円前後であったんですが、それがぐんぐん上がってきて今年は132億円の予算規模になってきます。

更に、これから新しい事業に取り組んでいくとすると益々大きくなっていく。そういうことから、やはりある程度予算規模を決めたうえで、の査定作業に入らないと、なかなか各課から上がってきた数値をそのまま合計していくと、まだまだ歳出が増えてくるのではないかなと、こんなように思うわけです。

今日は副町長の査定、町長の査定ということで、職員の方が大変心配してこられたわりには、予算書を見ているとそんなように理解できないのですが、このあたり、まだまだ検討していただきたい。どのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 小山副町長

〔小山茂則副町長登壇〕

○小山茂則副町長 お答えをいたします。補助金の見直し等につきましては、当初予算編成時にその実績と、それから要望書、そういうものを全部精査をいたしまして、その課の課長以下、係までいれての検討をさせていただいております。

長年にわたって補助を出しておるものについては、十分に見直しをかけ、また新しいそういう事業に、これは補助をつけなきゃいけないというものについては、その事業内容を

十分精査をしてその対応にあたっておりますので、今後、益々細部にわたっての検討をして対応をしたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） とにかく、腹八分に医者要らずの線で、合併特例債はやはり満額活用していただいて事業を取組んでいただきたい。そのことによって増税になるようなことは言うまでもなく避けてもらうということは当然であります。

それでは次に、2つ目の質問に入ります。介護保険制度について。

負担は低く、サービスは高く、新しいまちづくりの指針でもあり、また、私ども町民皆さん方もそのようにありたいと願っているところでもあると思います。

介護、それは他人事ではありません。健康だからということで、いつ自分の身が直面することも分からない、最も身近で、しかもこれ以上に大切なものはないと思います。

介護保険料は高齢者人口の自然増加に伴い、介護認定者数も必然的に増え、そのことによって介護給付費が加算、これらが要因となって保険料の引き上げに反映されてくるものと推測します。このような要件のもとで、介護保険制度をいかにして円滑に、しかも機能的な運営を図っていくかが、今後、更に強く求められてくる大きな課題であろうと考えます。

介護保険制度がスタートした平成12年以降、介護認定者数や介護サービスの質などに応じて、各市町それぞれに3年毎に保険料の見直しがされながら今日に至っており、今年度から平成26年度までの3年間で4度目の改定になるようです。高齢者割合の増加や介護給付費の財源構成の変更や介護報酬の加算など国の制度改正に伴い、このたび被保険者の負担増に準じて、更に当町におきましても月額1,100円の保険料の値上げが必要と判

断されているようですが、今後、町において、この介護保険制度の運用をどのようにお考えでしょうか。これらを踏まえまして、制度運用の現状と課題、介護保険料の見直し、新しい介護サービスの導入などについて伺いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の介護制度についての質問にお答えをいたします。

中能登町における高齢者を取り巻く現状としては、高齢化比率は約3割でございます。高齢化の進行に伴って、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加傾向にあります。

平成24年2月現在の要介護認定者は制度発足時からちょうど倍増をし、1,060人になっております。高齢者の5人に1人が認定を受けていることとなります。

なかでも、要介護1及び5の認定者数が著しく増えており、在宅サービス、施設サービスなど、ほぼ全てのサービスが増加傾向にあり、施設待機者への対応が問題となっております。

このため、サービス供給の体制を整える必要があります。入所施設・居宅介護施設の整備などが緊急の課題となっております。

平成24年度からの介護保険料の見直しにつきましては、介護保険サービスを利用した場合に、介護費用の1割を利用者が負担をし、残りの9割は介護保険から給付をされます。

この介護給付に必要な費用の財源は、半分を国、県、町が負担をし、残りの半分のうち29%を40歳から64歳までの方の保険料で、残りの21%を65歳以上の方が負担をする保険料で賄うこととなっております。

平成21年度から23年度にわたる中能登町の第4期介護保険事業計画年度中の保険料の基準月額が4,300円でありました。

今回、平成24年度から26年度を計画期間とした第5期事業計画の策定にあたり、介護保険事業計画等策定委員会で検討をいた

き、介護保険報酬の改定や認定者数の増加による給付費の普及見込みなどにより、現行サービス水準を維持するためには、保険料の基準月額を1,100円増額をし、5,400円とすることが必要であるとの答申をいただきました。

保険料の増額改定は、被保険者の皆様に大変な負担をおかけすることになりますが、現行のサービス水準の維持と増え続ける介護サービスのニーズに応えるためには改定をお願いをするものであります。

また、所得段階別に6段階の保険料設定を行うことにより、低所得者の負担に配慮をした設定としておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、保険料の改定につきましては、広報やリーフレット等を通じて住民への制度周知や理解を求めていくことが必要であると考えております。

次に、新しい介護サービスの導入についてでございます。

介護保険制度や医療保険制度の改正により、高齢者に関する保険・医療・福祉・介護等の施策のあり方が変化をしており、これらの連携がこれまで以上に重要となってきております。

現在、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域と住まいで必要なサービスを利用しながら、在宅生活の継続を希望する高齢者が増加をしているため、特養などの介護拠点の緊急整備や24時間対応の在宅サービスの強化などの介護サービスの充実。できる限り要介護状態とならないための予防の取組み。見守り、配食、多様な生活支援サービスの確保。などの施策を展開をしていくことが重要となります。

中能登町の現状としては、24時間対応の在宅サービスにつきましては、現在、訪問介護のサービスのみが対応をしておりますが、その他のサービスの提供については、介護職

員等の人材不足など、供給体制の整備が十分とはいえないため、新年度からの取組みは困難な状況にあります。

このため、医療、介護などが連携をとりながら、新たなサービスの提供体制を整えていく必要があると考えております。

なお、平成26年度におきましては、小規模多機能型居宅介護施設を整備をし、軽度から重度までの方の自宅での24時間・365日の暮らしを支えるために、「通い」を中心として、様態や希望に応じて「泊り」のサービスを提供し、在宅での生活を支援をいたします。

一方で、常時介護を必要とする方で自宅における介護が困難な方に対しましては、入所施設である介護老人福祉施設を整備することにより、待機者の解消に努めたいと思っております。

町では、第5期計画において、「住み慣れた地域で、ずっと元気で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、介護保険制度の適正な運用を図っていきたくと考えております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） この保険料といえますのは、要介護認定者数、掛けるのサービスの質、量で決まってくるものと思います。そんなことから考えますと、いかにして保険料の伸びを抑えていくような指導をしていくか、取組みを展開していくか、このことにつきると思います。そういうことから、今後、介護予防の方向に少しハンドルを切り替えていかなければならぬのではないかなど、こんなように思います。

それでは次に、3点目、東日本大震災の教訓を道徳の教材にです。

昨年3月11日、東日本大震災が発生してから早くも1年が経過しました。地震発生直後から大津波警報が発令されました。「皆さんは早く高台に避難してください」と宮城

県南三陸町の防災対策庁舎から町の防災担当職員、遠藤未希さんという方が防災無線で必死になって町民の方々へ呼びかけながら自らが逃げ遅れて尊い命を落とされました。との事例が震災の発生直後から大変大きな反響を呼んでいることについてはご承知のことと拝察します。

埼玉県におきましては、公立の小中高1,250校で、この4月から使われる道徳の教材にこのことが取組まれるそうです。埼玉県当局の生徒指導課では、遠藤未希さんの使命感や責任感には素晴らしいものがあり、人への思いやり、いや社会へ貢献する心を伝えたいとのコメントを発しておられます。

また、先般の新聞を見ますと、金沢市教育委員会でも東日本大震災で学校にいた児童生徒3,000人が無事に逃げきった、いわゆる「釜石の奇跡」ということで表現されておりますが、岩手県釜石市のこの事例から絆教育を通じて防災教育に取り組んでいかれるようです。

道徳とは、人の守るべき正しい道と国語辞典で解釈されておりますが、私はこれぞ道徳教育に最もふさわしい教材でもあり、また、これにまさる教材はほかに無いものと思えます。

そこで、道徳教育の教材について、命の大切さ、社会に貢献する心の教育について、防災教育の推進について教育長の所見を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 東日本大震災の教訓を道徳の教材にというご質問にお答えをいたします。

まず、最初に1番、道徳教育の教材についてですけれども、新しい学習指導要領では、郷土を愛する心や生命を尊重する心、規範意識など豊かな心を育むために、魅力的な道徳教材の開発、そしてその活用、また、発達段

階に応じた指導内容の重点化、更に家庭や地域社会との共通理解とか相互の連携などの充実を図ることが強く求められております。

このため、石川県では、県独自の「いしかわ版道徳教材」を開発、活用し、石川県の道徳教育の推進、充実を図るために現在、教材の開発が進められているところです。

私たちの町では、平成23年度に鹿島中学校が道徳教育の県の指定を受けました。そして、人と地域を活かした道徳教育の推進に取組み、素晴らしい成果を収めました。30名を超える保護者サポート隊の皆さんが生徒と一緒に真剣に学び合う保護者参加型の道徳の授業は県からも高く評価され、新聞にも大きく報道されました。

新年度も鹿島中学校では、県の指定が継続されることになっておりまして、道徳教育の更なる充実発展に取り組むことになっております。

東日本大震災の教訓を活かした道徳教材につきましては、今後、文部科学省や県の教育委員会でも取り上げられるものと思います。学校におきましても、東日本大震災のことは折に触れて子供たちに学ばせていくことが必要と考えております。

次に、2つ目、命の大切さ、そして社会に貢献する心の教育についてであります。諏訪議員が先ほどお話されましたとおり、本当に大切なことであります。震災から丸1年、被災地では必死に前を向いて復興に頑張っておられる人々、そして、それを懸命に支える大勢の人々、今もなお全国各地から心を寄せ、支援の手を差し伸べる多くの人たちが絶えません。海外からの温かい支援や義援金も沢山ありました。震災を通して、改めて人の強さや優しさ、そして助け合うことの尊さ、有り難さを痛感した1年でもありました。人と人とが支え合うことの大切さや人の絆など、震災から学んだ多くのことを子供たちにいろいろな機会を通して教えていかなければなりま

せん。教育としてできること、そして成すべきことを今後も真剣に考えていきたいというように思います。

それから最後、3番目ですけれども、防災教育の推進についてです。

阪神淡路大震災、能登半島地震、そして東日本大地震と次々と大きな地震が発生しました。しかもこの度は地震と津波と放射能という、これまで誰も経験したことのない大災害となり尊い命が奪われてしまいました。

今や私たちの日常生活は、これらの災害と常に隣り合わせであり、いつ、どこで、どんなことが起きるかわかりません。そういった災害が発生したときに、どのように生き延びていくのか、その手段や方法、知恵を学校の授業の中でも学んでいくことが、是非必要だと思います。

中能登町にも活断層がありますし、志賀原子力発電所から30km圏内にあることも含めまして、私たちが置かれている状況を正しく理解し、これらを踏まえた防災教育が大切であることを強く感じております。

機械的な避難訓練や通り一遍の知識ではダメだということも分かりました。今後、町内の学校におきましても、文部科学省や県教育委員会からの指導や情報を得ながら、適切な防災教育を計画的に実施してまいります。防災教育の研修会や定期的な避難訓練、ときには地域を巻き込んだ訓練も必要かと思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 相当に熱心に取り組まれているようですけども、今回のこの東北大震災の憂慮事例をとりますと、やはり防災教育とは町ぐるみ、とにかく小さいときから身体が反応するような形での訓練が大切であるというようなことがよく言われております。大人だけが防災訓練をやっているだけでもダメなんで、やはり幼稚園の子供から大人まで、ということは、幼稚園の子供がいずれは大人にな

るといことが言われております。そういうことで、やはり小学校の時からしっかりと進めていただきたい。

それから、やはり災害ということになると、最近では地域によって災害の種類が違ってきておるような感じですか。津波、あるいは原発、地震、全然訓練が違ってくると思うんですが、やはり地域にあった訓練の仕方、目的があると思うんですが、このあたりで教育長はどうお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどお話いただいた通りであります。私たち学校現場では、これまで火事に対する避難訓練、それから地震に対する避難訓練、その他いろいろと不審者に対する対応の仕方とか、そういうことは一応やってきておりますけれども、なかなかマンネリ化というか、言葉は悪いですがけれどもそういうきらいもありました。地域にあった訓練、そして現実を踏まえて、本当に一歩も二歩も踏み込んだ形でどうするのかというようなあたりも、私たち研修会を開いて考えながら効果のあるといいますか、地域にあった防災教育を進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 中能登町に最も適した、最もふさわしい形で訓練を進めていただきたい。防災教育を進めていただきたい。このようにお願いして答弁を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 私は、今回の質問で、3つの点で質問をしたいと思っております。

今ほど、諏訪議員のお話を、質問を聞いておりましたら、少しやはり重複しているかなというような点もございますが、そういう点の一つよろしくお願いをいたします。

まず、第一に、自治体間の相互交流について

お聞きをしたいと思っております。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災から1年が経過をいたしました。改めて自然の脅威と悲惨な光景を目の当たりにいたしました大変驚いたわけでございます。被災者には国内のみならず、海外からも義援金や義援物資などが送られ、また、沢山のボランティアの人々が今もなお活動を続けられている状態でございます。

テレビや新聞などの報道では、絆という言葉が数多く聞きますが、このような大惨事が起きたときこそ、改めて人と人との絆が大事であるということを実感いたしました。

昨年の6月の定例会で作間議員も質問をされておりますが、自治体の相互交流については、旧鹿島時代の鹿島町時代での鹿島サミットのお話や、富山県大門町、現在の射水郡とのスポーツ姉妹都市の提携のお話も聞いておりました。その時、杉本町長は、姉妹都市においては、「ご縁のある自治体と積極的に進めていきたい」というご返事をしておいでになったことも覚えております。私もその時のやり取りを聞いていまして、「いい話だな」というような実感を持っておりました。ということでもない、なかなかそういう実感というのはわからないものでありますが、その時はそういうふう感じておりました。

中能登町は合併しましたが、人口は約2万人弱で面積も小さく、いつ、どのような事故が起きるか分かりません。また、普段から文化、スポーツなど住民同士でいろいろな相互交流ができる自治体同士の関係をいくつか築き上げることが大切ではないかと、そういうふう思っております。

平成20年度の新年度予算を見ますと、姉妹都市提携事業が新事業として盛り込まれております。昨年の作間議員の一般質問からは、既に9カ月が経っておりますが、住民の相互交流も含めた姉妹都市の必要性と現在までの取組み、経緯、また、今後の方向性や課題を

踏まえて杉本町長に答弁を願いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えをいたします。

自治体間の相互交流については、昨年6月議会定例会において、作間議員からも一般質問をいただいておりますが、現在のところ、中能登町として姉妹都市の締結はいたしておりません。しかし、合併前には、今、お話もありましたように、旧鹿島町と旧大門町がスポーツ姉妹都市の提携をしており、平成7年の阪神淡路大震災後、平成9年10月に、双方いずれかの区域に災害が発生した場合、相互に応援するための協定、いわゆる災害協定の締結を行いました。

この3月で、中能登町として8年目を迎えたわけですが、姉妹都市についてもその必要性について十分感じており、ご縁があって相互の条件が整うのであれば、姉妹都市の締結を前向きに目指していきたいと考えております。

次に、現在までの取組み状況についての質問であります。

今まででも検討をしてきましたが、具体的な候補地等は決定するには至っておりません。しかしながら、阪神淡路大震災や能登半島沖地震、そして昨年の東日本大地震を経験する中で、例えば、普段はスポーツや文化等の人的交流を図りつつ、いざ災害等が発生した場合には、お互いに助け合うことができるような自治体間の相互連携があれば大変心強くなるのではないかと思います。その有効な手段の一つとして、姉妹都市の必要性を痛感しているところであります。

その選定の考え方としては、今までに当町へ視察等でお越しをいただいた町や、議会の皆さんが行政視察に伺った町、そして私が町長会の会長として東京へ出張した時などにお話をさせていただいた町を候補地とするなど、

今後あらゆることを考慮して更に調査をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 3月の15日に開催をされました議会の予算審査特別委員会での質問でも、宮下議員から姉妹都市の提携はどのような自治体、どこの自治体を考えているのかという質問に対し、永源参事は、「できれば表日本の地域と行いたい」という答弁をされました。

平成24年度の予算では、総務管理維持費で姉妹都市提携事業として100万円が計上をされておりますが、提携の中身を確認するというか、実行するためには、やはりその100万円というものを使っていくということになるわけですが、どのような形で模索をしていくのか、その辺がもう少し具体的に分かったら質問をしたいと思っておりますので、具体的な説明と、また年度内の実施における見通しなど、よかったらお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 甲部議員の再質問にお答えいたします。

新年度に旅費で100万円を計上させていただきました。交流の可能性のある町と話をさせていただき、相互に町を訪れて交流を図り、姉妹都市締結を目指したいと考えております。

相手方につきましては、災害等の支援も考えますと、当地域とは違った所で太平洋側の町がよいのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） それでは、その100万円というお金に対しては、皆さん、執行部の方がいいように検討して使っていて、そして実行ができるようお願いをしたいと思います。

それでは、第2問目の質問に対してお答えを願いたいと思います。庁舎の統合についてお聞きをいたします。これも先ほど諏訪議員とちょっとかち合うところがあると思いますが、私は私なりに考えてきたことを質問したいと思うのでよろしくお聞きをいたします。

平成17年の3月に中能登町が合併をして8年目を迎え、今、大型事業が合併時の懸案であった統合中学校の建設に着手し、現在工事現場では、この間も私も見てきたんですが、着々と工事が進んでおります。また、道の駅も周辺整備も進んで、平成25年度春には統合中学校、そして翌年26日には道の駅が完成となります。このような大型事業を進めている最中に、庁舎の統合の質問をすることは誠に心苦しいではありますが、しかし、町当局としても近い将来、この問題にいやでも取り組まなきゃならない重要な懸案であると思います。

現在、鳥屋庁舎、本庁舎、鹿島庁舎、鹿西庁舎と分庁方式での日常の業務がなされておりますが、これに基づいて役場を利用される町民も、時によっては一つの要件を済ますためには、例えば鹿島庁舎に行って、その一つの同じ要件であっても鳥屋に行かなきゃならないと、鳥屋庁舎に行かなきゃならないというように、大変不便であるということをお聞きします。

新年度である平成24年度の予算を確認しましたら、鳥屋本庁舎では年間2,114万4,000円、鹿島庁舎では1,048万7,000円、鹿西庁舎では1,308万4,000円、合計しますと4,471万5,000円の管理費が計上をされております。そのほかに、町が管理をする財政管理費もあるわけがございます。この点が、今後重要なポイントになるものと思いますが、将来、この3庁舎を統合することで業務の簡素化と管理経費の節減が図られ、町民の方々の利用にとっても大変便利になることは間違いないと思います。

庁舎統合には、地域の皆さんや町当局、議会の皆さんなど関係者の十分な議論と話し合いをしなければならぬことは必然ではありますが、まずは庁舎を統合し1つにすることは行財政のスリム化を図るうえで大変重要であると思います。統合中学校や道の駅建設、また、現在協議をされております鹿島地区統合小学校の建設など、多額の大型事業をかかえる中、新たな新庁舎の建設は財政的にも困難であり、現在の3庁舎のうち、どこかの庁舎へ統合することが一番望ましいと考えます。

そこで、統合庁舎をどこにするか、また、統合により空いた庁舎の利用をどうするか、というのが問題となります。町民の方々の中には、それぞれ自分の思いを口にする方が沢山おいでになります。いろんな提案もありますことは聞いております。お隣の宝達志水町では、旧志雄町役場庁舎を統合庁舎とし、旧押水町役場庁舎を取り壊したと聞いております。大型事業をかかえる今、このような質問をしても明確な回答は大変難しいとは思いますが、町民の関心もあることだと思いますので、答えられる範囲で結構ではありますが、杉本町長にこの問題についての考え方、方針をお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 庁舎の経費につきましては、担当課長より説明させますので、私からは、庁舎の統合について答弁をいたします。

今年3月、中能登町は合併から8年目を迎えます。その間、最大の懸案事項でありました統合中学校の開校が来年4月となりました。また、道の駅も平成26年に開業を予定しております。ハード面の事業においては、一応の目処がたった今、本庁舎の整備については検討の時期にきていると考えております。

平成16年7月に鹿南合併協議会で作成をされました「中能登まちづくり計画」におきましては、「役場庁舎は当面3庁舎を分庁舎として活用する。本庁舎の建設については、

合併後、特別委員会を設置をし協議する」と標記されております。

平成24年度の予算においては、本庁舎整備検討委員会の設置を指示をしたところであります。委員会から答申で、本庁舎の整備を進める結論が出た場合は、議員の皆様と協議をし、本庁舎の整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 庁舎の維持経費について説明をいたします。22年度決算ベースで数字を申し上げます。鳥屋庁舎で1,401万8,211円、鹿島庁舎で1,167万1,765円、鹿西庁舎で1,009万644円、合わせて3,578万620円が庁舎の維持管理経費となっております。その中で、光熱水費が1,092万4,456円ということで、全体の30.5%という数値になっております。そのほかに3庁舎合わせまして、燃料費で258万8,730円、また、庁舎の清掃費で302万6,099円、空調設備の保守点検経費といたしまして235万950円、電話機、清掃用具の使用料、賃貸料で301万7,069円等となっております。もし、庁舎が統合されれば、これらの経費が大幅に削減できると、そういうふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 今ほどの永源参事の答弁でよく分かります。やっぱり3つのものが1つになるということは、金銭的、財源的にも非常に安くなるのではないかと、そういうふうな期待は皆さんがしておいでになると思います。是非、そういうのになれるような日がくるよう待っておいでいたいと思いますが、今ほど杉本町長の答弁で、平成24年度の本庁整備検討委員会というのは、いつ開かれる、第1回がいつ開かれるのか分かりませんが、この予定が分かる日があるのか、ない

のか、今、既に分かっておいでなのかどうか、いつ頃計画しておいでなのかどうかということと、当然、合併特例債を利用した話であろうと思います。そこで、合併特例債ももう10年ということで期限があと何年と、3年ですかね、3年残っているというようなことで、その範囲内の中にやはり実行をするというふうに思うのですが、それは杉本町長、どのようなことになっておるか、またご返事の方をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 本庁舎の整備検討委員会につきましては、この議会で出ております予算を可決していただければすぐ立ち上げて、そして来年度、24年度から25年度のはじめにはその委員会の答えをいただきたい。そして、それを議員の皆様方とまたお話をさせていただきながら早急に決めていきたいと、そう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） それでは、これは今からこんなことを言ってもちょっと早いんですけども、前に、以前に私は庁舎関係、学校関係の公的機関にある、合併したときの余ったというか、使いにならなかった備品や部品等、物品等を競売にかけたらどうかという質問をしたことがあるんですが、当然、学校であろうと庁舎であろうと3つあるものが1つに将来なってくるということであれば、余ってくる物品や備品があると思います。そういうものに対しては、やはり前の質問の結果は聞いておりませんが、あの時は考えてみるというような町長の答弁でしたが、やはりそれもその時点になったら実行していただけるかどうかということだけお聞きして、この質問を終わりたいと思うのですが、一つその辺で答弁をお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 統合いたしますと、当然いろいろな備品が出てまいります。それにつき

ましては、どれが使えるのか、またどれがいらぬのかと精査をいたしまして、そして余ったというか、いらなくなった備品につきましては、売れるのか、またもらってもらえるのか、そんな一つ一つ精査をしながら、これから余った時点で考えてまいりたいと、そう思います。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） それでは、最後の質問に入ります。行財政改革特別委員会の答申についてということで、最後の質問をしたいと思います。

2月の27日付けで議長より、議会行財政改革特別委員会で審議されました答申書が町長あてに提出をされております。答申の内容については、出捐金、委託料、負担金、補助金、交付金について委員会で審議検討を行ったところについて、提言及び各項目ごとに付帯意見を付けて提出をされたものであります。

厳しい財政状況の中で、限られた財源をより効果的、また効率的に利用していくためにも業務の見直しなどを行い、その中から財源を確保していく必要があると思われま

す。3月に、定例会での杉本町長の議案提出理由の説明に、「職員各自が積極的に知恵を出し合い、また、細部にわたり徹底した経費の見直しを行い、将来にわたり継続可能な財源運営に努めていく」との返答がありました。将来的にも、税収が見込まれない状況の中において、交付税の削減も予想されております。

先ほどの諏訪議員さんの答弁の中にも、町の方で9億円も減ってくる時がくると、9億円というか数十億円減るといような話もありました。そういうようなことであると、将来的にも税収が見込まれない状況になると、そういうことは確実であります。議会の行政改革特別委員会からの答申内容を踏まえて、今後、どのような行政運営を行っていくか、杉本町長にお聞きをしたいと思

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 平成24年の2月27日付けで議会の行財政改革特別委員会から審議経過、検討経緯、提言内容、付帯意見について報告をされました。答申につきましては、平成24年度の予算においても反映をさせていただいておりますし、今後も町制の執行に活用したいと考えております。付帯意見につきましては、検討すべき内容については、早急に取り組むとともに、指示事項についても内容を精査し、確実に一步一步実施をしていきたいとそう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 議会の行財政改革特別委員会は、委員会の最終日に天平の里、そしてゆうゆう、そして憩の浴場というか、健康ハウス憩ですね、の3施設を視察に行っていました。その時には、現在の責任者である皆さんとお会いして、いろいろな有意義な話をお聞きしてまいりました。それで、施設での平成22年度の利用状況で、天平の里が約3万人、ゆうゆうは1万3,500人、憩は5万8,000人という数字が確認されております。10万人ほどの報告を受けましたが、合計で、運営面では約4,000万円程度の赤字ということになっております。そうした中で、町当局としてもいろいろと改善を図り、健康ハウス憩では、喫茶コーナーを全てつばさの会に受け渡されたことで人件費の削減を図っておられるなど、努力もされておいでることは分かっておりますが、杉本町長は、以前議会に対し、3施設の町指定管理者の導入も今後検討したいというふうに述べられたことを記憶しておりますが、今でもその考えに変わりはないでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 3施設につきましては、それぞれの地域でそれぞれの方々に喜んで使っていただいております。今、既にゆうゆうは

社会福祉協議会に委託をしておりますし、天平の里も委託をいたしております。憩につきましては、今、お話もありましたように、喫茶の方をつばさをお願いをして、全て人から、またいろいろ飲むもの、食べるもの全て委託をいたしておりますし、今、憩につきましては、それだけではなしに、全面的に委託をすればどのようになるのか、町としてどれだけの差が出るのか。それは当然、今の使っているサービスの質を落とさないということが前提でありますけれども、早急に委託に対しても結論を出していきたいと、そう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 今、町長の答弁で分かりました。できるだけ、ただ、やっぱり一番気になるのは、人の数が、憩にしては年間6万も入っておるといような実績もありますし何ですが、もちろん天平の里、ゆうゆうと憩との性質というか、企画というか、そうしたものは違うことは分かるとるんですが、例えばこんなことを言って何ですが、鳥屋ぐらいは1日平均が三十何人か40人と、ゆうゆうは。そういうような回答が出ておりますので、どういう期間でどのようにして人に来ていただくか、そういうことも大事ではないかと思っておりますので、その辺をまた考えていただきたいと思いますなど、そう思います。これに関しては答弁はいりません。

今後、更なる中能登町の発展を図るべく、杉本町長の政治手腕に期待をいたしまして、明るい中能登町をつくっていただくよう努力していただくことをお願いを申し上げて、今度の議会での私の質問を終わりたいと思います。どうもご静聴ありがとうございました。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、11時30分まで休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（坂井幸雄議員） では、議会を再開いたします。

続いて、14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） 私は今回、3点について質問をさせていただきます。その前に一言、言わせていただきます。

今年は、中能登の全小中学校8校で卒業式で「仰げば尊し」が歌われました。これも教育委員会のリーダーシップの賜物だと思いますし、校長はじめ教職員の理解、納得、協力があつて挙行されたものと思っております。そのことを各マスコミ、テレビが取り上げて報道もしてくれました。某新聞社については、第一面に分かりやすいところに、今度、中能登で卒業式で「仰げば尊し」を歌うということも取り上げてくれました。そこで、私の意味するのは、中能登町は「仰げば尊し」を復活させるということで、県下でも賞賛されていると。全国でちょっと調べてもらったんですけども、公立の小中学校でそれをしたのではないんじゃないかと言われております。そういうことで、私も孫が中学校と小学校におりますので、日頃は孫と歌を歌うそういう機会はないし、私は演歌ですから孫とは全く合いません。

そういうことで、私も卒業式に出席をさせていただいて、「仰げば尊し」を歌ったいい機会であったなあと。私は、「仰げば尊し」は、詞の中にも師の恩という言葉があります。そこで、私なりに脳裏に焼き付いている恩師、それから議会の、今まで議員として先輩方に教わったこと、それから地域の先輩方に教わったことを感謝しながら師の恩ということで歌わせていただきました。

そこで、教育委員会も、これからの中能登の教育行政にいろいろな問題が山積しております。地区へ出かけての説明会、また先生方との話し合いもされていると思います。そういう時には、問題は説明、自分たちの思っ

いることを相手に伝えるときの説明の仕方、相手が理解しているか、理解していないかということをよく見る。説得力も大事だと思います。テレビを観ていると、昔の江戸時代には、「こういう紋が目に入らんか」と言うて、「へえー」と言うていた時代があるんですね。今の平成の時代はそんなことはないんですね。説明会に行ったら相手の言うこともよく聞く耳を持つ。自分たちが一方的に押しつけるんでなしにということですね、よく耳にする。特に、濱田教育委員長、池島教育長、先生方はどうも地区へ出かけると上目線でものを言うるとこの感想を受けられていますので、これからそういう行政のことでいろいろ出かけるときには、そういうことを十分注意をされて、町の教育行政について一生懸命に取り組んでいただきたいと、まず、要望しておきます。

それでは、私の一般質問の通告により、第1番目の小中学校の教育活動の充実と教職員の向上について。

まず1点目の、その中の1点目、学力テストの結果ということで、本来ならば4月に実施される予定であったのが、3.11 東日本大震災のために9月に学力テストが実施されています。そこで、その中で中能登の小学校6年生と中学3年生が行われておるね。そこで、中能登の成績の結果はどうであったのかと。

2点目は、新中学校の教育方針ということで、今現在、夢プロジェクトということで実行委員会で、濱田教育長が委員長となって、3本柱ということで勉強、学力向上ということね。それから生徒会活動、部活について取り組みをされておるのは分かっておりますが、来年の開校にあたり、健全な生徒の育成のためにどのような方策を考えておられるのかをまずお伺いします。

それから3点目は、小中学校の教員の資質の向上についてということで、児童生徒が健やかに成長し、学力、体力、道徳力をきっち

りつけられるかどうかは教員の力量と質に大きく関わっていると思われまますので、先生方の質力向上の方策をどのように考えているのか、この3点について答弁を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、小中学校の教育活動に関わって3点のご質問をいただきました。

まず1点目、学力テストの結果についてです。学力テストは国と県、更に私たちの町では、町独自のものも行っております。国や県が実施する学力テストは、結果として町以外の学校の個々のデータとか市や町単位の平均点といったものは公表されません。従いまして、私たちは国の平均点とか県の平均点と比べることしかできない状況であります。一番知りたいなと思います私たちの町内の学校が県内のどのあたりにいるのかとか、私たちの町全体は県内のほかの町と比べてどうなのかということも具体的には私たちは分かりません。そういうことですが、平成23年度のテストの結果について概略をお答えをいたします。

小学校6年生は、算数の基礎の方の問題と、あと、社会と理科で県平均を大幅に上回りました。その他の教科については、県平均とほとんど同じでありました。また、4年生です。4年生は県のテストしか受けておりません。国語と算数ですが、これもいずれも県平均を大幅に上回っております。

一方、中学校3年生につきましては、5教科とも県平均とほとんど同じでありました。これらについて、決して悪くはありませんけれども、満足するものでもありません。教育熱心な町にふさわしく、学力のトップを歩む学校を目指して、その実現に向け全力を注いでまいりたいというように思っています。それが夢プロジェクトの目指すところでもあります。町内の学校がお互いに競い合えるようにということで、町独自のテストも年2回実

施しております。先生方の授業力の向上とあわせて家庭学習の習慣化にも本格的に取り組んでいるところです。

次2番目、新中学校の教育方針についてです。学校教育の基本となります目標は、どの学校にも共通して言えるわけですが、優れた知性と豊かな人間性、そして健やかでたくましい身体、この3つのバランスのとれた人間形成であると思います。そのうえにたって、中能登町では、ふるさとに愛着と誇りを持ち、将来を夢みて未来を切り開く子供の育成を目指しておるところであります。

平成25年春に開校いたします統合中学校が、今ほど申し上げました基本の目標に向かって、開校当時から力強く前進できるために、という思いで、今の間にその基盤となる、土台となるものをしっかりとさせておきたいというようなことで、夢プロジェクト事業はまさにその思いで現在、取り組んでいるところです。

中学校生活にとりまして、一番の花形で、しかも一番の頑張りどころであるのは、先ほどお話いただいたように、勉強と生徒会活動と、そして部活動の3本柱だと思います。新しい中学校がこの期待どおりに立派な成果を挙げることができるように、そういう勢いのある学校、優秀な学校、県下に名高い新しい中学校の誕生を目指して、今、取り組みを進めている真っ最中であるというように思います。

次に、最後3つ目です。教員の資質向上についてです。児童生徒の教育に携わる学校の先生は、常に研修に励み、指導力の向上に努めて魅力ある授業や豊かな学習活動ができるように努力を続けなければなりません。子供たちは正直です。教材の研究が不十分であったり、準備や工夫が足りず魅力のない授業では、子供たちの目の輝きや集中力もなくなってしまいます。ひいては、先生への信頼感の低下にもつながりますし、また、学力調査の結果にも表れてまいります。研修を重ねて、

子供の心をつかんで、授業の腕を磨くこと。そして子供や保護者の信頼を得ることは先生にとって命でもあります。

各学校では、年に2回の指導主事の計画訪問、更に各学校が独自で行います要請訪問というものを何度も実施して授業の研究、課題の研究に真剣に取り組んでおりますし、また、各種の研修会、あるいは研究発表会にも可能な限り参加をして研修を重ねております。

私たちの町におきましても、小中8校中、7校までが文部科学省や石川県の教育委員会から研究指定を受けまして、研究実践に組み発表会を立派に開催してまいりました。PTAの皆さん方にも当日多数参加をしていただきました。こういった取り組みも全て学校の先生方の力を高めて子供たちの教育活動を充実させる大切なものであると思います。

新年度は、児童生徒の学力向上に加えまして、若手の先生や、やる気のある先生の更なる成長を目指して、町独自の取り組みを始めたいというように思っています。うちの町には経験豊富で実践力のある素晴らしい先生がいっぱい退職されておられます。そういった先生に専属講師として、具体的な名前ですが「元気はつらつ中能登教育サポーター」ということでお願いをしました。教師としての心構えや子供への接し方、学級づくり、授業の進め方など、豊かで効果的な教育活動を行うためのノウハウを伝授していただくことにいたしました。一段とレベルアップが図られるものでないかなというように期待をしております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 今、学力テストの結果については、池島教育長はそういうデータというものはないんだということで、私のところへはまたいろいろな情報が入ってきておりますけれども、その辺の見解は違いますが、池島教育長は、先ほどいいも

のもあったけれども、あとは大体平均点だということでは言われましたので、私は個々の学校のことについては一切言いませんから、中能登町の池島教育長として、それで学力テストの結果を満足しておられるのか、おられないのかについてもう一回尋ねます。

それから、新中学校の教育方針について私も同感ですが、そのとおりに一生懸命にやってももらいたいと思います。

それから、先生の指導力の向上の方策についてということではいろいろ言われましたけれども、中能登はサポーター制をすると。サポーターというのは普通、補助員みたいげんね。隣の七尾市では、これは自治体によって違うんですけど、コンサルタントと先生の相談役というのを委嘱されとるわいね。どっちがいいのか分かりませんが、そういう経験豊富な先生方に知恵をかりると。先生も生身の身体ですから、それから若い人からベテランの人、そこで体力の弱って今の勉強についていられないということではないんですけども、知識や教養は十分あるげんけども、その教え方について、保育園でも「古い先生もうダメなんで若いものの教育と教え方ちごげん」ということをよう聞くわいね。学校も当然そういうことあると思います。そこで、先生の悩みもあると思いますし、いろいろなことを先生の、子供も大事やけども先生が教える知識や教養を自分が持っておってもダメなんですよね。教える指導力が欠けたらダメだと私は思います。よく、「あの学校へあの先生来たたら学業の成績も上がったし、部活もきつなった」と。「あの先生おらんがなったら部活も勉強も下がった」という言葉をよく耳にします。そういうことで、先生がいくら自分が知識や教養があってもダメなんです。教え方、指導力が問われると思います。そこで、サポーター制で今年取り組みたいという池島教育長ですけども、もう少し突っ込んだ、先生のレベルを上げるために、

何でかというたら、今、町長も「石川県一の立派な学校を建てたいんだ」ということで、更にまた建設されとるわいね。立派なものができると思います。昔の諺で、「仏はつくって魂を入れず」という言葉がありますね。いくら立派な学校をつくっても、子供たちがきて、魂を入れるのは学校の先生だと思います。その先生が魂の入れ方が下手やったら、先ほど新中学校の教育方針に池島教育長の言われたことが空念仏になってしまう可能性があるとは私は思いますので、その点について、1 題目の学力テストの、うちの町の教育委員会で思ったより実際どうだったのか、もう少し突っ込んで言ってほしいと思いますし、3 題目の先生の指導力向上の、今、いろんな研修会なんだかんだ言われていますけれども、もう少し具体的に、サポーター制でやりたいということをやられたんですけども、新聞からいくと石川県教育でも先生の教育先進県で教育の質をはじめ教育を高めるために「仮称いしかわ師範塾」というのを設けてんね。先生の質を高めるんだと県も予算をうっとるんですね。うちはまだこれは予算化されてない、池島教育長のただ自分がこういう思いでやりたいということで、例えばサポーターに来てもらってもその手当も何もしてないと思いますよ。そういう点で、1 題目の学力テストの教育委員会が思ったより良かったのか悪かったのか。それから、3 題目の指導力向上の方策についてももう少し、先ほど言った私のことを聞いて、何か思いがあったら答弁してください。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 県、国、そして町の学力テストをやっております。その結果についてのもっと具体的ななどというように質問をされました。私たち、この鹿南地区というのは、伝統的に非常に教育熱心で、学校も力いっぱい頑張ってきました。10 年前、20 年前、もっと前ということになりますと、県下にトップ

になるようなことも度々ありました。そういうことを考えますと、現在は決して悪くはないんですけど、平均、そしてそれを超えているものもいくつかある、沢山あるというわけですけども、言葉はどうかは分からんわけですけども、県のトップレベルを目指している統合中学校の開校に向けて「よし、昔の力をもう一度」という、そういう思いからしますと、まだまだ足りない状況かなというように思います。最後の1年です。少なくとも町の統合中学校が完成するときには、うちの町は従来の力を復活できたよという、そういう状況になるように頑張っていきたいなというように思います。

それから、子供たちへの指導にあたる先生方の指導力がそれこそ大事なんだ。もちろんそうであります。おっしゃるとおりであります。私たちも先ほどお話しましたがけれども、若い先生、それからもっともっとやる気があって力をつけたいと思われる先生、その先生方を中心にして教育委員会の指導主事の指導とは別時点、もっと気らくにリラックスして、そして自分の指導力を振り返ったり力をつけるという、そういう場を是非、設定したいという希望だけではありません。元気はつつ中能登教育サポーターという件につきましては、具体的に4月から始めることにしております。予算については補正、その他で対応をお願いすることになるかもわかりません。正式にスタートをさせていきたいな。本当に若い先生方も昔一生懸命に頑張って立派な先生でも、研修を怠りますと、先ほどと同じ昔の指導法が今は使えない、変わってきているということも沢山あります。そういう意味でありまして、「よし、この際力をつけて」と言われる人、自由にその先生と相談できるような、そういう体制をとっていきたいというように思っているところです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 池島教育長、こんな子供のためなら予算はどうかのと遠慮せんと、いくらでも私らは応援して町長に予算をつけてと。議会としてもちゃんと言いますから、池島教育長、子供に金にはいとめはつけんという言葉あるさかい、自信持って、今、予算はついとらんけども補正でつけさせてくれというてきちっと言えるような池島教育長になって私はもらいたいと思います。

それから、中能登町に、聞くと119名の教職員がおるげんね。全小中学校8校の中でね。やっぱりその人たちの全てのレベルが上がるように、なお一層取組んでももらいたいと思いますし。そこで、大阪府、大阪市で盛んに問題になっている国歌、歌やね。国歌国旗の制定は平成11年6月11日国で制定されとるわいね。ところが大阪では盛んに君が代を歌わない先生がおると。歌わないで口ぱくとかいろんな先生がおると。中能登町の先生は優秀ですから、そういう先生はいないんですね。その辺の掌握はどうされていますか。先生の質の問題にも関わってくるので、そういう先生はおるのか、おらんのか。教育長はその辺の掌握をどうしておるのかということ。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 町内の学校の先生には、そういう国歌、国旗に対して期待どおりの行動をしない先生は一人もおりません。全員そういう心配はありません。一人一人調べるまでもありません。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 池島教育長に私は反論するのではないんですけども、今年、立志式があったそうですね。その中に先生は口を開けていない先生がいたということを目にしたもんで、池島教育長は中能登の教職員は国歌、君が代というたら全部歌っとるのか、その辺の認識をされているのかということ。私は確認したら、池島教育長は中能登の小中学校の先生方はそんなのはおらんということ

であったんですけれども、私の耳にしたのちよっこりずれあるもんで、その辺をきちっと掌握しとるのかなあと。その辺をまたね、教える先生が国に決まったことをやっぱり私は守ってほしいんですね。先生が何も歌とらんがにおらちに何でも注意すると言うても子供は聞かんことになると思いますので、国に決められたことはやっぱり教職についたら守るものはきちっと守って、一番先に国歌斉唱となりますから、歌を歌うときにはやっぱり、私もこの間の卒業式に行こうとして見ると距離が離れとって先生が歌とるか歌とらんか確認できなんだもんで、その話はあるところに話題にしとったら、立志式で歌わなかった先生がいたということをお聞きしたもんで、池島教育長もその点をどこまでつかんでおいでなのかあとということで、それから池島教育長、それから濱田委員長もおいでますけれども、デスクに座るとるのもいいんですけれども、やっぱり現場を抜き打ちにちょこちょここと回る方が先生方も緊張されていい中能登町の教育の充実につながると思いますので、その点もまた頭に入れて、いついっか行くでなしに、抜き打ちでいいんです、抜き打ちで。ちょこちょここと行ってくればいいんですから、そういうことも心掛けてこれからやっていただきたいと思えます。

議長、2問目に入ってもいいですか。もうお昼ですが。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員さん、質問の途中であるんですけど、昼食のため昼からまたお願いできませんか。それで休憩させてもらいます。

質問の途中ですが、ここで昼食のため13時30分まで休憩いたします。よろしく願います。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 午後からの会議を

再開します。14番 作間議員の質問の続きより始めます。

作間議員

○14番（作間七郎議員） 2点目の道路網の整備計画についてをお尋ねをいたします。

2月29日に中能登町道路網整備計画更新検討委員会が開催されたと報じられた。新聞によると、平成19年作成の15路線の整備計画を見直したとのこと。それはどの路線なのか。短期、中・長期と分けて路線名を決められたということをお聞きしておりますので、その15路線についての説明をお願いします。

また、その検討委員会のメンバー、メンバーは個人名はいいです。所属団体だけを教えてください。このことについて答弁をお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の「道路網整備計画」についての質問にお答えをいたします。

中能登町道路網整備計画は、平成18年に策定をし、中能登町における道路状況、公共施設の立地状況、将来的な町の姿を勘案して、地区の集落道路、連絡道路など、目的に応じた道路を総合的に位置づける道路網計画を明らかにするとともに、計画をされた道路網の整備、管理の基本方針を示したものであります。

しかし、策定後、5年の月日が経過したことや、統合中学校整備など公共施設の新規事業等、町内における土地利用形態の変化による住民の多様なニーズへの対応など、質の高い道路サービスを提供するため、将来を見据えた道路網整備計画の見直しを行いたいと考えております。

ご質問の整備路線につきましては、主に一般県道や主要な町道である幹線道路7路線と、国道や県道と集落、公共施設を連絡する補助的な町道である補助幹線道路8路線を整備計画検討路線としております。また、先ほど申しましたように、将来を見据えた道路網整備

として、新たな道路についても検討する必要があると考えております。

なお、詳細な整備検討路線につきましては、後ほど土木建設課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、検討委員会の構成についてお答えをいたします。

町の区長会、町の商工会、町の女性協議会、町の教育委員会からそれぞれ代表の方、そして有識者として石川県中能登土木総合事務所道路建設課長、七尾警察署交通課長、行政からは副町長の7名で構成をしております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 それでは、詳細な整備対象路線につきましてお答えをいたします。

まず、幹線道路の7路線についてですが、1つ目の路線は、一般県道函屋・酒井線で、主要地方道七尾・羽咋線の金丸地内から志賀町の上棚地内に至る路線であります。

2つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、新庄地内の宮崎鮮店から今羽坂を通りまして、二級河川二宮川、旧石塚川を渡り、坪川地内を経て久乃木地内の国道159号に至る路線であります。

3つ目の路線は、国道159号、久乃木地内の丸井織物、羽咋側交差点から一般県道七尾・鹿島・羽咋線を連絡する路線であります。

4つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、末坂地内、鳥屋庁舎横、梅の里公園の交差点から黒氏新町地内、JR七尾線・貝殻塚踏み切りを経て長曾川を渡り、一般県道の良川磯辺線、最勝講地内に至る路線であります。

5つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、西馬場交差点から長曾川を渡り、東馬場、最勝講地区を経て、井田地内のフローリア美翔付近交差点の国道159号に至る路線であります。

6つ目の路線は、一般県道良川磯辺線で、国道159号、井田地内のフローリア美翔付近交差点から小竹地内を経て、一般県道七尾・鹿島・羽咋線に至る路線であります。

7つ目の路線は、同じく一般県道良川磯辺線で、一般県道七尾・鹿島・羽咋線の小竹地内から富山県氷見市磯辺地内に至る路線であります。

以上が幹線道路の7路線であります。

続きまして、補助幹線道路8路線ですが、1つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、廿九日地内から川田地内の古墳公園とりにや付近を通り、川田地内を経て、大槻地内の主要地方道氷見・田鶴浜線に至る路線であります。

2つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、在江地内の旧ナイトハウス付近から廃川となりました石塚川を利用し、JRの武部踏み切り付近に至る路線であります。

3つ目の路線は、末坂地内、鳥屋庁舎前交差点から主要地方道氷見・田鶴浜線を横断し、二級河川二宮川、JR七尾線を越え、武部地内の国道159号に至る路線であります。

4つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、一青地内サークルK付近交差点から一青踊り場、マルビ運送の横を通り、JR七尾線を横断し、また黒氏集会所を右折し、旧主要地方道氷見・田鶴浜線に至る路線であります。

5つ目の路線は、東馬場集会所付近の交差点から、万五郎池付近を通り、長曾川を渡り、能登部上地内、デイサービスセンターひまわり付近交差点の主要地方道七尾・羽咋線に至る路線であります。

6つ目の路線は、国道159号、小竹地内、つくし保育園付近交差点から、鹿島中部クリーンセンターを通り、若草団地を経て徳丸地内の一般県道久江・鹿西線に至る路線であります。

7つ目の路線は、国道159号、久江地内から一般県道鹿西・氷見線を経て長曾川を渡

り、カルチャーセンター飛翔、JR七尾線を横断し、能登部下地内の新鮮館付近の主要地方道七尾・羽咋線に至る路線であります。

8つ目の路線は、主要地方道七尾・羽咋線、金丸地内、泉モータース付近交差点から、JR七尾線を横断し、二級河川長曾川、久江川を渡り、曾祢地内の国道159号を経て、高島地内の一般県道七尾・鹿島・羽咋線に至る路線であります。

以上の8路線が、補助幹線の路線であり、幹線道路の7路線とあわせた15路線を検討の対象としております。

なお、短期、中期、長期の使い分けにつきましては、再度委員会を開催いたしまして検討したいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 今、課長から幹線、補助幹線と7つ、8つの路線を言われましたけれども、私は地図も持っておりませんので、今、その15路線については聞いたんですけども、委員会なり全協で、図面でその決めた幹線についてももう一度説明をしていただきたいということを要望しておきます。

それと、15路線の中に、来春、中学校が開校されますね。その時に、東馬場の水白から平和堂から来ると五差路ぐらいになつとるわいね。私も毎日あそこを通るんですけども、私だけでなしに、みんなあそこに止まって確認したりしていろいろするのに大変危険な場所だと。七尾署のあそこはドル箱だそうです。一旦停止をしないということでじゃんみんな切符を切られているそうでございます。そこで、あの路線が大変、これから子供たちもあそこの道を必ず通ると思います。早急にあそこを、路線の中でいの一ばんに、開校までに何か五差路ぐらいになつたらんを四差路の交差点ぐらいに、どれか一本を止めて、ああいうややこしいがでなしに、スムーズに車も人も通れるように、早急に私はしてもら

いたいという思いで、路線はどこだということを知ったので、その点、いの一ばんそこを何か検討して、来春の中学校の開校までに何かする考えを持っとるか、持っとらんか。それ、町長か課長、どっちか答弁してください。

それと、検討委員会のメンバーは、今、構成のメンバーは聞いたんですけども、区長会へも1名なのか3名なのか、区長会についてですよ。それから、商工会とかいろいろの団体名を言われましたけれども、まだまだ私はその道路に詳しい方々が町内においでのかと思うんですよ、構成メンバーの中にね。例えば、駐在所は詳しいわいね。それから消防署の職員もしょっちゅう救急車から消防から走っておりますから、道路網については詳しいと思うんです。そういう人も、今、決められた人はそれでいいんですけども、そのほかにまだまだ道路に詳しい人も私はおいでと思うんで、そういう人を追加する考えはあるか、ないかということ。その2点について。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 作間議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のありました交差点、中能登消防署前の五叉路の交差点だろうと考えております。この交差点につきましては、これまで人身事故、それから物損事故、数多く発生しております。事故を防止するには、信号制御による方法が一つ。それから議員おっしゃったとおり、一つの路線を止めて四差路にするという提案、それが最善の策というふうに思っております。今後、警察、それから関係地区の方と相談させていただいて、検討していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の検討委員会の構成メンバーについてであります。区長会につきましては、代表の方お一人ということをお願いしております。提案のありました消防署、それから駐在所については、また執行部と相談

して判断したいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 構成メンバーの中に一つ言い忘れたんですが、交通防犯推進隊という組織がありますね。その人らも検討の中に一つ入れていただきたいと思ひますし、それから、課長もよくあの辺の地理は詳しいから、詳しく説明をされましたけども、検討をするのもいつ検討をするかということ。私は心配なのは来春から中学校が開校いたしますから、それまでに検討し、きちっと信号機をつくるのか、一車線を止めるのか、そのことでも来年の春までに、開校までに間に合うようにきちっと検討と実施をしていただきたいと思ひますので。

次に、3点目のレクトピアパークについて、整備について、これは昨年6月にも私は旧の鹿島町時代にレクトピアパークということで、あそこにイベントとかいろいろのことで使うために鹿島町で造ったレクトピアパークでございますので、近年見ると、あそこに町のイベントもあそこに固定化されとると。そういうことで、多目的に利用するために改良できないかということで私は昨年6月に質問しております。そこで、私のその時の質問した議事録を見てきましたら、町長はその時に、「有識者やまた関係者とレクトピアパークの利活用について提言のあったことを踏まえまして、協議をしてみたいと思ひしております。あの全体を今一度皆さんの意見を聞きながら、積極的にどうすればいいかということを検討してみたいと思ひます」という、私の答弁をされております。そこで、有識者や関係者というのはどういう方と会合をされたのか。何回会合されたのか、まずその点を答弁ください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 レクトピアパーク整備につきましてのご質問でございますが、昨年6

月定例会においても議員より質問がありましたが、主に子供たちがサッカーなどに利用可能な多目的広場への整備についてであったと思ひしております。その後、地域の小学生サッカークラブの代表者や保護者の方に見解をお伺いをいたしました。いずれのクラブも現在の練習環境で十分対応できるとのことでありました。加えて、今後、統合中学校開校、鹿島地区の小学校統合後の施設利用も想定をしているとのことでした。

多目的広場の整備につきましては、公園全体の憩いの場としてのバランスに加え、先ほど触れました統合中学校等完成後における施設利用、更には維持管理費用も考慮すると、レクトピアパーク内での整備は今のところ困難であると思ひしております。

今後は、町全体の施設利用も踏まえた中で検討を深めたうえで、町の中心部に位置するレクトピアパークの利活用について現在ある施設を活かし、多くの町民の方に訪れていただける施設になるよう、更なる検討を重ねていきたいと思ひしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 町長は長々と言われて、私は有識者と会合をされると言われて、有識者は誰かと、関係者は誰かと、何回会合したか、その答弁だけでいいんですよ。今、町長の言われたのは全体的なことを言われとるんですね。私はその中にサッカー場と言うたことは一つありませんよ。サッカーの子供はこんだけおる、野球教室はこんだけおると数字をあげたけども、私は6月にサッカー場にせいと言うたことはありませんよ。多目的に利用するための整備をせんかと言うたけど、町長はあれはサッカー場と解釈されたけど、私はサッカー場のサの字も言うとりませんよ。サッカーをしとる子供たちの人数はこうだと、野球しとる子たちはこんだけだと、そこでいろいろと多目的に利用するため

に平らに整備されれば、広い面積になるということで、あそこに花菖蒲園もありますけれども、ほったらかしでないかと。そういう意味で再整備をして、多目的に利用される。私は多目的ですからサッカー場とは言っておりませんよ。その辺をとり違えないでくださいよ。だから、そこでもうサッカー場と言うたというような答弁をされてましたけど、私はサッカー場のさの字も言うてませんよ。多目的に利用する場所にできないかということで検討をしてくださいと。それから今聞いとると、要するに町長、そうすると有識者ということは誰も会合をしなんだということや。関係者とは、サッカーをしとる子供会の関係者に、2、3人に適当に話を聞いたということやね。

それからここに、あの全体を一度皆さんの意見を聞きながら積極的にどうすればいいかと、皆さんということは我々議会にも相談は私はあるものと思っただけですよね。それもないということで、町長は有識者と。有識者というのはどの方を有識者と町長は判断をされて会合をされるのかなあと思ったら、今聞いとるとサッカーを教えとる子供たちの代表者の何人かに話を聞いたらということで今言われましたけれども、私は多目的に利用されればと。だから先ほどから言う町イベントもどうもあそこに固定化されとると、これから誰見ても、旧の鹿島の時はあんで十分だったんですよ。今、中能登になって何回かしとるけど、みんな「狭い、狭い」と言うてるがいね。

ところが、あの池の花菖蒲園の後ろ、普通の人はなかなか行かないんですよ。山をかざったらあの奥を知らない人はいっぱいおるんですよ。だからあの辺を整備して、多目的に利用されるがに検討をしてもらえんかということで、去年の6月言ったら、町長、私さっき町長の答弁の関係、有識者やまた関係者と協議をすると。そしてまた皆さん

方にも相談すると言われたもので、議会には一切相談はありませんし、町長は関係者と有識者というのはどんな有識者と関係者は誰かと、関係者はサッカーの教えとる子供たちの関係者ということで分かったんですけども、正式にそういう会合を開いていないんですね。私は何回ほど開いたということを知りたいんです。それ、答弁してください。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長
〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 去年のですね、作間議員さんの一般質問のときに、サッカーのジュニアのクラブ員の人数等もお話されました。そういうことで、多目的に利用するというお話もありましたので、サッカーの、鹿西サッカーと鹿島の方のサッカー、2つのクラブチームがあるんですけども、その代表の方とお話しまして、現状の練習をしているところでどのような状況なのか確認という意味でお話に行っていました。

それで、鹿西サッカーにつきましては、アッピー広場の方で毎週練習していますし、鹿島FCにつきましては、主に越路小学校グラウンドを利用されていることとお話していました。そういうことで、今、お話に出ていますレクトピアパークの多目的広場を、今、サッカーにするとかとそういう話はまだ別の問題として、練習的には現在ある場所に対応できると。今後、空き施設もでてくるので、そういうことも含めて今後、また話をしたいということでおっしゃっておいでました。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） そうすると、平岡生涯学習課長は、子供会とかそういう関係で関係者に聞いたと。ここの管轄をしておるのはどこの課ですか。あなたの課でないでしょう。レクトピアパークの管理は。総務課でないんですか、これは。それにあなたは、町長に指示されて関係者と会ってきたということやね。そしたら町長、有識者というのは

何回か寄せて会合したんですか。あの整備する全体のことを検討を、有識者で検討をするということで私に答弁されとるんですよ。ここに言っとることは、話し合いしたということはみんな聞いとるんですよ。そうすると、今高橋課長が、サッカーの世話をしとる方の関係者のとこへ行って聞いてきたら、「別にそれせんでも、今のとこで利用するさかい何も言いわ」と言うのと。そのことで町長が今後いろいろ検討せんらんこともあるけど、今のところこの現状ということ言われたがいね。ほんなら、私はこの間行ってきたんですよ。6月に水路にしても何にしても、去年のそのままの水路においてあるんですよ。一切去年の6月から一切さわってないんですよ。なんもほったらかしねん。花菖蒲の池もほったらかしや。あのまま残すんだったら、残すようにきちっとやってもらいたいし、私は町に、あなた方にも相談をしたいということがあったもんで、相談されるんだしたら、あのフラットにするときには、あの池をつくったとき、鹿島のときは大変な石で金を使っとるげん、石に。あの石をフラットするのであれば、例えば、今中学校を建設しとる、道の駅を建設しとると、そういう時に再利用もできるということを提言しようと思とったんやけども、一切そういう相談がかからん。聞いとると有識者会合もやっていないということや。担当の生涯学習の課長にその関係者にあたってこいということや。それで聞いたら私らは別にそこにサッカー場をつくっても今までので対応すると。今後、統合小学校なりいろいろとできたら空く所がいっぱいあると。そういうことで現状はこのままおくということやと思うんですけども、おくならおくなりきちっと整備してください。

今年の当初予算に、レクトピアパークに150万円の予算がついております。それはどうも聞いとると、まぼろし城、あそこに子供たちの遊技場あるね。あそこを整備するた

めの150万円ということ聞いとるんですけども、町長、その辺、もう一度多目的に、私はイベントはあそこでは狭いと思とるんですよ。露天商とかいろいろ商売するのであの道路にダーツと並ぶわいね。あそこ多目的に整備して平らにしてしまえば、中にみんなできるげん、と思うんですよ。そういう意味で私は多目的にという思いで6月も言った思いもあるし、今もそういう思いもあると。それに対して町長は、有識者や関係者と利活用にあたって協議してまいりたい。それから、全体を皆さん方と相談したいと、そういう約束しとるんですよ。約束したからには町長、守らんと。嘘ついた町長になりますよ。あの町長は正直な町長や、やっぱり本会議場で約束したことはちゃんと議会とも相談しとるといふ。そうせな我々はこれから一般質問しても、やり取りしても、そんな時だけの対応じゃダメなんですよ。私たちは答弁もらったらそれに基づいてあの時町長はどう言うた、どの課長がどういう事言うたかを議事録を見て、精査して、実現せんことについてはもう一遍聞こうということで再質問しますので、もう一度その点、町長。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、作間議員の言われるとおりでありまして、昨年6月に質問をいただきました。そういう中で、今、お話があったように、サッカーに聞いたことは事実であります。それと同時に、私もあそこは大変、中心であって大事な公園だと思っておりますし、今、そういう中での中学校の開校、それに伴うみどりの広場、野球場、そしていろいろな方で使っていただいております。どうすれば一番あそこが良くなって使っていただけるか。今、祭りもあそこに固定化をされております。もう少し時間をいただいて、そして、本当に皆さんの意見を聞きながら立派な公園にしてまいりたいと。そういう中で、今年、今出している150万円はあの城の工作物に

整備をするということで、もう少し時間をか
していただきたい。そう思います。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 町長、ここでね、
どういう答弁をされるかという、私なりに想
定をしておりました。それで、あのね、アル
プラザのあそこの前に調整池があるわいね、
調整池ね。アルプラザグラウンドというこ
とで、長さ120メートル、幅80メートルの
グラウンドがあるんですね。そこを、私は
直接行けなかったの、ある人にアルプ
ラザへ行ってきてもらいました。そしたら、
「町があそこを利用するんだったら使っても
いい」という返事をもらってきてくれたと。
もしこのやり取りをするときに、「その問題
も執行部に投げかけて検討してもらいますか
ら」ということでしてありますので、私はあ
えて提言するのは、あそこを町が、今、草だ
らけでデコボコやわね。最初の頃は大学も合
宿にきたことがあるんですね。じゃんじゃ
ん使ったんで荒れてきてデコボコになっさ
かい使わなくなったんです。調整池というこ
とで水が入りますから。あそこをだからフラ
ットに、草だらけなのでフラットにして砂をま
けば120メートルの80メートルのグラウ
ンドなんですよ。平和堂さんは、旧の鹿島
のときもそういう約束でつくってくれたん
ですよ。「調整池やけども池の水を入れん
とけばあそこを使ってもいいですよ」と。それ
からそのままずっと今も投資をされてるそう
でございまして、もしそのことで平和堂さん
がそう言うのなら、あそこをブル入れて
ならして砂を入れて平らにすれば120の80
メートル。旧の鹿島のとき保育園の運動会に
使ったことなどいろいろあるんです。そこで
「あそこも大いに利用してくれ」というこ
とも返事をいただいておりますので、その点も
内部で検討をしていただきたいと思
います。そういうことで私の質問をこれで終わります。
○議長（坂井幸雄議員） 次に、1番 山本

孝司議員

〔1番（山本孝司議員）登壇〕

○1番（山本孝司議員） それでは、今日は、
2点についてお伺いいたします。

1点目であります。統合中学校について。
統合中学校の進捗状況について。

最初は、設計上の関係で1カ月程遅れると
いった感じで、その後、工事が着工したと思
います。今現在、順調よくいっているのか、
どうなのか。また、その中で建設はもちろ
んなんですけども、また夢プロジェクトの中
でも2月頃でしたか、部会が一つ設けられた
というふうにも聞いております。その中で、そ
ういう説明もまた変わったことがあったら
また教えていただきたいと思
いますので、よろ
しくお伺いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 統合中学校の進捗状況に
ついてご質問にお答えをいたします。

まず、工事の関係ですけれども、基礎杭工
事は、校舎棟・アリーナ棟・共同調理場棟と
も、1月中に全て終わりました。現在は地下
の基礎部分の工事として、地中梁や土間工事
を行っております。鉄筋や型枠を組んでコン
クリートを打設するという行程です。一部に
1階の壁部分の鉄筋工事も見えてまいりまし
た。4月からは2階部分へと進んでいく予定
です。

今後とも安全管理に努め、着々と工事を進
めていきたいというように思っています。

なお、弓道場につきましては、建設事業費
の節減を図るため設計を見直し、開校後に建
設させていただきたいと思
いますのでよろ
しくお願いします。

次に、開校に向けたソフト面ですけれども、
各専門部会で取組みを進めさせていただいて
おります。現在の状況を各部会ごとに簡単
に話をさせていただきます。

1番、教育活動部会です。ここは、学校の
先生方によりまして、教育目標や校風、校訓、

日課、学校運営、教育課程、部活動、生徒会活動、そして応援団、学校行事、修学旅行などについて順次協議を進めているところです。3月中には原案ができあがるものと思っております。

2番、校章校歌等部会です。1月末までに校歌の歌詞の公募を行い、43作品の応募がありました。その後、歌詞選定委員会を設けまして、候補作品3点を厳選し、3月7日の校章校歌等部会で最優秀作品を決定いたしました。3月27日の統合中学校建設委員会で正式決定の後、作曲依頼を行いまして、9月までには校歌を完成し、さっそく練習に入りたいというように思っています。

それから、次に最も関心が高い問題ですけれども、3番、通学輸送部会です。現在協議を継続して行っています。公共交通機関の利用を主体としておるわけですけれども、東往来、西往来の既存の路線バスのうち、登下校時間帯の何便かを直接統合中学校に乗り入れてもらうこと。それから、コミュニティバスの利用、路線バスなどが無い地区への対応、また学校が良川駅から徒歩10分弱の距離にありますので、JRの利用もあわせて検討をしています。もちろん自転車通学、徒歩通学の対象となる距離などの問題もあわせて検討をしているところです。骨格案ができれば、保護者の皆さんにもお示しをいたしまして、ご意見をいただきたいと思っています。開校半年前の9月までには大方の方向性を提示いたします。

次に、4番、閉校事業部会です。閉校記念碑の設置、校歌や応援歌のDVD製作、閉校記念行事の実施の3点について協議を進めております。骨格はまとまっておりますので、今後は詳細を詰めていくこととなります。

それから5番、給食運営部会です。当初の課題でありました給食費の単価設定と徴収方法について協議を終えています。

それから6番、閉校記念誌部会では、これ

までに骨格的な協議は終わり、記念誌の内容調査や編集などの作業に入っています。平成25年3月までに発刊の予定としております。

7番、制服体操服等部会では、必要な協議は全て終了。現在の中学校1年生から適用しているところです。

8番、PTA組織部会です。PTAの組織、規約について継続的に検討が行われています。

協議を終了したものもありますし、これから山場にさしかかっていくものもあります。いずれも、どの部会でも9月までに大方の目処がたつというように思っています。

それから、夢プロジェクトの事業についてです。

5つの部会を設けて精力的に進めているわけですけれども、特に部活動につきましては、保護者の方から新たな部活動を設けられないのかというご質問、ご要望を沢山いただきました。新たに6つ目の部会として、部活動検討部会を2月の14日に設置して、統合中学校の部活動について協議を進めてまいりました。部活動の数は学校の先生の人数や練習場所などにも関係します。統合中学校に配置される先生の数、建設されます体育館、それからグラウンドの広さ、また、既設の町体育施設、近隣や県内外の同じ規模の中学校における部活動の種類や数などを参考にして協議が進められております。

現在、ほぼ骨格がまとまってきましたので、更に必要な検討を加えまして各小中学校の年度はじめのPTA総会時には保護者の皆さんに原案を説明させていただきます。そこでまたご意見をいただきまして、再度協議を行い、7月末までに統合中学校の部活動種目を正式に決定をし、皆さんにお示しをしてまいります。その後、入部希望調査を実施して、初顔合わせを行い、さっそく合同練習を重ねて統合中学校に望んでいきたいと思っております。是非、ご理解とご協力をいただきたいというように思います。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 教育長の説明によると順調よく進んでおるといふふうに捉えました。また、本当に開校時、全てスムーズにいくように、また各部会なり委員会で検討していただければというふうに思っております。

その中で1点だけ、ちょっと確認したいんですけれども、グラウンドの方でまだ一地権者、確か交渉をまだしとるかとも思うんですけれども、やっぱり開校時までに間に合わないのか、まだ未だに交渉というか、話し合いを進めているのか。そのところをどうなっているのかお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 統合中学校の未買収の用地のことについてご説明申し上げます。

現在、その地権者には、今後、法的な手続きをとらせていただきたいということで説明を申し上げまして、今、その手続きを進めているところでございます。今月末に、来週ですが、一応法手続きにのっとりまして、地権者説明会というものをもう一度開催いたしまして、その後、事業認定の土地収用法の事業認定の手続きを行いまして、認定がされた後、土地の収用の決裁手続きに入っていくと、そういう段取りを予定しております。具体的にいつごろその土地が、町が取得できるかどうかは今の時点ではまだ未定でございます。できるだけ早く認定もいただきまして、県の収用委員会の決裁もいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 法的措置をとって、100%、いつになるか分からんけども、早もうなるという考えで間違いないげんね。その法的措置をとれば間違いなく進むということですね。認可がおりれば。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 法的な手続きをと

りますが、県の収用委員会でそれが適正と認められることは私どもは願って、そういう指導も受けながら進めておりますが、最終的な決定権はその県の収用委員会になりますので、今、それが確実になるということはいえませんが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） それでは、是非、スムーズに、開校時にはきれいに本当はできれば一番いいんですけれども、努力していただきたいというふうに思っております。

次にいきたいと思っております。A E D等についてお尋ねいたします。

現在、日本では、心臓発作による突然倒れて亡くなる方が1年間で約3万人ほどいらっしゃるというふうに聞いております。本当にこのA E Dというのは、本当にここ最近あっちこっちに見かけるんですけども、この中能登町にはA E D、多分各施設に配置してあると思うんですけども、一応どういった所に配置してあって、また最近では、民間企業でもA E Dが設置してあるというふうにも聞きますけども、そういった民間企業さんにもどこそこにあるのかというようなことを町としては把握しているのかどうなのか、というようなことをまた聞かせていただきたいというのと、また、やっぱりA E Dというものは、別に資格というものは確かなかったと思っております。ある程度この機械が何もかも説明してくれるという方になっているんですけども、でもやっぱりいくら資格がないといっても、やっぱり講習を受けてるのと受けてないのでは、やっぱり若干違うのではないのかなというふうに思っているんですが、そういったところでまたA E D設置してある所の、例えば町の施設に設置してあるのでしたら、また職員の人たちが講習等を受けているのか、いないのか。また、A E Dもやっぱり機械もんですから、バッテリーとまた電極のパッドなど消耗するかと思いま

す。そういったところでメンテ的なものもちゃんと管理できているのか、どうなのか。また、私の見る限りでは、置いてある、設置してある場所にはそういうAEDのマークみたいなのを見かけるんですけども、もうちょっと個人的には分かりやすく、「ここに完全にありますよ」というような、何かもうちょっと目につくような所に表示していただきたいと思うんですが、どういう状況になっているのか、そういうところを回答願います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 山本議員のAEDについての質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内のAED設置場所はどこかについてであります。町内における設置状況は、公共施設または民間企業施設で31台のAEDが設置をされている状況です。内訳としては、町有施設19箇所、県有施設2箇所にそれぞれ1台ずつ設置をしており、また民間企業施設では、8企業所で合わせて10台のAEDが設置をされているところであります。公共施設の主な設置施設として、3庁舎をはじめ町立の全小中学校、また不特定多数の方が出入りをするラピア鹿島などの文教施設、スポーツ行事などで利用頻度の多い鹿島体育センター、また福祉施設である健康ハウス憩などに設置をしております。民間企業では遊戯施設や個人医院、または一般企業所などに設置をされているところであります。また、施設内での機器設置場所については、事務所あるいはロビーなどの誰にでも目につく場所に設置をされている状況となっております。

次に、2点目のAEDの取り扱いについてであります。まず、公共施設に設置してあるAEDの取り扱いについては、平成18年度に各庁舎に設置をした時期にあわせて、全職員を対象とした講習会を実施をしており、AED製造メーカーの担当者から取り扱い説明を受け、また、AEDトレーナーを使って

の使用体験も行っております。町立小中学校についても、救急救命が即座にできる職員の育成のために、教職員に講習を受けさせ、学校職員だれもが取り扱えるような態勢としております。今後も、誰かがどこにいてもAEDを取り扱えるような態勢を図っていきますのでご理解をお願いいたします。

また、機器の管理については、それぞれの施設の担当課で日常的に管理をしており、バッテリーや電極パッドなどの消耗品については、耐用年数前に交換を行い、万一の際に使用できないことがないように心掛けております。

一方、民間企業の取り扱いについてであります。中能登消防署などで毎月行われている普通救命講習を受講するなど、AED使用方法と合わせ、救急救命の知識も習得しているところであります。

次に、利用の仕方についてであります。公共施設や民間企業施設では、平常時間帯の施設利用者の人命救助を目的としてAEDを設置をしていることから、夜間などの時間外の使用については想定をしておらず、また、施設や機器の管理上においても屋外に設置することは警備や盗難等のことも考えますと、その運用上、非常に困難でありますので、心肺停止状態の患者への対応については、まず119番通報をし、心臓マッサージや人工呼吸といった基本的な処置をとりながら、消防救急隊が来るまでの間の心肺蘇生を行うことが大切となります。そういったことから、町民の皆様に救急時の対応について日頃から身につけていただき、万一の場合でも対処できるようご理解をお願いいたします。

また、施設への表示については、玄関先や住民が目につきやすい場所に表示マークをつけるなどの対応をとっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 町の施設にはほと

んど設置してあるということで分かりましたけれども、今、町長の回答にもありましたけれども、平常の時間帯だと本当にいいんですけれども、やっぱり一番こういった、いつ起こるか分からない、施設の開いているときならいいんですけども、本当にいつ起こるか分からない。

また、こういう最近、冒頭にも言いましたけども、別に年寄りだけでなく、やっぱり子供たち、やっぱり普通のお父さんお母さんの年代、幅広い年齢層で本当に起き得ることであります。また、日本では119番、緊急要請してから大体、現地到着までには大体7分前後というふうにも聞いております。

また、この間中能登署へ行って確認してでも、やっぱり中能登署においてもやっぱり大体そういう時間帯、またちょっと離れていても10分以内には着くというような回答ももらっております。しかし、やっぱり中能登、このエリアには救急車が1台しかありません。何かほかの急病で病院搬送の時にあいた場合は、こういう救急車というものは出払っております。中能登署は1台消防署と兼ねてそういった車輛も1台おるとも聞きますけども、やっぱりそういった、特にそういう時間外にやっぱり必要性があることも考えられるので、今後、やっぱりそういった施設のものはダメでも、何か対応できるようなことをまた考えていただければなというふうに思いますが、私としては費用はかかるかもしれませんが、やっぱり各地区に1台ぐらいの、もしあれば、例えば各地区の公民館だと一般の、今、言われた施設と同じかもしれませんが、例えば区長さんの家に1台ぐらい置くとか、誰かおるような所に1台あってもいいのかなというふうにも考えているんですけども、そういった場合、まずそういった地区、自治体なり、また先ほどから言われた民間企業におきまして設置してあると聞きますけども、そういった、AEDを購入した場合、町とし

て、例えば助成金なり考えとるとかというような思いというのは、町長として考えておるのか、どうなのか。やっぱり時間外のことも考えてもうちょっと、本当は施設にあるやつを使えば一番いいんですけれども、そういったところをどういうふうに考えておるのか意見を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 山本議員の再質問にお答えいたします。施設以外の場所への設置についてであります。事故はいつ、どこで、どのような状態で起こるか分かりません。各地区の区長宅などに設置することが設置位置として妥当なのか、また、適切な管理をしていただけるのかといったことを十分に検討する必要があると思っております。あわせて、消防、医療機関からの意見も取り入れながら、効果的な設置、管理、運営等について考えていきたいと思っております。また、購入補助の助成についても、ほかの自治体の助成制度も参考にさせていただき、今後、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） できるだけ、こういう人命にかかわることは積極的にまた考えていただければというふうに思っております。また、このAEDも先ほどから私言ってますけども、資格は別に要らないということですけども、極力、町としてでも今言う、職員だけでなく、やっぱり咄嗟の場合は誰でも使われるように、自信持って使われるように、また町民の皆さんにそういう講習会への参加と、また、町でのそういう災害時のときの中にもまた取り入れていただきまして進めていってほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。それで私の質問終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、2時35

分まで休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 古玉栄治議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） それでは、通告順に従いまして、2件のことについて質問をいたします。

まず、1点目、小学校の統合計画について。2点目、旧観坊について、この2点について質問いたします。

まず、小学校統合の説明会、越路地区3回、滝尾・御祖地区2回ずつ行われました。回を重ねるごとに、まず、参加者が少なくなっているということについて、教育委員長はこのことは、まず、皆さんの理解があるから参加が少ないのか、逆に、もうあんまり興味がない、関心がないから少ないのか、どちらだと思われるでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

〔濱田 繁教育委員長登壇〕

○濱田 繁教育委員長 古玉議員さんのご質問にお答えする前に、ちょっとだけお時間をいただきたいと思います。

午前中に作間議員さんから「仰げば尊し」についての温かいご発言をいただきまして、大変感銘をいたしました。2月12日の新聞記事、一面トップに「仰げば尊し」を中能登町の8つの小中学校で歌うという記事が生まれて、県内外から大きな反響がありました。いずれも「よくやった」という内容のものでございます。1件だけご紹介いたしますと、その12日の新聞と14日に社説に「仰げば尊し」のことが書いてありました。これを全国道徳教育研究会の理事さんのところへ私、新聞を買ってきて送りました。そしたら、そのうちのお一人の昭和女子大学教授の方から

お礼と励ましのお便りをいただきました。その中にこの先生は、「これこそまさに心の共有だ」ということを書いていらっしゃいました。大変嬉しく思いました。

先ほど、作間議員さんの教育にかける熱い思いを聞かせていただきました。これをこれからの励みとして、中能登町の教育の振興に一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、古玉議員さんの質問にお答えいたします。

まず、説明会を行った現実をお話いたします。その後で私の思いを言わせていただきたいと思います。

鹿島地区の統合小学校計画にかかるご説明ですが、昨年12月までに教育委員全員が出向いて3回の説明会を実施いたしました。第1回目は、5月に各小学校校下単位で、小学校の保護者を含めて地域全体の方々を対象に行いました。この時には130名の出席がありました。

そして、第2回目は、8月に、第1回目の説明会の時に出された意見を基にして、保護者にもっと説明すべきであるとの観点から、保育園、小学校の保護者の方々お一人お一人に説明会のご案内を差し上げて、校下単位で開催をさせていただきました。この時には、69名の参加がありました。

そして、更にもっと教育委員会、町の考えに対し理解を深めていただくために、第3回目を12月に越路地区7箇所保護者の方々を含め、地域の方々全員を対象に説明会を開催させていただきました。この時は61名の参加がありました。

以上、3回の説明会で延べ260人の方々に出席させていただきました。また、各小学校では、PTAと学校で独自に保護者の方々を対象にしてアンケート調査が実施されました。

3回の説明会とこのアンケート調査の結果では、多くの方々鹿島地区の小学校の統合

にご理解をいただけたと考えています。

今後の取組みについてですが、教育委員会主催での説明会、3回をもって終了しますが、今後も地域や保護者の皆さんから要望があれば説明に向いて、皆さんの統合に対するご理解を深めていただくよう誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

また、小学校の保護者や保育園の保護者、地域の代表、女性組織の代表者の方々など、いろいろな組織の代表者からなる建設委員会を3月中に立ち上げ、皆さんのご意見を伺いながら基本設計を進めていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

先ほどのどう思うかということでは、ご理解いただけたというふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど委員長から、「皆さん理解していただいている」という答えだったかなど。私に言わせれば逆でないかなど。というのは、皆さん関心があるときにはものすごく聞きたいもんですよ。小学校、特に子供たちの小学校。今まで確か、地域の方からの「説明会に来てほしい」という要望が、今までないというふうに伺っております。あったでしょうか。

まず、ない、あるいは数が少なくなるということは、関心がないからでないかなど。小学校というのは地域の方々に、とにかく関心を持っていただくことが一番大事だと思うんですよ。通学にしろ何にしろ、地域の人たちが子供を見る目が、見てもらうことが大事でないかなど。安心安全のために。その安心安全を見る目が何か力が入っていないように感じるんですよ。この辺、いかがお考えでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 私ら町で会った人に「どうですか、鹿島地区の小学校統合についてどう思いますか」と聞きますと、今まで聞いた人は、皆さん「いや、早く進めてくれ

という意見なんですね。その人たちは、説明会に出ておいでるかというに出てきていない人なんですよ。それで私は、そういう人たちはみな統合にご理解していただいとるのかなあというふうに理解をしております。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） これは、取り方、いろいろあると思います。委員長はそういう取り方をされるのもいいのかなど、取り方としてね。

まず、どのくらいの方々が委員長に「小学校、頑張ってくれ」という意見があったのかなということも私は本当は聞きたいです。なぜなら、鹿島、越路地区で以前、署名が出ましたよね。あの数からいくと、あの時に存続してほしいという数は、すごく全越路地区の8割近くの方が署名された。残してほしいという意見があったということ、多分ご存知のはずだと思うんですよ。そういう方々が「よし、分かった」と。これからはそういう意見で残してほしいという意見を言われたのかどうなのか、私ちょっとその辺が疑問に思います。

それと、ここに、実は越路小学校説明会における意見書及び回答というのがあります。これは1回目のもので、これ少し、読ませていただきます。

小学校が仮にできれば通学手段はどうなるのですか。これは以前から言われておられます。鹿島地区では横に長いので3キロメートルを目安に通学バスの利用もあるかと思います。

その次、よい教育ということはどういうことですか。人間形成の中で大事なことは、いろんな人と交わることであり、1学級でクラス替えもできないのでは困る。これは回答なんですね。またその次、越路地区をモデルにして町のビジョンに反映できないか。今後の日本の人口動向からすれば、減少は避けられないものと思います。こういう、これ、回答

ですね。皆さんからの質問に対して。

そこで、私、少しお聞きしたいのは、まず、1クラスで1学級でクラス替えもできないのでは困ると、はっきり言っておられるんですよ。私、9月議会、9月の一般質問でも何度も言いました。鹿西地域は1学級なんですよ。今後ね。困るんじゃないですか。あなた方の答で。そういう学校を残さないために、今、統合を計画されているのではないかなど。特に短期ではなく中・長期的な計画を立てたうえで、そういうよい教育を受けさせてあげたいと言っておられると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 今、鹿西小学校のお話をされましたが、私どもは、鹿西小学校、鳥屋小学校については、合併時のときにちゃんと処理をしたわけですね。金丸小学校と能登部小学校を統合して鹿西小学校を造ると。それは、合併協議会の教育特別委員会の申し合わせ事項にそってやったわけですね。だから、今、鹿島町の小学校を統合しようというのは、その時点に返って鹿西、鳥屋、鹿島と足並みを揃えていこうということで、申し送り事項を尊重したわけですよ。鹿西と鳥屋とどうするかということにつきましては、この鹿島1校、鹿西1校、鳥屋1校という体制がきちっとできた後で、どうすればいいかということを考えて、こういうふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） それでは、私、その9月議会、教育委員長が述べられたこと、少し読みますので聞いてください。

我々教育委員会は、近い将来には合併による優遇措置も終わり、町の財政運営は大変厳しくなることを財政部局から知らされております。地方交付税の優遇措置が終わる平成31年頃には、越路小学校は築40年が経過し、いよいよ老朽化が著しくなり、現在の滝尾小

学校のように外壁の一部が落下する危険がでて、建て替えの問題も浮上してくる可能性があります。現在、越路小学校は、建設から31年経過しておりますが、これまでに2回の屋上防水工事を実施し、外壁修繕や暖房設備の修繕も行っています。今も次々と修繕工事がでてきていますが、今後も各種の大きな修繕工事が必要になってくると思われます。その頃に、越路小学校を建て替えてできる財政状況にあるか、余力が町にあるか、大変心配されるところであります。教育委員会の考えは、これまで積み上げられてきた協議や計画のその結果である答申を尊重するとともに、今後の町の財政見込みにたって導かれたものです。我々教育委員会の第一の責務、今後の中・長期化を見通した安全で安心な教育環境を提供し、時代にあった学校づくり、子供たちが切磋琢磨しながら学ぶことができる環境を提供することであると思います。どうかこのような教育的配慮のみならず、財政面からのご検討いただきたい。ということなんですよ。

今、財政も言っておられるんですよ。というのは、私、今、鹿島地区の学校が合併特例債で建てた場合に、今後、今後ですよ、そのものをまた次1つに変えようと思っても、「財政はとてもしんどいからもう無理ですよ」という話ではないかなというふうにとれるんですよ、私の取り方は。そしたら、今、越路小学校がその財政措置が終わる頃には、40年が経つ。まだ先ですけど、今32年目ですか。その頃には、鳥屋小学校はもう5年古いんですよ。45年経つんですよ、その頃いけばね。そうしたら確実に、今言われた危険なことが起こる状態になるんですよ。その時って、「学校をじゃあ建てよう」と思っても、財政が厳しいから、とてもしんどい話はできないということになると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 古玉議員さんのおっしゃること、私も答弁したこと覚えております。それで、私たちとしては、もちろん子供たちが安全安心という環境のもとで教育を受けるといいと思っております。それで、今、鹿島地区の小学校を統合して、その後、鳥屋とか、鹿西は新しいんですけどね、鳥屋が古いということで、あとでまた建て替えるようになったときに財政的なことがどうなるのかというお話がありましたけれども、私ども教育委員会としましては、一応、鹿島地区の小学校の統合を済ませてから、その後何とかしたいという考えで進んでおりますので、今、鳥屋小学校をどうこうしようと、そういう話し合いはしておりません。鹿島地区の小学校を何とかしたいという強い思いでおります。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど、鹿島地区、鹿島地区と言われます。教育委員長は中能登町の教育委員長です。中能登町という中で、どうするかということを考えるのが最優先でないかなど私は思います。そういうことを考えていくなれば、今言われた鹿西地区の1学級をなくす方法、鳥屋の越路より5年古い小学校をなくす方法、一つあるんですよ。鹿島小学校ですよ。全部一つにつくればいいですよ。そして安心安全は当然バス通学ですから、安心安全なんでしょう。一番いい方法じゃないんですか。財政も助かります。今のうちに1つのものをつくれれば、あといつでも1個つくるよりも、今少し大ききものを1つつくれば、中・長期的な計画でいけば、それが一番ベストだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 そういう案もあるかもしれませんが、ただ、私たちは鳥屋、鹿西、鹿島の統合小学校を一行に並べてスタートラインに立てて、そのあとどうするかというこ

とを考えたいというふうに思っております、今のところ1つにしようという案はございません。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど、スタートラインを一緒にすると言われましたけれども、今、現在が同じでないかなど私は思います。というのは、鳥屋小学校は古いです。当然越路も滝尾も御祖も古いです。子供の数は少ないです。鹿西も少ない。今一番いいときじゃないんですか。これが今、鹿西は少し新しいかもしれません。今、鹿島を1つつくったならば、それはスタートラインじゃないんじゃないんですか。もう先へ進んでいるんじゃないんですか。もうなぜなら、先ほどから何回も言っている鳥屋小学校は耐用年数がもうもうすぐそこまできている学校をスタートライン、同じ土俵にのせることは、私は変じゃないかなど。今、現在が同じ土俵にたつ時でないかなど。中能登町というね、先ほどから何回も、前にも言いました。9月議会にも。中能登町という学校を造るときに、小学校を造るときに、旧鹿島のはやもう何年ですか、8年も前、それもう協議しかかって10年近く前になるはずなんですよ。その時の話を出すのがいいのか、時代とともに変わります。今、そういうところで、同じスタートラインにたてる学校が今全部、私はスタートラインが同じだと思うんですよ。子供の数でいったらどこも同じ、少ないところがある。けど学校が子供の多いところは学校が古い。それを同じスタートラインにたて、今ゴーサインで1つのものをつくるということが一番でないかなど。確かに合併特例債を言われております。合併特例債を利用できるのもここ数年だと。それ以降は、ここにも教育委員長も言っておられるんです。大変財政が厳しい折、そのことはなかなか難しいのではないかとおっしゃるので、やはり今、方針をここで変えてね、中能登町の小学校を1校にする。そし

て、安心安全のためにバス通学をする。一番いいことではないかなと。先ほども言いましたけど、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 中能登の小学校を1つにするという考えですけども、鹿西小学校は、合併の時に2つの小学校を1つに統合したわけですね。今、また1つだというふうに言うと、鹿西の人は何か言わんでしょかね、私はそれが心配だと思います。やはり、合併時のみんなで申し合わせたことをしっかり守ってやってきたところが、ちょっと不平を言うんじゃないかなという気がいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど、教育委員長は合併時、合併時、先ほども何回も言いますが合併して8年目です。もう中能登町ですよ。鹿西じゃないんです。それと、子供たちによい教育をさせたいというのが方針じゃないんですか。地域の方が言うからよい教育はさせない、受けれないということになるんですよ。切磋琢磨できないんですか。1クラスじゃダメだといってもあなた方の答えなんですから。それを地域の方は「うちの子はそれでいいんや」と、そうは言われても、それを何とか口説き落とすのが教育委員会じゃないんですか。そのくらいのことを言われた方が私はずっと素晴らしい教育委員長だと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 私は、合併時のことにこだわって、古玉議員さんは「なんじゃない」と思われるかも分かりませんが、学校の統合説明会のときに、ある所である方が、「旧の鹿島町からの申し送り事項がある。それは4校を1校にする。そして鹿島中学校の跡地に建てる」そういうことが申し送りされたわけですね。そしたら、そのことに対してね、申し送り事項のとおりになっとらんがなら旧の鹿島町の議員さんが集まって検証しな

いとダメやと、こう言われたわね。そういう人もおいでるわけですよ。だから、私たちは申し送り事項を大事にしながら事を進めておるんです。だからもし、「お前たちのやっとなることは間違いや」と言われると、旧の申し送りした人たちに申し訳ないなという思いでおります。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど、そのような言われる方もおいでる。それは昔のことです。私は言ってるのは、今の中能登町というものを考えて積極的に前に進んで考えるべきが今の教育委員会の仕事でないかなと思います。

それと、この話は堂々巡りですので、今も言われましたので。それとね、もう一つ、私ちょっと腑に落ちない、子供たちにどう説明していいか分からない点。鹿島地区は横に長いので3キロメートルを目安に通学バスの利用もあるかと思えます。3キロを目安に通学バスを出すということをおられるんですけども、昨年9月の説明の中では、「3キロに満たない所も、何か迂回をすれば3キロになるからバス通学させるんや」というふうに言われました。課長の答弁かな。私それをどう考えても小学校の子供らに説明する時にね、説明できないんですよ。3キロメートル以内はバスは利用できません。けど、その地域は3キロ以内だけれども利用できます。これを小学校の子供にね、教えるときに、元教員やっておいでたらしいので、教員ですので、そういうときにズバリと言ういい答え、ね。子供、小学校1年生、2年生も算数ですよ。マルか バツなんですよ。3キロ以上はバツなんですよ、乗ったら。それをマルにする方法を、それを教える方法、子供にね、どういう方法ありますか。説明願います。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 3キロというのは、今、中能登町がバス通学をしておる時の一応

目安の距離なんですね。それを絶対変えられないというようなことはないと思うんです、私は個人的には。それで、今、建設委員会が立ち上がった時点で、その建設委員会にお諮りをして、どの地区ならばバスの運行が必要だとか、どの地区なら歩いて通ってもらいたいとか、そういうことの話が出ると思いますので、その結果を聞いて決めたいというふうに思います。それから、子供たちに教える時には、「安全安心にするから心配しないでいいよ」というような言い方をすればいいと私は思います。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど、まだ決まっていないような口ぶりのような答弁でしたけれども、以前、堀内課長の方からバス通学は久江から御祖地区、越路地区では武部、久乃木3区、そして青葉台というふうに答えておられます。これはやっぱりそういう話が今までの間に検討されたから、この今まで8年の間にそういう話を検討したから出てくるんじゃないんですか。課長、どうでしょう。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 3キロメートルということでございますが、以前の議会に、今ほど言われたように、直線で最短距離でいけば3キロメートルを切る距離にあると。現在通っているコースで越路小学校で、例えばバスを乗るなりして行けばそういう3キロメートルを超えるというような、そういう例えで言ったわけで、その時に新しい統合小学校の通学距離が何キロだからバス補助にするとか、そういうことは私は全然答えてません。距離的なことを聞かれたので、そういうふうに申し上げたと。現在までの鹿島地区でのバスの補助制度はどういうふうになっているかというようなことでお答えただけでございます。新しい通学方法については、今ほど濱田委員長が言われたように、建設委員会では是非、お話をさせていただきたいと思っております。

それから、低学年の子もおれば高学年の子もおりまして、体力差というのはものすごく大きいものですから、そういうことも考慮して、そういう話をしていく必要もあるんじゃないかなというふうに私は思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） それだったらね、何で最初にそれ言わないんですか。あなた方最初から3キロメートル、説明会で答えているんですよ。3キロメートルを目安にすると。そして、そういう中で、前回、私質問したら、そういうふうに、今、私が言ったようにここに答えているんですよ。地域へ出たときに、だったらなぜそれをはっきりそう言わないんですか。あなた方は今まで、この小学校の話が出てから早7年、8年経っていますよね。その間に何度かいろいろな話し合いをされたと聞いております。当然そういう中で一番問題なのは、小学校の場合は通学方法だと思うんですよ。そんな大事な通学方法をそんな曖昧な言い方では、私は地域の皆さんは納得しないと思います。一番大事などこなんですよ、通学というのは。みんなそれが心配だから反対だ何だと言われるんですよ。どうすればいいのかと。そうじゃないんですか。「我が子がどうやって学校まで通うのかな、我が孫がどうやって学校まで通うのかな、こんな長い距離どうも歩くの大変やぞ、1時間もかかるぞ」と。「けど3キロと言われたらうち3キロねえじゃん」その間1年生の子供はどうして通わすんよ。親は「送らないかないかなのかな」、じいちゃん、ばあちゃんは、「ほんなら車にでも乗せていかないかなかな」と。そんないらん心配がでてくるんですよ、はっきり言って。それは、そういうことはあなた方の耳には入っていないかもしれませんが。入っていないかもしれないけど、それが当たり前じゃないんですか。小学校の1年生、2年生ですよ。中学校じゃないですよ。そういう

ところをなぜ説明会のときにしっかりとね、説明しないの。私はその辺が抜けてるんじゃないのかなど。1回した、2回した、2回も1回も、それもただ説明だけであって、相手の言い分は聞いただけ。じゃあそれに対してどう答えるかという反応がないですよ。そんな説明会、何回、10回したって20回したって一緒なんです。ただ自分らの思いだけしゃべって相手の意見を聞かない説明会なら。聞いたら、その挙げ句に「いや、そうじゃないんや、こうや、こうや」という話をしていたら、何を説明してもらったのか分からない。そうですよね。どう思いますか。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

○濱田 繁教育委員長 説明会で回った時のいろいろなお意見は決して無駄にはならないと思います。このあと、建設委員会を立ち上げて、3月の終わりに立ち上げるわけですが、それを皮切りに、これまでいただいた様々なご意見をその委員会に反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） その辺、しっかり説明していただきたいと思います。

続きまして、旧観坊について質問いたします。

旧観坊は、石動山天平寺に数多くあった坊の一つです。明治時代当初に発令された神仏分離令により、多くの寺坊が離反し、坊としては唯一の移行となりました。建物は、入母屋、茅葺き屋根で、江戸時代末期に建てられたと推定されています。一見、農家風の構えをしているが、化粧垂る木などを各所に施し、寺坊としての風格を残しています。

昭和50年、県指定の文化財に指定されております。この旧観坊の屋根、昨年2月の雪で茅が一部崩落いたしました。その後、その対応について、現在に至るまでの説明を願います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 旧観坊の雪害による応急処置について、古玉議員の質問にお答えをいたします。

旧観坊の屋根崩落は、昨年の2月5日に発生をし、石川県指定文化財ということで、すぐに県文化財課へ毀損届けと同時に保全措置を施すため所定の措置をとりました。

その後、強風や雨のため、何度かシートの掛け直しなど、保全措置を実施をしてまいりましたが、当該建物が加入をしている石川県町長会に復旧について、ある程度のしっかりとした保全を行うために何度か相談をしてまいりましたが、7月上旬に「査定結果はまだ出ていないが、復旧についての保険対応は県町長会で責任を持つので、これ以上被害が拡大しないよう措置をとってほしい」との回答をいただきました。

これによりまして、強風に対応できるシート掛けの業者に依頼をしたところです。

この屋根養生工事が完了したのは8月上旬です。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 それでは、詳細についてご説明申し上げます。

一部重複するところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

旧観坊の屋根の崩落は、昨年の2月5日に発生しました。前日から大宮坊を除雪いたしまして、次いで旧観坊の除雪を行っていたところでございます。当日は、前日より気温が上がりました。雨が降って、そういう気温が緩んだ中に起きたと、そういう状況でございました。

この建物は、石川県の指定文化財ということで、すぐに石川県の文化財課の方へ毀損届けを提出いたしました。それで、これまで昭和50年に県指定を受けたんですが、その後何度も修繕を繰り返している施設でございま

す。

それで、これまで修繕工事に携わってきた業者として、実績のある富山県内の建設業者に「まず、応急処置をしてほしい」ということで連絡をいたしました。しかしながら、当日は土曜日で、どうしても人足の手配がつかないということでした。高い建物なものですから、単なる作業員ではなくやっぱり鳶職とかそういう人足も必要ということで、どうしても手配ができないということで、とりあえず地元の業者に対応を依頼してほしいという、そういうことでございました。それで何とか町内の建設業者に依頼したところでございます。

当日は、早速、現地へ調査へ入っていただきまして準備に入りました。できる範囲としては、当日は天井に、屋根がなくなってしまう状態なものですから、1階の天井にブルーシートを張って部屋の内部に雨やら雪が少しでも入り込まないように処置をいたしました。

当日だけで終わらなくて、その後、その上のビニールシート掛けもしたということで、これらの一連の応急の処置作業が2月の11日に完了したところでございます。

復旧に向けての事務については、当該建物が加入している石川県の町長会への被害報告を行いました。平成18年の大雪の際にも、北側の茅葺き屋根が傾きまして、内部も壊れました。その時も保険に入っているということで、保険対応ですぐ町長会の方へ連絡したということで、今回もそういう措置をすぐにとらせていただいたところでございます。

それで、2月10日に被害総額を把握するために、私どもではちょっと金額の算定というのはできないものですから、富山の建設業者の方へ修繕費の見積り依頼をいたしました。それで、2月の24日に概算の見積書が提出されたところです。

その後、状況を見守っていたんですが、3

月14日に当初に施工しました応急処置のブルーシートが強風のため破損しました。それで、まだ冬場の天候が続いている状態でしたので、修繕を再度、町内の建設業者へ依頼し、3月18日に処理が完了いたしました。

それで、町長会より現地査定をお願いしていたんですが、まだそういう状態には至らずに、「再調達価格」というものの提出を求められました。これは、保険を適用する際には、必ず「そういう全体で再建するならばいくらかかるんだ」という、そういう調書の提出を求められて、建設会社に再度、富山の建設会社に依頼いたしましたところでございます。

4月18日によく保険対応のため、県の町長会が現地査定を実施いたしました。この時は時間の関係で十二分な対応とか結論づけというのができなかった状態です。基本的には保険の対象になるけど、どこまで対象になるとか、そういう結論的なものではできませんで、持ち帰りの協議となった次第です。

5月25日に再度ブルーシートがはずれました。それで、同じことを繰り返していてもということで、今度は富山県内の建設業者に修理を依頼したところです。

県の町長会の保険対応の決定が、まだこの時点でもなされていないような状況でございました。5月の末ではまだ保険の対応が決定されていないということでございました。そういう中に修繕は5月の27日に完了いたしました。

その後すぐまた、5月30日なんですが、また強風によってブルーシートがはずれて、また修理を依頼したところです。そういう中で、6月の定例議会で、復旧事業費について、2カ年にわたる工事費として予算を計上させていただきまして、ご採決をいただいたところでございます。

それで、次は梅雨の時期に向かうんですが、7月4日の梅雨豪雨によって、またもやブルーシートがはずれました。これで4回目

となるんですが、そういうことではまたもやそういう被害が何度も繰り返されるということで、もう少しきちっとした、雨風が入りにくいような対応をできないかということ町長会の方へ話はしてたんですが、まだ保険の対応は決定してないということでございました。そういう中で、柱とか梁とか板とかが水を含んでいた所にカビが生えると。それから床がぶかぶかになったと、そういう状態でもございました。そういう中で、地域の方々とか、それから古玉議員からも「何とか早くしてくれ」というようなお声を聞いているところです。私どもも一刻も早い対策を施したいというふうに思っていたんですが、保険の対応がどうしてもまだ決定していないということでございました。

それで、ようやく7月13日に決定はしてないが、これ以上被害が拡大しないように処置をとってほしいということで、県の町長会から連絡があったということです。保険対応は町長会で何らかの形で責任を持つということでございました。

それで、7月14日でございますが、今度はブルーシートではなく、強風に対応できるそういうシート掛けを依頼して、経費については急ぐということで復旧事業費に含めるからということでお願いしたところです。

その復旧事業については、仮に他の業者が落札した場合、その経費を建設会社へ払ってもらうということでございます。

そういうことで、屋根養生工事が、全体のシート掛けに伴う屋根養生工事が8月5日に完成しました。それで何とか一段落して、これ以上雨風のひどい被害は及ばないような状態と一旦なったわけでございます。

それで、8月11日に町の工事業者の選定委員会が開催されまして、制限付の一般競争入札を実施することになりました。

それで、9月1日に入札が実施されまして、4社が応札しました。富山県内の建設業者が

落札候補者となりまして、総務課の事後審査を終えまして、9月の7日に仮契約を締結することができました。9月9日に議会の議決をいただいたところでございます。

その後、工事に着手し、順次23年度に予定しておりました内部の小屋組工事を行って、屋根にのっていた茅は全部撤去して、その後、冬を凌ぐための仮の屋根の工事をして、23年度の工事を終えたところでございます。

一方、11月下旬に、ようやく町長会の保険の査定が確定しました。11月下旬です。

12月の21日に県町長会より保険の入金があり、12月26日、中間検査をしまして、23年度の工事費分を1月になって支払ったところでございます。

2カ年工事ということで、平成23年度は小屋組工事と仮設屋根の設置です。24年度は雪が解け次第、仮屋根を一旦撤去して、茅葺き屋根を設置すると。それから壁とか床が相当傷んでいるものですから、そういう内装工事を行って今年の積雪期までには何とか工事を完成させたいというふうに思っております。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど説明、私も同じものを持っております。この中で私、不思議に思う部分、少しもう一度質問いたします。

まず、3月下旬、再調達価格の算出とありますけれども、これは、要は復元のための見積りという形でよろしいでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 再調達価格についてですが、今ほど古玉議員がおっしゃられたとおりで、再建するのに、全体を再建した場合、どれだけの費用がかかるかという、そういう価格でございます。この価格以上に、今の修繕工事費がかかると、また保険上問題になるという、そういう意味でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） そうすると、私ちょっとこれでいいのかなという思うのがあります。というのは、まず、見積りを出した業者、森田建設が見積りを出しております。その後、森田建設によりブルーシートを掛け、あるいは7月14日、強風に対応できるシートを掛け、これを依頼する。全て森田建設なんですよね。そして、その後、復旧事業に含めることとし、森田建設以外の業者が復旧工事を落札した場合はその経費を森田建設に支払う。これ、見積りの工事を7月中にやってしまってることになるんじゃないのかなと思います。それと、9月、入札9月1日の入札で、入札落札業者、森田建設なんですよね。自分で設計して自分で落として、途中の中間の修理も全て自分ですという、これ我々の世界ではあまりよくないことではないのかなと。中間にもし修理をしたならば、6月議会、いくらでしたっけ、平成23年度15節の工事費で3,565万8,000円という予算をうってあります。そんなだから先にした部分は支払うのが当たり前でないのかな。落札した業者からその分の金額をあとでもらう、これはやっぱりやってはいかんことでないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 今ほどのご質問にお答えいたします。7月にブルーシートがはずれて、強風、大雨に対応できるシート掛けを何とかしたいというのは、必ずしも適切な判断ではなかったという面はあるかと思えます。ただ、何度も何度もシートがはずれては内部がその度に傷んでくるという中であって、どうしても早急に対応しなければならないという中でこういう形になってしまったのかなというふうに思っております。早く何とかこの施設を復旧したいと。それから、現在のその傷み具合をこれ以上拡大しないように、止めたいということで復旧工事費にあとあと含

めると、そういう形になってしまったものでございます。適切な対応とはいえ面はあるかと思いますが、どうしてもその時は早急に対応していかなくやならないということでそういう形にさせていただきました。どうかご理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） あのね、やることは別に決して悪いことじゃないと思います。補修という形でね、濡らさないために積極的に工事をする。それは分かるんですけど、なぜそのお金をそのとき支払わないのか。あとの落札した業者に払わせるのかというのが、これは中能登町でこういうことあるんですか。こんなことやってるんですか。町長どうでしょう。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この旧観坊につきましては、今お話もあったように150年経っております。また大変、石動山の一番とっぺによって大変風の強い所でございます。この森田建設というのは、前に藁屋根の崩落したときに、そのときにとった業者でありまして、一番旧観坊の基礎から上まで知っている業者でございます。そういうことで、150年も経っておりますからスポンジ状態のような木になっておりますから、一日も早くとにかく養生をしなければならない。そういう時にはやはり一番知っている業者をお願いをしたと。それがたまたまどうしても土曜日ということで来なくて、地元の業者に何回かお願いをして、そういう中で足場をかけて、そして養生をしてもらっております。それが終わってしてもおればその時にお金を払えばそんでいいんですけども、ずっと継続をしておるために日が経ったと。そのほかの建物につきましては、そういうことは一切ありませんけれども、あくまでも文化財であり、一つの特異なケースであったということで、それと同時にずっと足場そのものも継続しなければならんという

ことで、一緒に仕事をしならんわけでありまして、あくまでも特殊な建物ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど町長、文化財ということで特殊というふうに言われました。その通りなんです。150年から200年近く経っている文化財で、大変特殊なものでございます。その文化財が、私、実は堀内課長に早くしてほしいと電話したのは7月なんですよね。その時に、実は行ってみたら、もう屋根は何にも無く、下は水びたし。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員、時間がまいったので簡潔にお願いします。

○8番（古玉栄治議員） 質問じゃないんですけど。

○議長（坂井幸雄議員） 質問じゃなくても時間がきましたので、時間は60分ということで皆さん決めていただいていますので。簡潔にお願いします。

○8番（古玉栄治議員） それでね、民間でしたらこのような長いことはかかりません。県の大事な文化財、守るためにどうすればいいのかということを今後ね、もしこういうことがあった場合には、より早い対応をしていただきたいと思います。

それともう1点、簡潔と言われますけれども、このようなバカな入札前に仕事をして、入札の中からお金を払うような工事というのは、今後あってはならんことでないかなと思います。以上で終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。まず、この3月をもって退職されます永源参事兼総務課長、延川住民福祉課介護担当課長には、これまで町政発展のためご尽力いただきありがとうございます。今後も中能登町のためにお力添えいただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

今日、3月21日、春を告げる選抜高校野球大会が開幕しました。きしくも、宮城県代表石巻工業高校の選手宣誓は、「必ず私たちは幸せになります」との幸福宣言として力強く響き渡りました。ある著名な哲学者が「幸福は励ましの絆から広がる」と述べております。それは、「民衆の励ましの絆がある限り、いかなる災難も共に乗り越え、ともどもに幸福と平和の社会を勝ち開いていけるからです」と語っておられます。

被災地の復興に向けては、震災瓦礫の問題、復興にあたる人材不足の問題など、政府の対応はもとより全国の支援が必要とされております。そして、被災地とともに全国で安全安心の新たな防災体制を構築していかなければなりません。中能登町におきましても、本年は是非、このことを念頭におき、強い決意にたって町政にあたっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。1つ目の質問、自治体クラウドの導入について質問いたします。自治体クラウドとは、地方自治体が使用している業務システムなどデータセンターに預け、クラウド上でサービスを受ける環境のことです。今、全国各地で進展しつつあります。自治体クラウドを推進するメリットとして、まず、システム運用経費の削減や業務負担の軽減を図ることができます。また、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤構築ができることとなります。更に、将来的な行政の広域化に向けた先行した事務統合ができることや、小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になります。今後の展開に大きな期待が寄せられています。

自治体を取り巻く厳しい財政事情、行政改革への対応、更に煩雑な法改正への対応、多発するセキュリティ事故など、行政情報システムが抱える問題は早期に検討すべき重要な

問題です。

そこで、以下3点にわたりお伺いします。

1点目は、行政情報システムの運用は、今後どのように取組んでいかれるのか、当町の方針をお聞かせください。2点目は、当町におけるシステム運用経費は、年間どのくらいかかっているのかお聞かせください。3点目は、データのバックアップ、セキュリティはどうなっているのかお聞かせください。

以上、3点についてお答え願います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の自治体クラウドの導入についての質問にお答えをいたします。

まず、行政情報システムに対する当町の方針についてであります。

自治体クラウドにつきましては、平成21年度から総務省で実施をされた実証事業の結果が公開されており、システム本体を庁舎ではなく外部のデータセンターに置くことでデータ保持の面で災害に強く、運用管理労力が低減できるとともに、参加する自治体間でシステムを共同利用することによりコスト縮減ができることから、当町においても導入を検討をしているところであります。

しかし、一方で、ネットワーク障害に弱く、ネットワークが切断した場合のバックアップ対策がコスト上昇の要因になるほか、運用管理が事業者任せのブラックボックス化してしまうなどの課題を持ったシステムでもありますので、現段階での導入は時期尚早であり、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、システム運用経費の現状についてでございます。

システム運用経費の現状につきましては、システム保守に年間約3,000万円、制度改革に対応するためのシステム改修に年間約2,700万円の運用経費がかかっております。

現在使用しているシステムは、ライフサイクルを長くとり、コスト縮減に努めていると

ころであります。運用を開始してから既に7年を経過をし、機器によっては部品の供給が停止するなど、今後の機器の安定動作に不安定があり、システム面でも、今後実施される社会保障・税番号制度などの大きな制度改革に対応できないという現状にありますので、平成24年度にシステム全般を更新するための予算を計上をしております。

導入にあたっては、現在使用しているシステムと自治体クラウドの利点を取り入れながら、最新の機器と技術を利用することでバックアップ対策の強化、セキュリティの強化、機器の集約による管理コストと消費電力の低減を目指しますので、ご理解をお願いいたします。

次に、データのバックアップ、セキュリティへの取組みについてであります。

データのバックアップにつきましては、機器を冗長化し、毎日バックアップをとるとともに、保守の中で障害発生時に即時対応できる環境を整えておりますが、引き続きデータの保持に努めてまいります。

また、システムの更新にあたり、事業者の提供するシステムに対して、町独自の改修部分を極力少なくすることで自治体クラウドと同等のコスト縮減効果を見込んでおります。

その効果を発揮するために、業務の見直しが必要不可欠でありますので、さらなるセキュリティ強化を含めた業務改善に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 大変高額なシステムコストであります。このように経費のかかる現在の業務システムを町長はどうお考えですか。今一度お聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 現在のシステムは、先ほど町長の方からの答弁にもありまし

たが、導入して7年が経過をしております。そういう意味で、機器等の不足するものも出てまいりましたので、新年度予算に全てを更新するというので、現在予算計上をしております。今後は、セキュリティ導入にあたっては、現在使用しているシステムとそのクラウドの利点の両方を取り入れながら、最新の機能を持たせたものをしていきたいというふうに考えております。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 大変高額なコストがかかっているわけですが、その点も踏まえてしっかりと取組みが行われるとは思いますが、今回、自治体クラウドの導入検討を前向きに行っていくという答弁でありましたけれども、まだまだまたこれもいくつか課題もあると思われまます。また、現在契約を結んでいる既存システムの期限もあると思われまます。まず、自治体情報システムの問題点を話し合い、これからの電子自治体のあり方を検討、研鑽して改革推進に取り組むクラウド準備室なるものを立ち上げて、しっかりとその対策を練り上げていってはいかがかと思われまます。そして、当町にとってよりよい業務システムの構築を図っていただきたいと考えまますがどうでしょうか。町長のご所見をお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今もお話しましたとおり、よく長所、短所を見比べまして、どれが一番いいのか、委員会をつくるなり、そういうことでありましたけれども、まず部内で検討して皆さんにまたお話もしていきたいと、そう思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） ご答弁いただきましたが、町民に喜ばれ地域を元気にするサービス、そして安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、地方から電子自治体の未来を開く懸命な挑戦をよろしく願いいた

したいと思ひます。

それでは、2つ目の質問、安心の高齢社会の構築を目指して、当町の取組みについてお伺ひいたします。

先日、東京都では、一世帯あたりの人数が1.99人と、はじめて2人を下回ったとの発表がありました。独り暮らしの若者の増加や未婚化に加え、高齢者夫婦の一方が先に亡くなる世帯が増えているとの分析です。今、地域における高齢者の独り暮らし、また、高齢世帯の増加は私たちの暮らしの大きな不安の一つです。

昨今、大都市での孤独死、さらには孤立死が相次いであります。残念なことに、本年、中能登町でも死後数日経って発見に至った孤独死がありました。

ある民間のアンケート調査で「あなたが最も頼りたい人は誰か」との問いに、1番が近所の人、次いで行政との回答があったそうです。地域の支え合いが何よりも求められ必要とされる時代にあると感じまます。

そこで、まず1点目に、地域の見守り体制の当町の現状と課題についてお聞かせください。

更に、2点目として、緊急時の救急対応はどのように行われているのか、現状と課題についてお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 地域の見守り体制の質問についてお答えをいたします。

少子高齢化社会が進む中で、高齢者の所在不明問題や孤独死など地域の中で人間関係の希薄化が憂慮されている現状にあります。これからも、高齢化の進行によって、高齢者の人口や世帯が増加してゆくと見込まれております。

更には、生活上の不安や、独り暮らしの孤立などの社会的孤立により、心身の健康に悪影響を及ぼし、時には命の危険さえ生じることがあり、安心して暮らせる地域づくりがこ

れまで以上に重要になってきております。

住民が誰もが住み慣れた町で心豊かに、安心して暮らすことができるまちづくりを実現するためには、地域の人たちが互いに助け合い、支え合うことのできる地域づくりが大変重要であると思っております。

石川県では、今年の3月に、地域の民間企業の理解と協力を得て、「地域見守りネットワーク」を立ち上げ、子供から高齢者、障害者も含めて地域での見守りをスタートさせました。

当町においても、64名の民生委員・児童委員さんが地域福祉の先頭に立って活動されておいでますが、また、合併時より地域の民生委員・児童委員、地区の役員や老人クラブ、女性協議会、子供会などのボランティアで「地域福祉推進チーム」を発足させ、高齢者に限らず、地域弱者への見守りや支援を、町内全域50の福祉推進チームで活動を行っております。

これらの活動は、地域と行政や各種事業へとつなぐ大変重要な福祉の活動でございます。

今後も、石川県や関係機関、関係部署と連携を取りながら、地域の見守り体制の維持強化に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、救急対応についてでございます。

地域への見守りや支援を進めていく中で、緊急的かつ救急的な事態が発生した場合には、関係機関との連携は不可欠であります。

これらの救急対応といたしまして、高齢者や障害者が安心して暮らせるために、各家庭に設置している音声告知端末機器を利用し、ボタンひとつで事前に登録をいただいた家族や支援者へ、町内無料電話や携帯電話にメールが届く「ほっと安心サービス」や、また、65歳以上で独り暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯に「緊急通報体制等整備事業」による緊急通報装置として、ペンダント式の送信機、感知器等を貸与し、急病や災害

等の緊急時に救急対応するなど、在宅高齢者等福祉サービス事業を実施をしております。

どちらの事業にいたしましても、緊急の連絡先に、その地域に生活をする家族や支援者が深く関わってまいります。

誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して生活が送れますように、「互いに助け合い、支え合う」活動を進めていきたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 地域の見守り体制について再質問いたします。

県の地域見守りネットワークでは、発足にあたって活動内容が確認され、そして今後、本格的な活動に向け研修が実施させるとのことですが、当町の、先ほど町長が言われました地域福祉推進チームでは、具体的活動が明確化されているのでしょうか。更に、活動に向けての研修は行われているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

〔谷 敏則参事兼住民福祉課長登壇〕

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 笹川議員の再質問であります。

地域福祉チームの研修、まず最初にそういうご質問であったかと思えます。各地区における地域推進チームには、今、町長が答弁をいたしましたように50チーム、町内にはございます。そして、その地域の中での組織をさしていただいて、その中でいろんな活動をしていただいて、その地域の弱者、そういった方について安全安心な生活を送っていただくための活動を推進していただいております。

このチームに関するまとまった研修というのは特に、まとまって研修というのはございませんけれども、一番中心となる民生委員さんについては、その内容についていろんな勉強会もしていただいております。その中で、

全てについて反映をさせていただいていると、そういった活動で行っていただいております。

あともう1点、今、ちょっと聞きのがしたんですが、もう一度すいません。

○2番(笹川広美議員) 具体的な活動というものがきちんと明確化になっているか。

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 具体的な活動といいますと、その民生委員さんについては、各地区のそういったいろんなハンディをもっておいでの方、その地域におかれる高齢者の方、独り暮らしの老人の方とか、それから障害をもっておいでの方については把握をさせていただいております。そして、その方について必要なことがあれば、いろんな見守りも含めて活動していただいている。それから、今、先の町長にも発言をしていただきました、答弁をしていただきましたけれども、石川県でのそういう見守り体制、地域見守りネットワークが3月に立ち上がりましてけれども、こういった内容につきましては、例えばその新聞を配達しておいでの方、そういった販売員の方、購読をされている家庭が対象になりますけれども、そういった時に新聞が入ったままになっているとか、何日も滞っているというような状況では、「何かあったのかな」というようなことで、家庭の方を確認していただく。そういったことで、いろんな面のフォローをしていただくということで、具体的にはその地域を見守っていただくというように行っていただいております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(坂井幸雄議員) 笹川議員

○2番(笹川広美議員) 地域見守り体制について、更に質問いたします。

昨年、当町で認知症の講演会が開かれました。この講演会は、参加者全員が認知症サポーターに認定される内容で、多くの町民の皆さんの参加があり、関心の高さに驚きました。私も参加させていただきましたが、認知症の方に対しての理解が深まり、私たちが家

庭や地域でどのように触れ合っていくことが、みんながより幸せに暮らしていけることにつながるのかを学ばせていただきました。

地域福祉に携わる方々だけではなく、地域に暮らす誰もが高齢者に温かなまなざしを向けることが大切です。そこで、認知症サポーターをはじめ、見守り支援の輪が町全体に大きく広がるよう、全ての町民を対象にした研修会の開催も是非、実施していただきたいと思っております。当町のお考えをお聞かせください。

○議長(坂井幸雄議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 認知症のサポーターの関わりについてお答えをいたします。

認知症は、現在85歳以上の高齢の方で4人に1人と言われるほど、誰にでも起こりうる病気です。いつ自分や家族、友人が認知症になるかわかりません。この認知症の方へは、ちょっとした手助けがあれば在宅で生活を続けることができます。偏見により、本人や家族の方が苦しんでいることも珍しくありません。住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域の正しい理解と支援が重要です。

中能登町では、「認知症サポーター」を養成をし、正しい理解とその家族を温かく見守る支援を行うとともに、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行うため、平成23年12月17日に開催をされました「中能登町地域支えあいフォーラム」で認知症講演会が開催をされ、「認知症の方や介護する家族の気持ちを理解する」と題して、認知症対応型通所介護施設ゆいまーる管理者、加納 央氏の講演をいただき、「認知症サポート養成講座」を開催をし、190名の方が受講をされました。今後も高齢者認知症の正しい理解と普及啓蒙とあわせ、見守り支援の充実に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(坂井幸雄議員) 笹川議員

○2番(笹川広美議員) ただ今、町長の方からは認知症の方の見守りということでお話

いただきましたが、認知症の方に限らず、また広く高齢者や、また、社会的弱者の皆さんをしっかりと支援できるような輪をまた広げていていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目の救急対応における、ほっと安心サービスや緊急通報体制等整備事業についてですが、この対象世帯数、設置率、また、利用頻度はどのくらいでありましょうか。また、対象世帯であるのに、これらの町の対策を全く利用していない世帯に対して、当町はどのように対応をお考えですか。お聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 笹川議員の再質問ですが、独り暮らし老人の緊急対応についてお答えをさせていただきます。

高齢者の緊急対応については、地域の見守り活動の中で大変重要かと思われま

す。ある日突然持病の疾病に襲われ、救急車による緊急搬送が必要になった場合、本人の「病状に関する情報」が無い状態で病院へ搬送を行わなければなりません。

このような状況の中で、本人の氏名、生年月日、血液型、通院情報、持病など本人情報が早急に必要であり、常に備えておくことが必要かと思われま

す。○2番（笹川広美議員） すいません、谷課長。今、私の質問したのは、町が行っているこのほっと安心サービスとか緊急通報体制というこのサービスを受けれる対象世帯数、またそれを設置している設置率とかをお答えしてくださいという質問であります。

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 はい、すいません。改めてお答えをさせていただきます。ほっと安心サービスは、高齢者や障害者の方が該当になってきますが、高齢者世帯は町内で1,604世帯がございます。これは、本年の1月1日の現在の把握世帯でございます。

このうち、ほっと安心サービス利用者、これは44件ございます。現状であります。率にして2.7%になるものであります。

それからもう1点、緊急通報体制の関係ですが、これは高齢者世帯が対象になるものでございます。これも先の高齢者世帯1,604世帯、これも同じく24年、本年の1月1日現在の世帯ですが、うち利用者36件でございます。率にして2.2%の利用率となっております。以上でございます。

○2番（笹川広美議員） 更に、その対策、町の対策を利用していない方々に対してはどのように考えていらっしゃるかということもあわせてお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今、再質問の方で、世帯数、設置率、そしてあわせてその対応を利用していない、当町のそういう対策を利用していない世帯に対しては、町はどのような考えで臨んでいらっしゃるのかということをあわせてお答え願いたいと思いますが。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 高齢者世帯のうち、今お話をさせていただきました利用者以外の方については、これを利用しなくても生活をしていただいております。それで元気な高齢者、元気な世帯ということで、いろんな町としては勉強会とか、講演会、それから、それは町では我々住民福祉課、それから保健環境課の方でも保健センターの方でも、いろんな皆さんを対象にいろんな勉強会、講師を招いた講演会、そういったものを実施しております。その中でいろんな皆さんの動行とか、いろんなものを勉強していただいて、元気な生活を送れるような、それから元気でいてもらうようないろんな知識、それから周りの情報もお伝えをして、そしてより楽しい生活、安全な生活を送っていただくための方策として、町としていろんな面で協力をさせ

ていただいております、そういった現状があります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 救急医療の現場では、秒単位の差が生死を分けることも少なくありません。一人のときに発作が起きたら具体的な症状を伝えられず、適切な処置が受けられないのではといった不安の声もあります。独居世帯の増加への対応として、大切な命の情報を伝える手段に救急医療情報キットが今、全国的にも普及しております。重要な医療情報をコンパクトに収納し、医療従事者に確実に伝えるためのものです。これは災害時にも有効活用が期待されるため、市町村単位で導入を図り、救急医療体制との連携を更に強化することが望まれております。県下では、津幡町でも新年度、まず独り暮らしの高齢者全員に配る予定だと聞いております。予算は約40万円で、それ程経費のかかる事業ではありません。当町におきまして、是非、同キットの導入、配布を行い、より安心の地域づくりを推し進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お答え願います。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 ただ今、笹川議員が発言をされたとおりであります。町としてもいろんな面でお話をいただいたように進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今のご答弁だと前向きに検討していただくといいふうにとらえてよろしいですね。是非、安心の高齢社会の構築を目指して、きめ細かな行政の取り組みをよろしく願いいたします。私たちも地域ぐるみで温かい積極的な声かけを行っていききたいと思います。

最後に、少子化対策の更なる充実に向けてお伺いします。

当町の子育て支援は、子育て世代の若い夫婦に大変好評で、他市町からの転入の大きな要因ともなっております。地域の発展、活性化をもたらすのは何よりも若者、そして子供たちです。子供を安心して産み、育てられる町、それが中能登町ですと、誇らかに語れるまちづくりを杉本町長には更にお願いたします。

そこで、不育症への支援についてお聞きいたします。妊娠をしても流産や死産を繰り返す不育症については、平成22年12月議会でも私は治療のための相談体制や公費助成を求めた質問を行っております。

昨年12月、国は不育症に対する保険適用を本年1月より実施することを決定しております。大きな前進であります。しかし、毎月約6万円ともいわれる治療費は、保険適用となっても出産に至るまでの負担はまだ大きなものです。適切な治療さえうければ不育症で苦しんでいるほとんどの女性は無事出産することができるのです。子供を望む女性が治療費の負担によってその望みが断たれてしまわぬよう、町においても公費助成の実施を強く求めます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 不育症の支援について、不育症の治療費の助成についての質問にお答えをいたします。

平成22年の12月定例会一般質問ではお答えをいたしております。その時点で、治療費の助成については、石川県内では平成22年10月から能登町だけが開始をしております。

更に平成23年4月からは、かほく市と能美市が開始をしており、現在どの市町においても支給の実績がないとのことでした。この4月からは小松市が開始すると聞いております。

中能登町でも、妊娠をされながらも出産に

至らなかった方が、平成 22 年度では 4 名いらっしゃいました。

全ての方が不育症とは限りませんが、安心した出産の観点からも長期にわたる医療機関への受診で高額な治療費等の軽減につながるよう、不育症と診断された方々を中心にご意見を伺いながら実施体制を整備をし、治療費の助成を平成 25 年 4 月を目途に行っていきたいと思っております。

また、不育症の方に対して相談機関や治療内容などの情報提供や、精神的な支援も大切なことで、引き続き実施をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2 番（笹川広美議員） 今、町長の方から平成 25 年 4 月を目途に公費助成を実施したいとの明快なお答えをいただきました。ありがとうございます。是非、実現をお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、4 時 25 分まで休憩いたします。

午後 4 時 15 分 休憩

午後 4 時 25 分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間をあらかじめ延長しておきます。

次に、11 番 岩井礼二議員

〔11 番（岩井礼二議員）登壇〕

○11 番（岩井礼二議員） それでは、2 点について質問をいたします。

まず、第 1 点目、道の駅について。

町民に対し少しでも分かりやすい行政が大切であることは言うまでもありません。振り返ってみますと、旧町時代に鹿島バイパスが開通した頃は、「大変走りやすい、立派な道路ができたな」という町民の感想でありましたが、まさに通過しやすい、また考えてみれば町民が町外へ出やすい、そういった利用の

仕方も心配される道路でもありました。

その後、アルプラザ鹿島のオープンにより、町外から人を呼び込む、そういう道路、そして交流人口の拡大に寄与する道路に切り替わってきたなど、そう思います。

町としても、町内外からも、大人も子供も大きな目玉となったことは間違いありません。今、ここに、鹿島バイパスを挟んで、その向かいにもう一つ大きな目玉となる道の駅が、平成 26 年にオープンする予定でございます。

今議会に、中能登町道の駅条例の制定が提案をされております。名称は、「道の駅織り姫の里なかのと」となっております。

そこで、完成のあかつきには、是非とも町民の皆さんが 1 人でも多く出品などに参加をされて地産地消、そして新鮮で良いものを出店できるよう期待をしておるものでございます。

また、ある一面では、現在、定年を迎えた後の大変元気なお年寄りが増えております。そんな方々によっては、これまで家庭菜園として畑をしながら自分たちの身内、近所を相手にして振るまいをされていた人が、今度はこのチャンスに仕事として、また、小遣い稼ぎになる、そういった野菜、果物等の出品をすることにより、身体を動かすことにより健康で医療費を抑え、元気に生活できることも大きな目的の一つであると感じ歓迎いたします。

先般、2 月 19 日の生涯学習の集いではなかったかと思いますが、その時のパネラーのひとりに古代米のはじめの会、谷会長さんでしたかね、その時に杉本町長が「肝煎で進める道の駅に大変期待をしております」といった内容の言葉も耳にいたしております。

以前に、議会も参加して、道の駅の研修視察に岐阜県、また長野も跨いでいたと思うんですが、そのほかでの施設研修の中で「足湯を売りにしている」という道の駅がありました。説明では、足湯の効能として、出品する

品物をその方が苦勞して世話をし、その世話をすませた後にゆったりと足湯につかりながら、一般のお客もその足湯を使つとるわけですが、その方らと共に、お互いにいろいろな情報交換や世間話をしながら疲れを癒し、そして、その後元気を出して楽しく次の出品に意欲を持っている。そういういい事例を聞いて、「ああ、大変いいことだなあ」と思って聞いておりました。そのようなことを私だけではなしに、参加した人が共にそういうことを感じている人も多かったと思います。

そこで、先般、議会に示されました道の駅のプラン、平面、立面、展開、パス、大変立派なものを示されました。その計画を見ると、足湯がありません。残念な気がいたしましたけれども、検討されたのかどうか。検討されたとしたらどのような検討をされたのか。やはり、一緒に研修に参加した人の期待もありますので、その辺の経過をお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、道の駅、26年オープンですが、そこに参加しようとする人は準備が必要です。農地の状況、面積、そういったことの確保など必要であると思います。

先般の全協でしたかね、会議で、諏訪議員からもそのことを心配しての意見もありました。「早く準備をするようにしないとイケないぞ」といったことの指摘であったと思います。

そこで、一般町民の参加希望者はいつから、どこで、誰にそういった内容を聞けるのか。そして、そこに参加できることの条件、それから出店品目の種類、料金等について、そんな詳しいことはまだ発表できない面もあるかと思いますが、いよいよ、今日もあの前を通ってみると鉄板を敷いて埋め立て作業に入ってきたなということが、今日見ました。町民もどうなのかなということも気になると思います。その辺をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 岩井議員の道の駅についてのご質問にお答えをいたします。

まず、足湯の設置についてのご質問ですが、足湯は服を脱がずに温泉を手軽に楽しめるものとして、全国の温泉街の街角や公園、道の駅など観光客が多く集まる場所に設置をされています。

道の駅に足湯を含めた温泉施設を設置することで、一定の誘客が見込まれることから、これまでも検討を行ってきたところです。

しかし、設置にかかる費用や設置後のランニングコストなど、施設運営に相当額の負担が想定されることから、当町の道の駅では設置を見送ることとして整理をしています。

当整備では、地域振興施設やドッグランなどによる魅力向上を図りながら、誘客に繋がっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、売場への出品参加希望者の条件と手続きについてのご質問ですが、道の駅には農産物などの地場産品の販売を目的とした農産物販売施設を設置をいたします。

この農産物販売施設は、中能登町をはじめ近隣地域の農産物などの生産者や加工品の製造者が施設の管理者に対し販売を委託する形で運営することといたします。

出品する際の条件としましては、農産物や加工品などの商品を自ら生産、または製造する方で、施設の管理者との間に利用の登録または、販売の契約を行うことが条件となります。

手続きにつきましては、今後、施設の指定管理者が決まり次第、指定管理者により出品者の募集を随時行っていただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、出店品目の種類についてのご質問ですが、出店品目については、中能登町を中心に、近隣地域及び能登地域で生産される農産物やそれらを使った加工品などになります。

出品される商品については、中能登町や能登地域らしい地産地消にこだわった魅力溢れる商品とするとともに、食品衛生法などを遵守した生産を行っていただくことにより、消費者の安心安全に配慮していただきたいと思っております。また、十分な商品管理を行う必要があることから、指定管理者には出品者の育成活動もあわせて実施をしていただく予定であります。

次に、出品利用料金についてのご質問ですが、出品者が道の駅に農産物などを出品する場合は、販売手数料を支払っていただくこととしております。

販売手数料については、道の駅が地域産業の振興を目的としていることを考慮し、適正なものとする必要があります。

具体的な金額や割合などについては、今後、指定管理者を指定した後に、管理運営方法や利用料金などについて協議を行い、正式に決定したうえでご案内をすることとなるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、また課長の方から答弁をさせます。よろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 足湯の設置に関して検討したかということで、少し経過をご説明したいと思います。

足湯につきましては、道の駅の誘客施設として、道の駅の構想段階から先進事例の視察などを行って、設置の可能性について調査してきました。

足湯の設置事例としては、既存の温泉の源泉をそのまま利用した施設や、源泉がない場合は、温泉水を運搬して設置をしている足湯がありました。いずれも町内の既存の温泉水を利用した施設でした。

当町には、既存の温泉がありませんので、温泉を掘って整備するか、温泉成分が含まれる天平の里の源泉を運んで設置できないかな

ど検討をいたしました。

しかし、温泉を掘るとなると多額の費用がかかりますし、天平の里の源泉も湯量が余裕がない状況でありました。

そういうことで、更に設置にかかる管理費用につきましても、視察先の事例では、年間250万円から300万円程度必要であると聞いております。

以上のことから、道の駅での足湯については、初期投資や設置後の維持管理経費など総合的に判断した結果、設置を見送ることいたしました。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 岩井議員

○11番（岩井礼二議員） ただ今の答弁ですが、足湯を設置することによって250万円から300万円という数字を聞いて少し驚いております。以前にも、この施設によって税の無駄づかいにならないようにといった、出費が多すぎるんじゃないかといった意見を議員からも聞いたことがあります。その説明を聞けば納得をいたしました。

そこで、指定管理者が決まり次第という言葉がありましたけれども、前に何か覚え書きで、JAとの覚え書きという言葉も聞いたこともありますが、そういうことになるのかなという気もいたしますが、また町商工会でもそういった会議をされたようなことも聞いております。その辺を踏まえて、今後の動きが、何月ごろに、多分こうなるだろうといったようなことが分かれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 岩井議員の指定管理者の件について再質問いただきました。

現在、農産物直売所がメインになる施設でございますので、能登わかば農業協同組合と覚え書きを交わして内容とか、そういう進めてきております。

そういうことで、今後の内容ですが、道の駅は中能登町の観光情報などを発信する拠点

とするとともに、農産物などの地場産品の販売を通じた地域産業の振興を目的としております。

特に、農産物の販売による地域農業の活性化は重要な目的の一つであります。これまで能登わかば農業協同組合と協議を進めてきております。

今回、3月定例会で、道の駅条例の制定について議決を賜わりまして、次の6月定例会議会では指定管理者の指定についての議決をお願いしたいというふうに思っております。その後、指定管理者と協定を締結して、農産物販売施設への出品などに関して正式に、協定を結んだあとに皆様方にご案内させていただくことになろうかという、そういう予定でございます。

なお、商工会につきましても、現在、地域振興施設のプロジェクトチームには入っていただいております。そこで商業部会も含めて指導員も含めて会議に参加していただいております。そういうことで、商工会の関係する方についても何らかの関わりをもっといただきたいと思いますということで視察等も一緒に行ってくださいし、今後とも協議は入っていただいておりますので、何らかの具体的な動きがあれば、その会議の中で意思表示されるかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 岩井議員

○11番（岩井礼二議員） 一般町民が参加する、商工会会員でもない、JAの組合員でもない方が参加する。その時には窓口、そういったものが多分、JA能登わかばになるのではないかなと思います。もし、違っとったら首横に振ってください。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 出店される利用登録、またテナント等の登録につきましても、指定管理者が募集を行うこととなります。指定管理された指定管理者のもとで募集や出店契約

が結ばれることとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 岩井議員

○11番（岩井礼二議員） 分かりました。

とにかく、地産地消に寄与をして医療費、健康保険料の減少にも寄与する。そして、向かいにあるアルプラザと良い意味での競合による相乗効果、交流人口の増加、しかも賑わいの創出に寄与されるように期待をいたします。そしてまた、税の無駄づかいの指摘を受けないように指定管理者、駅長の資質によって大変、変わってくると聞いておりますが、有効な施設として町民に喜ばれる施設となるよう期待を申し上げておきます。

次に進みます。古民家設置条例について。

これは、小田中、稲邑さんのご厚志を受けて再生することに寄付者も大変に感謝をしておられるのではないかなと推察をいたします。地域の活性化に賑わい空間の創出のため寄与することが寄付者に対してのお返しではなからうかと思えます。

そこで、その使い方ですが、なるべく多くの方に使っていただけるようにしていただきたいと思えます。金沢に旧県庁を迎賓館として、盛んにいろいろニュースになっておりますが、ああいった扱いでは全く、中能登町ではああいうことは通用しないので、いかに気楽に使っていただけるかなということの一つに、やはり自分の趣味の発表会とか、作ったものの展示会とか、そういったものにも大いに使っていただきたいと思えます。

やはり、発表会をすれば、そのあとの懇親会、反省会がつきものだと思います。従って、それには飲食も伴うこととなるかと思えます。また、かりに着物の展示みたいなことをした時には、やはりその品物の夜の番をするのについて宿泊するようなことも考えるかと思えます。そういったことも踏まえて、どのように町民に使いやすくしていただけるか、その辺の意気込みをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古民家条例についての質問にお答えをいたします。

ご質問のありました古民家は、小田中地区にあり、北陸特保の「あずまや」の建物であります。

この小田中地区から福田、高島、小金森地区にかけて今もなお、宿場街道としての面影が残っており、あずまやの家と町屋の家が混在をして建ち並び、その通りの途中には、親王塚古墳や旧御祖村役場として利用されていた、現在では「ちょうちん」を製作している建物、そして様々な商店が今でも宿場街道沿いに営業されております。

このことから、この古民家の改築は、中能登町の歴史に触れる機会のひとつとして大変有意義であり、これから多くの皆様に活用していただきたいと思っております。

そこで、ご質問がございました飲食につきましては、お弁当や缶ジュースなどの飲物を持ち込まれて休憩されることは可能ですので、利用される皆さんで工夫をされ、宿場街道の「にぎわい」を演出をしていただきたいと思います。

次に、古民家での宿泊についてのご質問ですが、古民家の改築にあたっては、交流拠点や芸術の振興として大いに利用をしていただきたいのですが、この施設の周辺には一般住宅が隣接をしていることから管理の問題もあり、現在は午前9時から午後10時までの利用をお願いをしたいと考えております。

ご質問にありました宿泊については、様々な法律の規制もあり、関係機関と協議をしながら慎重に対応していかなければなりません。この小田中の古民家が完成することにより、町の迎賓館としての活用や、能登の里山の暮らしを象徴する建物としての活用、「まち歩き」の拠点や、作品展示や講演会、芸術家の創作の活動の場などの交流拠点としての活用など多くの活用法が考えられます。

多くの皆様に古民家の落ち着いた空間を生

かした利活用をお願いをしていただきたいと思いますと考えております。

なお、芸術活動などの創作活動で使用する場合などで、夜10時以降も使用したいとの申し出があった場合は、使用時間の延長をすることなどを対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 岩井議員

○11番（岩井礼二議員） ただ今、町長は宿場街道という言葉を出されましたが、以前に子ども大名行列があつた街道で開催されました。10年間続きました。もう20年ぐらい前かなと思います。大変その頃、宿場という、大名行列ということに参加した子供たちは、故郷を忘れないで、小学生が相手でしたので学校、大学を卒業しても故郷を忘れないでまた帰ってきてくれる者も多いんじゃないかなという期待も寄せていましたが、そういった子供も今、現在おるようでございます。そういった町並みを大切に、町並みに昔からの家が何軒か、今はかなり弱ってきておりますけれども、言わせる人に言わせると、「まだまだ土台、柱、大丈夫や」と言ったようなことも聞きますので、また町並みの再生に寄与できるように期待をいたしたいと思っております。

そして一つ、逸話として申し上げますけれども、前に旧の志雄町ですね、志雄町に今、参天製菓が進出してかなりになりますけれども、参天製菓が進出しようか、どうしようかという相談に来ている時に、当時の松井町長でありましたが、その参天の社長、執行部との会合の場所を、通常なら和倉温泉といたるところですが、あそこにある岡部家という昔からの旧家が今でも史跡として残っております。その岡部家を活用して接待をして誘致に成功したといったような実話もあります。そういったことも頭において、また今後、活用していただくことを期待を申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、5番 宮下

為幸議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） それでは、最後になりましたが、2つの質問をしたいと思います。

4月には、介護報酬、診療報酬の同時改定が行われます。導入から10年以上経過しているわけですが、介護保険制度の改革論議が昨年12月、国会でも審議されました。

そういう中で、介護報酬改定についてを聞きたいと思います。

まず1番目に、65歳以上の高齢者の保険料は。2番目、町での介護サービス提供体制に対する改革は。3番目、サービスの裏付けとなる財源の負担を公平化することは。4番目、介護職員の処遇改善は。5番目、介護予防の取組みはを聞かせていただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の質問にお答えをいたします。

まず、65歳以上の高齢者の方の介護保険料につきましては、介護保険事業計画等策定委員会で検討をいただき、介護保険報酬の改定や認定者数の増加による給付の増加見込み、地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護施設の施設整備のため、保険料の基準月額を「5,400円」とすることが必要であるとの答申をいただきました。

保険料の改定は、被保険者の皆さんに大変な負担をおかけすることになりますが、介護サービスのニーズに応えるためであり、ご理解をお願いをいたします。

次に、町での介護サービス供給体制に対する改革につきましては、介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受けていただく必要がありますが、町に認定申請をしていただきますと、町職員が自宅訪問をし、本人や家族からの心身の状況について聞き取り調査を行います。あわせて、かかりつけの主

治医からの意見書を提出をしてもらい、それらをもとに保険、医療、福祉の各分野の専門家を委員として構成する介護認定審査会で審査・判定をされます。

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援事業者のケアマネージャーに依頼をし、その方の状態に応じたケアプランを作成をしてもらい、介護サービスを利用することになります。

次、現在、町内の居宅介護支援事業者のケアマネージャーは4事業者で8名、町包括支援センター職員6名ですが、ケアプランの作成依頼は、町外の事業所のケアマネージャーに依頼することも可能となっております。

ケアマネージャーは、保険・医療・福祉の実務経験者で、県が実施をする実務研修受講試験に合格をし、実務研修の過程を修了することで県に登録をされ、ケアマネージャーとしての業務を行います。

要介護者等が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送り、適切なサービス提供を行うことは、介護給付の抑制にもつながるため、各種研修等を通じてケアマネージャーの資質向上を図っていくこと。また、民生委員さんをはじめとした地域の支援者と介護保険事業所の関係者が連携をして、要介護者を支えるための体制づくりに努める必要があると考えております。

介護報酬の改定にあたり、サービスの裏付けとなる財源の負担の公平化を図るための施策に関しましては、介護サービスを利用した際、費用の1割が利用者負担となり、残りの9割が介護保険から給付をされます。

介護保険分の負担割合については、国が25%、県と町がそれぞれ12.5%で、40歳から64歳の第2号被保険者が29%、65歳以上の第1号被保険者が21%を負担することとなっています。

65歳以上の第1号被保険者の保険料につ

いては、町で定める保険料率により算定をされ、所得段階別に6段階の保険料設定を行っており、低所得者の負担に配慮した設定としておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、介護職員の処遇改善につきましては、前回の平成21年4月の介護報酬改定で、介護職員の処遇改善に向けて、報酬が3%引き上げされていることに加え、他業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していくように、介護職員1人当たり、月額で約15,000円の介護職員処遇改善交付金が事業者に交付されているところであります。

この介護職員処遇改善交付金は今年度末で終了となりますが、今回の平成24年4月の介護報酬改定において、この介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に組み入れ、1.2%のプラス改定とされるところであり、より一層、介護職員の処遇改善に役立たせることに期待をするものでございます。あと、担当課長から詳細について説明をさせます。よろしく申し上げます。

○議長（坂井幸雄議員） 延川住民福祉課介護担当課長

〔延川しのぶ住民福祉課介護担当課長登壇〕

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 介護予防の取組みにつきましては、要介護状態にならないように、町ではいくつかの介護予防事業を行っておりますので、ご説明を申し上げます。

一次予防事業における高齢者サロンは、身近な集会所などを利用して、町内33会場で開催し、自主的活動を目指して閉じこもりや認知症予防に取り組んでいます。今年度は、2月末現在、576回開催をして、延べ8,115人の参加がありました。

町内の入浴施設3会場では、健康運動士による「はつらつ運動教室」を月1回ずつ開催

し、運動効果の普及啓発や実践の推奨を行っております。

1人でも多くの皆さんに、介護予防の取組みに関心を持っていただくために、介護予防教室を開催し、年約30会場で500人近い方々が受講されています。

また、今年度は、広く一般住民の皆様を対象に、介護予防の大切さを知っていただくために、「介護予防シンポジウム」を開催し、190名の皆様に参加をいただきました。

二次予防事業では、高齢者の皆さんに、3カ月間重点的に筋力アップ運動の実施をしており、寝たきり予防に努めております。

要介護認定を受けられた皆様には、心身機能の改善や生活行為を向上させるために理学療法士、作業療法士によるリハビリを行っております。

しかし、高齢者及びその家族が専門的なリハビリのみに頼るのではなく、生活に主体を置いたりリハビリに関心や意欲を持っていただくことが重要であり、その知識の普及も必要と考えております。

一方、健康で活動的な高齢期を送るために、若い頃からの生活習慣病の予防や介護予防の取組みが大変必要であると思います。

町では、年々、認知症高齢者が増加しており、それに伴い認知症予防の取組みが重点課題となっております。

新年度も引き続き認知症予防に関する講座や講演会、相談会による知識や実践方法の普及啓発、また運動を中心とした教室を開催して、高齢者の皆さんが自主的に介護予防に取り組んで、健やかに暮らしていけますよう支援していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 先ほど、町長は医療と介護の連携はというところで、お医者さんということを言われましたが、例えばデイサービス、デイケアで、そのデイサービス、

デイケアの違いを教えてください。このデイケアとデイサービスの中で、例えば、ケアマネージャーがケアマネジメントをして、しっかりとケアマネが医師の指示のもとにきちっと認定、要支援1、2の人なりに、例えばリハビリとかそういうものをきちっと教えとるかどうかということです。その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 延川住民福祉課介護担当課長

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 宮下議員の再質問にお答えをいたします。

医療との連携につきましては、在宅介護を推進していくうえで、医療と介護の連携はとても重要なことと考えております。現状といたしましては、個々の在宅療養者の支援を通して、町内の医療機関とケアマネージャーが訪問や電話、メールなどで情報の提供や医師からの指示を受け、介護保険や町福祉サービスを調整するなど、ご本人及び家族が安心して在宅介護ができるように連携を図っております。

また、平成12年度より町内の開業医を中心としたネットワークづくりとして「あじさい会」が結成されており、定期的に健診会を開催し、ケアマネージャーと関係機関のお互いが顔が見える関係づくりを目指しております。

また、デイサービスとデイケアの違いにつきましては、まず、デイサービスとは、在宅で介護を受ける高齢者の方に日帰りで食事や入浴、介護予防プログラム、レクリエーションなどを提供するサービスで、外出の機会、社会的な交流、家族の負担軽減が主となっております。デイサービスは医師の指示がなくても利用できるものであり、あくまでも生活のリハビリを行うものでございます。それに対してデイケアは、身体機能の回復、痴呆の軽減など、リハビリ目的のサービスで、このリハビリは医師の指示のもとに行われるもの

であり、理学療法士や作業療法士がリハビリを担当しております。

町内では、なごみの里鹿島、通所リハビリテーション事業所いきいきがデイケアサービスを行っております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 今、通所リハビリのことを言われましたが、いきいきというところはその、いきいきの何とかの里の何とかという所にありますね。あそこには私、12月の終わりにインフルエンザの注射を打ってきたんですよ。そしたらデイケアとデイサービスがあるわけですね。ケアとサービスがあります。ケアでは、お医者さんがおいでで主治医のもと、通所リハビリステーションでなるとるもんですから、通所リハビリ、通所リハビリステーションか、何かそういう名前になっとるらしいです。見ている、そこで介護1から5ぐらいの人が沢山おいでとるわけです。ただその5という人は分かりませんが、1から4ぐらいの人がおいでとりました。その理学療法士、OTの人が廊下を連れて歩いて、歩かせておいでしましたが、確かにあれはデイケアの中でやっている。ただ、デイサービスの中でもそういう例えば、機能訓練とかそういうのはできないんですか。デイサービスの中で。

○議長（坂井幸雄議員） 延川住民福祉課介護担当課長

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 デイサービスは、先ほども申しましたが、生活リハビリが目的で、医師の指示がありません。日常的な生活を送るリハビリがもととなっておりますので。デイケアの方は脳疾患などの方に対していろいろ機能回復をやっていきますので、目的がそれぞれ違っていますので同じ内容をやるということはできないと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） デイサービスは、個別的な機能訓練をやっているのは分かるん

ですが、例えばそこで、そこへ来ておいでる人もかかりつけ医がおると思うんですよ。そういう人とケアマネージャーと話して、例えば、今の本当は老健施設だけじゃないと作業療法士とかそんな人は来られないかも分かりませんが、ただその町職員にもそういう作業療法士、理学療法士、言語療法士とか、そういう人を是非、私はこれからいろんな面で介護予防に対してやっぱり必要やと思うんですよ。だから、職員の中でも、そういう人を是非、これから理学療法士、介護士ばかりじゃなくて、理学療法士とか作業療法士、やっぱりそういう人は必要やと思うんです。そうせんと、これから町の、町長がいつも言うておいでる「福祉の町」だということとで常々言うておいでますので、やっぱり日本一の、本当は福祉の町にしていきたいなと私は思うんです。そういうことで、そういう療法士を是非、今後、入れていただきたいなということをお願いします。これは町長にあとから答弁を求めます。

それとですね、その介護予防ですが、私は介護予防としては、今、高齢者の方が70代、高齢化の人が介護予防、一生懸命サロンとか教室とかやっておいでるんですが、私は是非、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代の方にもやっぱり介護予防をしていく必要があると思うんです、これからは。今、町の介護予算は、今年の予算は10億、19億か、19億円の予算になっておりますが、年々これは高くなっていきます。現在、現在というか、今現在でも日本の介護予防にかかるとる人は5百何十万人おるらしいです。それがまた10年後なれば、今の団塊世代を迎えて、多分にして1,000万人近くなると思うんですよね。だから、福祉の町を目指すときには、その年代別に介護予防を推し進める必要があると思うんです。

例えば、30歳代だったらですね、今、30歳の方は、筋肉まだありますけど、これから

筋力が低下していくわけです。その筋力を筋トレとかやって代謝を良くしてかって、要するに身体づくりをする。40歳の方は、肥満的にこれからなっていくので、これは有酸素運動、水泳とかウォーキングとかそういうことをしてやっていく。50歳代は50歳代で結局、軽めのウォーキングとかをやっていく。60歳の方はあくまでもウォーキングで足腰をゆっくりゆっくり歩いて鍛えていただく。やっぱり介護予防のことについては、やっぱり足腰が弱ると一番介護にかかる、要支援1、2になると思うんです。やっぱり一番、1、2にならないで、自分で1、2の人が自立をして、介護予防をやって自立してかって普通の生活に戻るといような取組みをしていかないとダメやと思うんです。その辺について、ちょっと町長と延川さんをお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、デイサービス、デイケアについての違いとを説明をいたしましたけれども、今、デイサービスですとひまわりであります。在宅の方で通っておいでます。そういう中に、今、リハビリを入れられるかといえば制度上も無理でないかと思えますし、また、人数的にもそんな方々が1日に入れる人数を世話をしておいでる。その中でリハビリの方ということになれば、また、そんな方を入れてしなければならんがでないかなと、そんな思いでおりますし、それが可能なのかどうなのか、もう一度制度上でちょっと調べてみまして研究をしていきたい、そう思っております。大変、介護予防、ちょうど5期になりましたら、ちょうど倍ほどになりまして、これからまだまだ増えていく中で、どうすれば健康で安心して暮らせるまちづくりができるのか、みんなで支え合っていきたいなど、そう思っております。またご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 延川住民福祉課介

護担当課長

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 町では、平成22年に要介護申請者の要介護となる原因について集計をいたしました。その結果、第1位が認知症、第2位が脳血管疾患、第3位が骨、関節疾患という結果になっております。また、今年度、介護保険事業計画策定のために、高齢者の皆さんにアンケートを実施しました。アンケートを実施して関心のある予防についてアンケートをとりました。その結果、第1位が仲間づくり、第2位が口腔機能の向上、第3位が先ほどおっしゃっていましたが足腰の衰えの予防が上位となっております。このような現状により、町では介護予防に関する取組みは多種多様にあると思っております。町民皆様お一人お一人が若い頃から生活習慣病の予防を含めた介護予防に関心をもっていただいて、ご自分の生活習慣を見つめ直し改善していくことが最適なことだと思っております。またよろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 先ほど、諏訪議員の答弁の中で、特養ホームについて町長が少し話をなされましたが、あそこで、特養ホームの増床ですね、そういうのはこれから今後考えられるのかどうか。今、どこでも満所状態で、訪問リハビリを受けるとような老健施設も全部、訪問リハビリをしているというような状況なので、その辺、特養ホーム鹿寿苑ではどのように考えておいでなのか。

それと、その特養ホームで作業療法士とか、それはできないのかどうか。機能訓練強化はしていると思いますが、その辺、特養になってくるとできないのか、どうか。OTとか作業療法士とか、これから入れられるのか。ただ、この特養ホームには、かかりつけ医の医師が常駐していないかも分かりませんが、かかりつけ医の方がおいでと思うんですよね。その辺、これから今後、どうなっていくのか

をちょっと聞きたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、介護保険の、先般答申をいただきました中に、29床を平成26年につくるという提言をいただきました。県のいろんな相談の中から、今の中能登町の現状ではそれがいいんじゃないかというようなことで、26年に向けて、30床ですとなかなか一つだけ、29床ですと採算もあわんというように、できれば今、鹿寿苑で、横に地面がありまして、そこを今、補助整備前に1,000坪ほど買わしていただいて、そして道路を挟んでそこに新しく29床の建物を建てて入っていただければと、今そう思っております。これも今、介護保険料金とともに、今、提出してありますので、23日に予算が通ったあとでまた皆さんと相談をしながら進めていきたい、そう思っております。これも29床までですと町で全て運営も、それから入る人も町の人だけでいいそうでありますので、それに向けて進めていきたい、そう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 延川住民福祉課介護担当課長

○延川しのぶ住民福祉課介護担当課長 先ほどの特別養護老人ホームでリハビリができないかということなんですけれども、この特別養護は常時介護が必要な方、かつ自宅で生活が難しい方が対象となっており、終始にわたって援助を行うのが特別養護老人ホームです。

先ほどのリハビリの件は、介護老人保健施設、町内ではなごみの里になりますが、こちらでリハビリを中心とした医療サービスを提供しておりますので、在宅復帰を目的にいろいろリハビリをやっております。そこには看護師、介護職員に加えて医師、理学療法士、作業療法士などがリハビリを行っておりますので、そういう目的の方は介護老人保健施設を使っていただければよいかと思っております。

す。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） それでは、分かりました。次の質問に移りたいと思います。

町内施設の耐震化について、各公共施設の耐震化はどうなっているか。住宅建築物耐震改修促進事業はどのような進捗状況かを聞きます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町内施設の耐震化についての質問にお答えをいたします。

建築物などの耐震基準につきましては、昭和56年の建築基準法改正に伴いまして、新耐震基準が定められております。それ以後に設計、建築をされました建物については、耐震化がクリアされております。この、新耐震基準以前に設計、建築された建物において、耐震化が必要になるものであります。

町内の主な公共施設での耐震化状況ですが、学校施設では、これまで計画的に耐震化工事を進め、今後の小中学校統合も含めまして、耐震化は全てクリアする予定であります。

その他の施設では、昭和56年以前に建設をされました鹿島庁舎や鹿西庁舎、天平の里、鹿島体育館など、新耐震基準を満たしていない施設もあるのが現状です。

このため、まず、町内公共施設の統廃合の検討を順次進めて、今後、維持する必要のある施設については、計画的に耐震診断、耐震化工事の実施を図り、安全で安心したまちづくりを早期に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

もう1点、このため、今後、どう対応をしていくのかということかと思っております。そういうことでございます。詳細につきましては課長から説明をさせますのでよろしく願います。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 住宅建築物耐震改

修促進事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

将来、発生が予想されます東海、東南海、南海、首都直下型地震などによる、大きな地震被害が危惧されている状況を受け、国は被害の軽減を図るため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を平成17年に改正し、住宅・特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標に掲げております。

また、平成19年3月25日に発生いたしました能登半島地震では、最大震度6強の強い揺れが生じ、当町におきましても、ケガをされた方3名、家屋の全壊3棟、半壊7棟、一部損壊1,959棟の大きな被害を受けました。

町といたしましても、国の法律改正や能登半島地震を教訓として、平成20年度に一般住宅の耐震化を促進するため、普及啓発資料として、改修モデルプラン、耐震改修の知識等を記載したPRパンフレット「耐震補強のすすめ」を、また、本年度は「地震防災マップ」を全戸配布いたしております。

更に、助成制度では、平成20年度に「耐震診断モデル事業」を創設し、耐震診断に対する助成制度を実施いたしております。

また、平成21年度からは「中能登町既存木造建築物耐震改修等補助事業」を制度化し、耐震診断・耐震改修工事費に対する助成をスタートし、耐震化の促進を図ってきたところでもあります。

しかしながら、耐震改修の工事費が高額となるため、助成制度の利用が大変少ない状況となっております。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災でも、大変多くの家屋が被災をされております。

このため、先の予算審査特別委員会でもご説明させていただきましたが、平成24年度より新たに耐震設計にかかる費用にも助成制度を設けるとともに、耐震改修工事費への助成につきましても、これまでの60万円から

120万円に大幅に引き上げ、耐震改修の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、助成制度の変更を周知するため、広報、ホームページ、チラシ等を作成し、町民の方々に住宅の耐震化の促進を図ってまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 公共施設の建物ですが、体育施設も含めて、それと社会教育的なラピアとか、そういう所の施設はどうなっているのか。耐震基準値を満たしているのかどうか。その辺を聞きたいと思ひます。

それと、この住宅建築物の耐震化促進事業は、今、助成費が60万円から120万円うたれるということで、今年度は304万円うたれたわけなんです、去年は要望がなかったということでそのまま繰り越されていましたが、昨日、テレビでやりましたのを観ていましたら、石川県のこの耐震化、スパンが短かくなってきているので地震に対する家の住宅の、低層住宅の改築が遅れていると。二十何パーセントしかやってないということ昨日のテレビで、NHKか何かでやりました。その辺を踏まえて、本当にこれ、町民の皆さんに地震というスパンがだんだんだんだん短かくなってきているもんですから、その辺を周知、本当にこれから、今、広報を通じてさらりと言われましたが、本当に効果あることをやっていただきたい。その辺もう一回、高橋課長に聞きたいと思ひます。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 宮下議員の再質問にお答えをいたします。

当町の耐震化率、56年以後に建てられた住宅、平成18年度末時点、ちょっと古いデータですけど、その時点では、41%の耐震の住宅というふうになっております。それをです、ね国の方でも90%に近づけたいとい

う法律改正に基づいた事業の趣旨でございますので、今後とも引き続きPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

それからもう1点、体育施設等の耐震化については、生涯学習課長の方でお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 宮下議員の再質問についてお答えいたします。

町内の生涯学習施設、体育施設についての耐震化についてはどうかというご質問でございます。

現在、町内の生涯学習施設で新耐震基準となっていない施設につきましては、鹿西公民館、それと公民館に併設されています旧保健センターろくせい、また、体育施設につきましては、鹿島体育センター、勵志館、鹿西武道館、鳥屋体育館で、いずれも昭和56年以前に建設された施設でございます。

宮下議員申されましたラピア鹿島、カルチャーセンター飛翔、ふるさと創修館等につきましては、新耐震基準で建設されていますので耐震化についてはクリアされておることでございます。

新基準がクリアされていない施設でも、現在も数多くの方にご利用されている施設も多くあります。建設年度も相当古く、老朽などによりまして存続が難しい施設もあるのが現状でございます。

このため、今後の対応といたしまして、まず同じ目的で利用されている施設や老朽化施設などの統廃合、また地域の利活用を含めた町全体的な施設利用計画などを検討しまして、今後、存続必要な施設の耐震化整備を計画的に図る必要があります。

そこで、来年4月の統合中学校開校、並びに、今後検討されます統合小学校の計画に伴い、体育館など統合により生じた施設の有効利用、各種団体のご意見をお聞きしながら調整しましたうえで各施設の統廃合を決定し、

存続する施設におきましては、早急な耐震診断を進め、耐震化工事の実施を行っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 以上で終わります。

◎散 会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

最終日23日、午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時38分 散会

平成24年3月23日（金曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	八尾外喜夫
参事兼住民福祉課長	谷敏則	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 島元 奈緒美

○議事日程(第3号)

平成24年3月23日 午後3時開議

日程第1 総務建設常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 予算審査特別委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町一般会計補正予算)

議案第1号 中能登町暴力団排除条例の制定について

議案第2号 中能登町道の駅条例の制定について

議案第3号 中能登町古民家条例の制定について

議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例
について

議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

- 議案第13号 平成23年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第14号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第15号 平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第16号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第17号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第18号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第19号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第20号 平成23年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第21号 平成24年度中能登町一般会計予算
- 議案第22号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成24年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議託第24号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第25号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第27号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第28号 平成24年度中能登町水道事業会計予算
- 請願第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する請願
- 請願第2号 原子力発電所の警備に関する請願
- 請願第3号 A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する請願
- 請願第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書
提出の請願書
- 請願第5号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書提出の請願書
- 請願第6号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書提出の請願書

日程第5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

- 日程第1 発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

- 日程第2 発議第2号 原子力発電所の警備に関する意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第3 発議第3号 A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第4 発議第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第5 発議第5号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） ご苦労さまです。

ただ今の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（坂井幸雄議員） 日程第1から日程第2 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました、報告第1号及び議案第1号から議案第20号まで、請願第1号から請願第6号の以上、報告1件、議案20件、請願6件を一括して議題といたします。

以上の案件に関して、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長 宮下為幸議員
〔総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員） 総務建設常任委員会における、審査の経過並びに結果について、報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、報告1件、議案12件、請願4件であり、報告1件、議案12件については、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、平成23年度中能登町一般会計補正予算では、除雪費の不足にかかる2,000万円の専決処分の報告を受けました。

次に、議案第2号「中能登町道の駅条例の制定について」では、平成26年春開業予定の「道の駅」の設置に関して、施設の管理運

営等の内容を定める説明を受けました。今後、施設に関して、電気自動車を利用できる充電施設の整備を要望いたしました。

次に、議案第3号「中能登町古民家条例の制定について」では、今月末に小田中地区に完成予定の古民家の利用開始に関する管理運営等の内容を定める説明を受けました。当初計画では、宿泊可能との説明でありましたが、今定例会で宿泊には法的規制があり、困難との説明を受けました。今後、随時、計画変更の報告を行う旨の要望をいたしました。

次に、議案第13号「平成23年度中能登町一般会計補正予算」では、農業振興費の水田営農対策確立事業補助金1億285万2,000円の増額の内容は何かとの質問に、町内ライスセンター再編を図るため、事業主体であるJA能登わかばに対し補助金を交付し、平成24年度に鹿島ライスセンターの増強を行い、平成25年には鹿西ライスセンターを廃止する旨の説明を受けました。

続いて、議案第18号「平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算」では、当初計画の西馬場地区4区画のうち3区画が契約確定し、残り1区画分539万8,000円を減額するとの説明を受けました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告1件については、全会一致で承認し、議案12件については全会一致で可決いたしました。また、請願4件については、全会一致で採択いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会での報告を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔教育民生常任委員会委員長（岩井礼二

議員) 登壇]

○教育民生常任委員会委員長(岩井礼二議員) 教育民生常任委員会における、審査の過程並びに結果について、ご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案9件、請願2件であり、議案9件については、執行部から説明を求め慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第9号「中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について」では、高校生にも郷土を勉強してもらうため、入館料を小中学生並みにする考えはないのかとの問いに、今回の条例改正については、雨の宮能登王墓の館の入館料を石動山資料館、ふるさと創修館の料金と統一するためであり、今後、3施設の高校生の料金を検討していきたいとの説明を受けました。

次に、議案第11号「中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」では、何年を見込んで介護保険料を値上げしたのかとの問いに、介護保険料については3年に一度見直しをするもので、平成24年度から平成26年度の介護給付額を見込んで算定したものであるとの説明を受けました。

次に、議案第13号「平成23年度中能登町一般会計補正予算」では、社会教育活動推進事業費の石川ジュニア・ジャズ・アカデミーの補助金について1人当たりいくら補助するのか、また参加する中高生の演奏をどのようにアピールするのかとの問いに、今年の春、アメリカのモンレー市で開催されるジャズコンテストにゲスト出演する石川ジュニア・ジャズ・アカデミーのメンバーに町内の中高生5名が参加するため、七尾市と同額の1人5万円の補助をするもので、参加する中高生の演奏については、ふれあいコンサート等、様々な発表の場でアピールをお願いするとの説明を受けました。

また、生涯スポーツ推進事業では、ジュニア全国大会等派遣の補助について、どのように補助をするのかとの問いに、小中学生が全国大会など6大会に出場することになり、その派遣費を全国大会については70%、それ以外の大会には50%を補助するものであるとの説明を受け、スポーツばかりではなく、文化活動面においても配慮してほしい旨の要望をいたしました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案9件につきましては、いずれも全会一致で可決、請願2件のうち請願第5号については、全会一致で採択、請願第6号については、具体的施策を更に調査することとし、全会一致で継続審査といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長(坂井幸雄議員) 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

日程第3 予算審査特別委員会委員長報告
これより、本定例議会から付託をしておりました、議案第21号から議案第28号までの議案8件を一括して議題といたします。

以上の案件に関して、委員会における審査の過程及び結果について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 甲部昭夫議員
〔予算審査特別委員会委員長(甲部昭夫議員) 登壇]

○**予算審査特別委員会委員長（甲部昭夫議員）** 予算審査特別委員会における、審査の経過並びに結果について、ご報告をいたします。

当委員会は、去る3月13日、14日並びに15日の3日間にわたり開催し、町執行部の出席を求め、本定例会より付託を受けました、平成24年度各会計予算の議案8件について、慎重に審査を行いました。

その経過並びに結果について簡潔にご報告申し上げます。

まず、付託議案における委員会採決の結果について、ご報告いたします。

議案第21号 平成24年度中能登町一般会計予算

議案第22号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成24年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第26号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第27号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第28号 平成24年度中能登町水道事業会計予算

以上8件については、議案第21号では、反対・賛成討論が行われ、結果、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第22号から議案第28号までは、全会一致で可決と決定いたしました。

次に、委員会の審査の過程において、委員各位より出された指摘・要望事項について、全会計予算全般にわたり、これまで以上に徹底した経費の見直しを行い、税収確保と受益者負担の適正化等に努め、効率的な行政執行を進めていただくよう強く望みます。

また、多様化する町民のニーズに応えるため、限られた財源を計画的・重点的に配分し、町民の幸せと将来の中能登町発展のため主要な施策、事業を厳選した中で、執行されるよう要請をいたしておきます。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」とおりであります。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（坂井幸雄議員）** 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（坂井幸雄議員）** 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結します。

◎**討論・採決**

○**議長（坂井幸雄議員）** 日程第4 討論・採決

これより、上程議案報告第1号及び議案第1号から議案第20号まで、報告1件、議案20件について、一括して討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（坂井幸雄議員）** ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算）を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号 中能登町暴力団排除条例の制定についての採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 中能登町道の駅条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 中能登町古民家条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決

されました。

次に、議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

以上の議案9件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

議案第4号から議案第12号までの議案9件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成23年度中能登町一般会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第15号 平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第16号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第17号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第18号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第19号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第20号 平成23年度中能登町水道事業会計補正予算

以上、議案7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致での可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第14号から議案第20号までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第1号から請願第6号までの請願6件について、一括して討論を行います。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 討論がないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

請願第1号 サイバー攻撃・情報保全対策

に関する請願を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

続いて、請願第2号 原子力発電所の警備に関する請願を採決いたし、採決をお諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 APECでのTPP交渉参加の表明に抗議する請願を採決いたし、採決をお諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で

採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第4号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第5号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、この請願第5号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第6号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で継続審査であります。

この請願を継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第6号は、継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、議案第21号から議案第28号までの議案8件について、一括して討論を行います。

討論の方、ございませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

8番 古玉栄治議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） 私は、議案第21号 平成24年度中能登町一般会計予算、10款教育費、統合小学校建設費4,347万6,000円は、鹿島地区の統合小学校建設実施計画の予算と説明を受けております。この予算について、反対いたします。

なぜなら、今回の私の一般質問の教育委員長への答弁で分かるように、教育委員長は子供たちの教育環境や学校の築年数、中能登町の財政を考えると、合併特例債があるうちに建てないと、今後、建設することが大変難しいと言われております。

烏屋小学校は、越路小学校より5年も古い学校です。老朽化が著しくなり、外壁の一部が落下する危険がでてくる恐れがあります。また、鹿西小学校は、今後、1クラスになります。

教育委員会では、「人間形成の中で大事なことは、いろいろな人と交わることであり、1学級でクラス替えもできないのでは困る」と言っています。教育委員長は、「教育委員会の第一の責務は、今後、中長期間を見通した安全で安心な教育環境を提供し、時代にあった学校づくり、子供たちが切磋琢磨しながら学ぶことができる環境を提供することであると思います」と答弁されております。

統合小学校を建設するならば、教育委員長の答弁を尊重し、中能登小学校を建設することが優先されるべきだと思います。

よって、鹿島地区の統合小学校建設に係る予算に反対いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

11番 岩井礼二議員

〔11番（岩井礼二議員）登壇〕

○11番（岩井礼二議員） 賛成討論を行います。

議案第21号、10款教育費、鹿島地区統合小学校議案に賛成をいたします。

理由といたしまして、平成15年8月から平成16年の12月、旧鹿島町で3回の学校再編検討委員会、議会への説明を経て小学校統合については1校とする結論に至っております。

また、現在の使用中の滝尾小学校及び御祖小学校の普通教室棟は耐震基準を満たしておらず、国・県から早期に耐震化を進めるよう指導を受けている現状であります。

次に、現在の鹿島中学校の校舎は、建築後50年を経過し、RC造の償却年数を経過しております。RCとは、鉄筋コンクリート造りでございます。

また、当時の生徒数はピークで900人規模でしたが、予定しておる27年に統合小学校として開校するとなれば、467人の生徒数の予定であります。人数では、当時の約半分規模で、しかも小学生が対象であります。せっかくの機会です。ですから、生徒・子供たちに夢を持たせる環境、新しい校舎で多人数でのびのびと競い合いながら良い教育を受けてほしいと思います。

以上のことを踏まえ、23年度予算に採択している基本設計予算を大切に享受をすることとし、来年度の実施設計予算に賛成をいたします。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第21号 平成24年度中能登町一般会計予算を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成24年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第26号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第27号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第28号 平成24年度中能登町水道事業会計予算

以上、議案7件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第22号から議案第28号までの議案7件については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程1

○議長（坂井幸雄議員） お諮りいたします。

ただ今、提出者 宮下為幸議員ほか賛成者

6名から、

発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策を求める意見書

提出者 宮下為幸議員ほか賛成者6名から、

発議第2号 原子力発電所の警備を求める意見書

提出者 宮下為幸議員ほか賛成6名から、
発議第3号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書

宮下為幸議員ほか賛成者6名から、
発議第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

提出者 岩井礼二議員ほか賛成者5名から、

発議第5号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書

以上、発議5件を提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ご異議なしと認めます。

発議第1号から発議第5号を、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程表を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時41分 休憩

午後3時42分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程1 日程第1

発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

〔5番(宮下為幸議員)登壇〕

○5番 宮下為幸議員 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

簡潔に説明したいと思います。

衆議院や参議院、政府機関を狙ったサイバー攻撃が明らかになり、サイバー攻撃に対する国民の不安はこれまでになく高まっている。

我が国の重要な情報がサイバー攻撃で海外に流出することは、国益に大きな影響があり、政府が一体となってサイバー攻撃・情報保全対策を構築することが求められている。

よって、国におかれては、下記の事項において積極的に実現を図り、サイバー攻撃に対する国民の安心・安全を守るように強く要望する。

記

- 1 国家としての安全保障の観点から、情報保全の基本戦略を早急に構築すること。
- 2 我が国の防衛調達に関する情報管理、保秘体制を強化すること。
- 3 重要な社会基盤に対するサイバー攻撃の可能性を評価・検証し、地方自治体に対するサイバー攻撃対策についても、早急に戦略を構築すること。
- 4 民間の優れた人材の技術を活用し、官民一体となった情報保全対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

石川県中能登町議会

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(坂井幸雄議員) 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第1号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。以上で、質疑を終結いたします。あつ
続いて、採決を行います。

発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策
を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決
されました。

追加日程1 日程第2

発議第2号 原子力発電所の警備を求める
意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

○5番 宮下為幸議員 原子力発電所の警備
に関する意見書

簡潔に説明したいと思います。

今般の福島第一原子力発電所の事故は、国
際社会に大きな影響を与えた。原発の安全対
策は自然災害のみならず、テロ対策も重要で
あることは言うまでもない。

特に、現在、収束に向けた努力が続けられ
ている福島第一原発に対して、テロ組織等が
攻撃を企てると、不安定な状態となっている
原子炉から大量の放射性物質が放出される可
能性もあり、嚴重な警備体制が必要とされて
いる。

よって、国におかれては、下記の事項につ
いて早急に検討し、実現できるものは早急に
実現するように強く要望する。

記

1 成田国際空港警備隊を参考に、警察が新

たに「原発警備隊」を創設するなど、警備
体制の充実を図ること。

2 自衛隊の任務に原発施設等の警護を加え
る自衛隊法の改正を行うこと。

3 海上からの攻撃に対処するため、海上保
安庁と海上自衛隊の連携を強化すること。

4 警察・自衛隊と周辺自治体とを加えた防
護訓練を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意
見書を提出します。

平成24年3月23日

石川県中能登町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わり
ました。

ここで、発議第2号についての質疑を行
います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであり
ます。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであり
ます。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第2号 原子力発電所の警備を求める
意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第2号は、原案のとおり決定するこ
とに、賛成の方の起立を求めます。

暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後3時52分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 開議いたします。

訂正をお願いいたします。

発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書を訂正お願いいたします。

暫時休憩して、訂正の箇所を言います。

午後3時53分 休憩

午後3時54分 再開

開議いたします。

発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書を議題といたします。

求める意見書を、情報保全対策に関する意見書に直していただきたいと思えます。

次に、発議第2号 原子力発電所の警備を求める意見書を、原子力発電所の警備に関する意見書に訂正してください。

訂正します。

再開いたします。

日程第1 発議第1号 サイバー攻撃・情報保全対策を求める意見書を、サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書に訂正いたします。

次に、日程第2の発議第2号 原子力発電所の警備を求める意見書を、発議第2号 原子力発電所の警備に関する意見書に訂正いたします。

追加日程第1 日程第3

発議第3号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

○5番 宮下為幸議員 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書

簡潔に説明したいと思います。

野田総理は、11月のアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議において、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加に向けて、各国との協議に入ると述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、TPP交渉参加にあたって、国会審議における閣僚問答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、TPPをめぐる混乱に拍車がか

かっている。

混乱の原因は、野田総理そのものにあると言わざるを得ない。特に交渉においては、国民皆保険制度については、「断固我が国の制度を守るために交渉する」と述べる一方、米の関税については、「守るべきは守る」と真意が疑われる発言をするなど、交渉において真の国益を守る気概が感じられない姿勢が際だっている。

よって、国におかれては、TPPに対する国民的論議が熟すよう、交渉で得られた必要な情報は速やかに明らかにし、TPPの利点、不利となる点、国益上の危機をわかりやすく国民に説明するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

石川県中能登町議会

よろしくお願いいたします。

○議長(坂井幸雄議員) 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第3号について質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第3号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

追加日程1 日程第4

発議第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

○5番 宮下為幸議員 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

簡潔に説明したいと思います。

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権「一括法」の第1次・第2次一括法が、今年の通常国会で成立しました。291項目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、今年の通常国会に提出される見直しとなっています。

一方、自主財源に乏しい自治体では、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保の費やさざるを得ないなど、更に厳しい財政運営を強いられています。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢化社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域主権改革は、地域住民らが自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な

転換を進めていくものでなければなりません。

よって国においては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図っていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

石川県中能登町議会

よろしく申し上げます。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第4号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

追加日程1 日程第5

発議第5号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11 番 岩井礼二議員

○11 番 岩井礼二議員 ただ今、上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明にかえさせていただきます。

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により、平成 22 年 8 月 1 日から母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、国におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施することを強く要望します。

記

1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしているも子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 23 日

石川県中能登町議会

よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第 5 号についての質疑を行います。

ます。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第 5 号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第 5 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

発議第 5 号は、原案のとおり可決されました。

発議 2 号について、もう一度行います。

発議第 2 号 原子力発電所の警備に関する意見書を議題といたします。

これについての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、討論を行います。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

発議第 2 号 原子力発電所の警備に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号は、原案のとおり決定すること

に、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（坂井幸雄議員） 日程第5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長からの会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌の事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌の事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第1回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時11分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 井 幸 雄

署名議員 田 中 治 夫

署名議員 作 間 七 郎